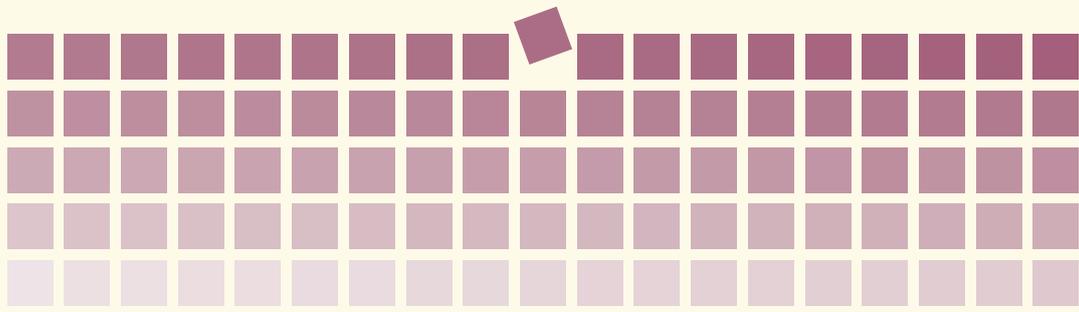


保育科学研究

第4卷（2013年度）



社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所

発刊にあたって

日本保育協会保育科学研究所の平成25年度の研究成果をまとめた「保育科学研究第4巻」を発刊いたします。

昨年度から総合テーマを掲げることとなり、本年度も引き続き「安全・安心」とし、小テーマは「地域と子どもの環境」となっております。

このたびの研究は、昨年度と同様に研究所運営委員会において協議し、承認された5件を掲載しています。この研究要旨については、研究所が年3回発行している「研究所だより」第14号で紹介しております。また本年度は、招待論文としてお二人にご執筆いただきました。

次の平成26年度の研究については、保育、教育、人材育成、保護者の育成などにおける「育」について、子どもを取り巻く環境、特に人的環境を再点検しながら、保育所で今起きている問題、諸課題について研究するとして、総合テーマを「育つ・育てる」、サブテーマを「いま保育所で何がおきているか」と設定しました。この内容に沿った6件の研究計画と、別に指定としての1件が運営委員会において承認され、研究が開始されています。これらの研究要旨については「研究所だより」第17号で紹介する予定です。

平成24年度の研究成果6件については、平成25年9月に開催した第3回学術集会で代表者による発表が行われ、併せて講演、シンポジウム等が行われました。この内容についても「研究所だより」第15号に概要を掲載しました。なお、これらの研究所の発行物は日本保育協会のホームページ「保育科学研究所」からご覧いただけます。

今後とも保育科学研究所は、日本の乳幼児保育の向上を願い、保育実践・研究の各分野でご活躍の皆様の参加を得て、保育を科学する研究を充実させていくために努めてまいりたいと思っております。

引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成26年3月

日本保育協会保育科学研究所長

巷野 悟郎

目 次

発刊にあたって (巷野悟郎)

研究論文

安全・安心—地域と子どもの環境—

保育ドキュメンテーションを用いて (坂崎隆浩) …………… 1

保育所における災害時の栄養・給食対応に関する研究

災害時対応マニュアル—給食編—の作成 (迫 和子) ……………14

保育所と保育士養成校の連携による地域における子どもの安心・安全、

人的環境のあり方に関する研究 (長谷川育代) ……………37

園外保育における安全確保体制に関する研究 (森 俊之) ……………52

保育園サーベイランスを用いた予防接種で予防可能な疾患の

罹患状況の把握と活用に関する研究 (菅原民枝) ……………70

招待論文

子どもの視座に立った保育

—安全・安心・望ましい保育施設— (田中哲郎) ……………81

保育環境としての地域の遊び場における事故防止について (荻須隆雄) ……………95

(資 料)

日本保育協会保育科学研究所細則 ……………103

日本保育協会保育科学研究所倫理委員会細則 ……………105

日本保育協会保育科学研究所運営委員会 ……………106

安全・安心—地域と子どもの環境—（保育ドキュメンテーションを用いて）

研究代表者	坂崎 隆浩	（こども園ひがしどおり園園長）
共同研究者	北野 幸子	（神戸大学大学院人間発達環境学研究所准教授）
	梶沢 幸苗	（中居林保育園園長）
	東口 房正	（ふじが丘保育園園長）
	田和 由里子	（春日保育所所長）
	筒井 桂香	（もとしる保育園副園長）
	永田 久史	（第二聖心保育園園長）
	田中 啓昭	（もくれん保育園園長）
	高月 美穂	（藤原保育園主任保育士）

研究の概要

日本における幼稚園・保育所における乳幼児教育の基本は環境を通じた保育であり、小学校の接続が重要視されている。幼児期にふさわしい教育的な学びは、一人ひとりの発達を見通した保育であり、遊びを通じた保育のねらいの達成となる。このねらいは保育所保育指針、幼稚園教育要領に共通したものである。

保育所はその特性上、現在は「保育に欠ける子」を長時間施設保育する。よって保育現場では保護者への保育伝達は送迎時、園便り等のおたより配布等が頻繁に行われてきた。しかし、そこでは保育の様子や諸連絡が中心に行われてきた。そのため、安全・安心に至る保育の効果を十分に説明できず、また、子どもの発達の様子やどんな目的を持った保育なのか、どんな保育方法を用いたのか、そしてその保育によって子どもの育ちや保育の成果はいかなるものであったかを十分に伝えることができなかつたように思われる。本来であればこれらが伝わってこそ、保育の安心感があるものである。本研究では安全・安心を有効に伝えるものとしての保育ドキュメンテーションの必要性が示唆された。ドキュメンテーションの効果は、子どもの観察や記録という子どもを見つめること（事実記録）と保護者や広くは地域に子どもの様子や保育のあり方を知ってもらう（教育的意図と成果、評価の発信）という二つの点が挙げられる。今回示した日本式保育ドキュメンテーションも含めてその方法は多岐に渡る。それは突き詰めていけば、たった一人の子どもの発した言葉ひとつでもドキュメンテーションになりうる。そこから発せられた言葉からも保育を充実させるべきヒントがある。よってドキュメンテーションが保育の説明責任、園保育活動のPRとしては有効な材料であるのでその発信促進の必要性を提言したい。本研究では、日本におけるドキュメンテーションの導入、日本式保育ドキュメンテーションの開発と活用のための提言、実験における検証、浸透性等について論じ提言した。イタリアにおいて幾ら素晴らしいドキュメンテーションであっても日本においての必要性やその方法の確立が必要であるからである。前述したが、現在行われている事実記録という状態から、教育的意図と成果、評価の発信へと導くことが、これからの保育の発展に寄与する大きな一歩であると考えられる。更に保育の安全・安心及び地域のこども環境の充実を考えたときにこの保育ドキュメンテーションによる期待される成果は大きいと考える。日本式保育ドキュメンテーションの浸透により安心・安全の保育が進展していくことを大きく期待したい。

キーワード：保育の説明責任、プロジェクト型保育、日本式ドキュメンテーション、保育士の自己成長の糧、家庭との連携および地域への情報発信

はじめに

子ども環境の質を考えると、OECD (2013)¹⁾等、世界では幼児教育・保育の質を複数の視点からモニタリングしている。それには、子ども個人／職員／施設サービス／カリキュラム等が含まれる。しかし、日本の場合は

施設安全基準のみがとかく安心の担保であり、安全・安心の保育に子どもの発達保障や職員養成などは基準に成っていない。つまり、保育を養護と教育の総体と考えるならば、養護的な安全・安心が主でありつつも、教育的な観点も必要であり、その点が不足している。世界が示しているように、最低限安心・安全を保障するものであ

る点は当然であるが、これ以外の観点も同時に保障されてこそ、子ども環境ひいては地域の保育環境も保たれるのである。

安心・安全の原点は保育がきちんと行われているのか、又それが保護者や地域に説明責任として行われているのかによって担保される。保育現実の可視化、保護者への発信は安心安全な保育の原点である。それに伴う実践の質の向上は、つまりは保育の質の向上であり、保育の科学化に繋がっていくことになる。

その一つの手法として本研究では、保育ドキュメンテーションに注目する。本研究ではまず発祥地であるイタリアのレッジョ・エミリア市における保育ドキュメンテーションとは何かを紹介しその特徴や必要性を確認し、次に日本式保育ドキュメンテーションの開発と活用のための（個別の園を超えた）調査を行う。特に保護者のリアクションを明らかにし、日本式保育ドキュメンテーションの開発とその活用について、意義、課題、その浸透のための方略を提言する。

1. 保育ドキュメンテーションとは何か

1-1. レッジョ・エミリアの保育におけるドキュメンテーション

イタリア北部レッジョ・エミリア市の保育は、教育家ローリス・マラグツィの指導と市当局の理解と支援によりその基礎が築かれた。その実践は1991年に米国のニュース・ウィーク誌に「最も革新的な幼児教育」と紹介され世界中に広く知られることとなった。我が国では2000年以降、概説書やビデオ等によって紹介された²⁾。『子どもたちの100の言葉』というテーマで作品展が世界各国で開催され、その実践は高く評価されている。

レッジョ・エミリア幼児学校は、1クラス20名程度に対して2人の保育者が配属され、1人は主に幼児の活動支援担当、1人は主に記録を担当する。各幼児学校に1人のアトリエリスタ（芸術保育者）が配属される。またペダゴジスタ（教育保育者）がカリキュラムの立案等教務主任のような役割を果たしており、保育の体制が充実している。

レッジョ・エミリアの保育の特徴としては、創造性を重視していることが挙げられる。創造性の教育は、それを支える保育専門家が充実していることと、ドキュメンテーションが多いに活用されることにより、豊かなものとなっているといえる。

この保育方法はプロジェクト型保育であり、「レッジョ・エミリア・アプローチ」といわれ、子どもと大人の相互作用に基づく創造性の教育が重視されている。プロジェクト活動のテーマは子どもたちや保育者たちの経験や日々の出来事、問題などに関する子どもたちの話し合いにより決められ、相互作用を重視したグループの共同活動が展開する。これを支えるのがペダゴジスタ（教育

保育者）とアトリエリスタ（芸術保育者）であり、またドキュメンテーションが大いに活用されている。

ドキュメンテーションとは、完成した作品の結果ではなく、保育のプロセスを可視化するための記録である。プロジェクト型保育においては、子どもたちの個々の会話や行動を様々な方法（録音、写真、ビデオなど）により活動記録や観察記録が作成され、保育を可視化し、保護者に保育の意図、活動の実際、子どもの育ちへの評価や課題があらわされる。ドキュメンテーションによって、子ども一人ひとりの学び、成長していく過程がその子ども自身や親などによって確かめられるようになっていく。

1-2. 日本におけるドキュメンテーションの導入

レッジョ・エミリアの影響もあり、日本においてもドキュメンテーションの導入が個々の園レベルでなされている。そもそも、保育園から保護者に向けて「おたより」・「育児日誌」・「HP」・「ブログ」・「ボードフォリオ」・「保育ドキュメンテーション」等多様な方法で保育内容等の情報発信や情報公開がなされてきた。

その背景の一つに社会の変化、特に医療業界からの影響があげられる。三次医療法の改正（H9年）において説明責任（インフォームド・コンセント）の導入から患者への医療情報の説明と同意に変更になり、家族への説明責任（インフォームド・コンセント）が徹底され可視化できる医療地域連携が必須となった。保育所も同じくしてH10年に入所方式が措置（行政処分）から選択する方式に改められ保育所も説明責任（アカウントビリティ）の必要性が出てきた。H20年に、保育所保育指針の改定が行われその中で保育所が行う保育内容を適切に説明するよう努めなければならないと記述され現在に至っている。

一方、その背景として、少子高齢化による社会の変化の影響も挙げられる。孤立した子育ての環境の中、不安や悩みを抱える保護者が増加した。人とのかかわりが希薄になり、生活リズムの乱れや食生活の問題等が起こっている。多忙で多様な価値観をもつ保護者が増えてきている。今日、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期に、説明責任を通し保育園と保護者がパートナーとなり共通理解を図りながら保育をしていく必要性が高まっている。加えて、保育所保育とは専門家による専門的活動であり、その説明責任の必要性も高まっている。

しかし残念なことに、多様な発信をしているにも関わらず保護者にとって保育園はブラックボックスであることが多く、保育所の乳幼児の保育の大切さやどの園も大切にしている理念や保育方針が理解されてなく、保育者の適正な評価を受けているとは言い難い面もあるように思われる。よって、単に活動の事実を伝えるだけではなく、その子の変化（成長や学び）を具体的に伝えていく

ことが大切であるといえよう。

保護者へ保育の現実を効果的に伝える方法として、保育ドキュメンテーションがある。保育ドキュメンテーションとは、写真を使って、文章や言葉では上手く伝わらない学びと育ちの物語を「見える化」していく。保育のねらいやその経過、子どもに対しての気づき、保育者のこれからの関わりや見通しを表示し構成する。見やすい画面構成と視覚に訴える写真は、保護者の興味を引き保育に対して具体的な会話を展開して楽しむこともできる。また、保護者と子どもと一緒に見ることで写真からの記憶を引出し、保育の追体験と合わせて学びの再確認もできる。さらに、ファイリングする事で新人研修や園内研修の教材として利用することで結果として保育の質の向上に繋げることができる。レッジョ・エミリアの影響を受けつつ、日本においても各園が保育ドキュメンテーションを導入しつつある。

1—3. 日本式保育ドキュメンテーション開発

日本の保育の特徴は、その集団性にあるとも言えるであろう。人間関係が重視され、特に年長児には、協同的な学びの育ちが期待されているといえよう。集団保育における安全安心を考えたとき、一つには身体的危害と精神的危害の危険を回避するという安心安全の確保があり、このことに関しては厳しい評価基準やチェックリストを活用し保育者は様々な方法で常に十分な配慮を心がけている。言うまでもないがこの適切な養護的環境が確保されない限り保育所保育の集団が持つ豊かな学びの機会を十分に子どもに提供することはできない。これらが基本的に確保されたことを前提とし、もう一つの安全安心が存在することに目を向けてみたい。それは子どもの学びが集団保育の中において、必要に応じて豊かに提供されているかという教育の安心安全の確保である。

例えば保護者側からの視点で考えたとき、行事での子どもの姿を見ることはできるが通常の保育がどのように行われ、何を目的にわが子が保育をされているのか、また年齢に応じた保育が適切に提供されているのか、保育からどのような影響を受けどのような学びと成長があるのか、保育指針に沿った保育とはどのようなものであるか、本来の幼児の学びとは何なのかが見えないことへの不安を持つのではないだろうか。

子どもの育ちには保育者と保護者との共通理解と協同的関わりが必要であり、よく言われる「共育、協育、教育」が求められ、養護と教育が一体的に行われる保育現場には養護的安心安全と合わせて教育的安心安全も求められていることを理解しておくべきである。

この教育的安心安全を確保するための一つの方法として日本型ドキュメンテーションが多いに期待される。

現在、園便り、クラス便り、個人のお便り帳、写真提示、ビデオ等情報発信に工夫をしてきているところだが、ほとんどが「～をした」という結果報告に終わっている

ことが多く、結果に至るまでの過程や、その活動を選択した理由のところには至っていない。

今回提案している保育ドキュメンテーションは、読みやすい文章と写真で構成したもので、保育の専門家として伝えるべきものが系統立てて見えるように作成することができる。

まず子どもの発達が明確に見え、発達に沿ったプロジェクト（保育内容）が立案されていることが分かり、プロジェクトに関わった子どもたちが、そこから何を学び、どのような力をつけているかが簡潔な文章で示されることにより、保育指針に則った日々の保育が見えてくる。またこの方法は情報発信として有効であるだけでなく、作成する保育者側にとっても、自らの保育の評価と専門家としての知識習得につながり、保育の質の向上に大いに役立つものである。

つまり、「日本型保育のドキュメンテーション」の役割は、保育士が発達の科学的根拠に基づいた情報発信をするための自己研鑽の機会になること、保護者が子どもの発達を正しく理解する手助けとなること、そして地域社会に子どもの育ちを発信することで、三者が協力して子どもを育てていく構造が出来上がることがあげられる。

2. 日本式保育ドキュメンテーションの開発と活用のための調査研究

2—1. 調査の目的

レッジョ・エミリア市の保育の影響を受けてか、保育ドキュメンテーションを導入している園もみられるようになってきた。各種工夫により保育の可視化を図っている実態もある。しかし、それはそれぞれの園が各園で実施工夫をしているものであり、園を超えて、つまり複数の園で保育ドキュメンテーションを導入し、その効果を検証した研究は他にみられない。

本研究では、椋沢幸苗氏を会長に置く保育総合研究会の会員全国100施設の中から、本年ドキュメンテーションを研究している24園を対象にして、共通の題材（保育のねらい）のドキュメンテーションを行い保護者に配布し、その結果を保護者及び保育者に対してアンケートをとった。その方法と考察については後述する。

現在、保育総合研究会で進めている（レッジョ・エミリアの活動記録や観察記録による保育の可視化、保護者に保育の意図、活動の実際、子どもの育ちへの評価や課題を発信する）手法を使って発信、情報の伝達状況や受け取り方について状況把握からその有効性等について比較検討し、日本式のドキュメンテーションを模索する。

2—2. 方法

研究方法は以下のとおりである。

- ・調査日時（2013年8月）
- ・対象：園数24、保護者数605（回収447）、保育者131
- ・ドキュメンテーションの作成 色水遊び
- ・データ収集の方法：配付方法、収集方法、質問項目の概要・倫理事項については別紙を参照。

事前に設定した共通の題材（保育のねらい）でドキュメンテーションを行った。今回の題材（保育のねらい）は「色の変化に興味をもちながら、色水遊びを楽しむ」とした。

同一の内容となるよう今回の題材（保育のねらい）をもとに活動内容・用意するもの・環境設定・望まれる子どもの姿・指導上の留意点を事前に計画し作成したフォームを各園に配布し設定保育を行った。

その活動を保育士は「保育ドキュメント」として同一フォームで保育の記録を作成し報告と振り返りを行い、指導者よりアドバイスとしてのフィードバックを加え、保育士のスキルアップへと繋げた。

保護者に対しては、「保育ドキュメンテーション」として同一のフォーム（画像を使い保育の意図、活動の実際、子どもの育ちへの評価や課題を記載）を使用し保護者全員に配布した。

その際、保護者・保育士にアンケートを行い現状の把握とした。

保護者に対しては、過去の配信物や掲示物との違いについて1点、園児の活動を知らせることについて内容の良さ・わかりやすさ・伝わり方・発信の頻度について4点の計5点出題しアンケートを行い、感想については自由記述が可能な欄も設けた。

保育士に対しては、配布したドキュメンテーションに対する保護者の反応、反響について保護者へ①口頭 ②連絡帳等 ③保育士より尋ねる という3種の確認状況を設定し、楽しさ・伝わり方・わかりやすさ・継続希望の有無についてアンケートを行った。感想については自由記述が可能な欄も設けた。

2-3. 結果と考察

2-3-1. 保護者アンケートの結果と考察

保護者よりのアンケートについてアンケート結果を自由記述を交え考察する。

保護者向けアンケートの1「今までのおたよりの違い」では、「見やすく具体的で判りやすい」という感想が多く、（大きく違った・違った）と感じた保護者が80%を占めた。残りの20%においては、（あまり違わなかった・違わなかった）が16%となり、すでに画像を掲示する試みを実施されている施設が教育的効果を示しきれいかなかった場合はこの評価となり、教育的効果の提示が不可欠であることを示している。残りの4%（わからない）はアンケートの回答から画像を添付せずに掲示していたと考えられる。

保護者の自由記述を考察してみると、「綺麗」「見やすい」「カラー印刷」との単語が必須で書き込まれており、見てみたい、という意識が伺える。画像を取り入れることで全体をイメージできるという部分に評価が高い。これまでも画像などを使った情報発信を行っていた保育園が多かれ少なかれあったにも関わらずこの評価であったことは非常に興味深く、発信するだけでなく内容が重要であることを示している。また、「表情が見える」、「学んでいることがわかる」、「遊んでいる姿が見える」ことが保護者の安心感に繋がっているということも伺える。

保護者向けアンケート「このような形で園児の活動を知らせることについての感想」の2（1）では、（とても良い・良い）が97%をしめており、残りの2.8%は（ふつう）との回答であり、（良くない）が0.2%となり、（まったく良くない）は皆無で好評価を示している。

保護者向けアンケート「このような形で園児の活動を知らせることについての感想」の2（2）では、（大変わかりやすい・わかりやすい）が94%をしめ、残りの6.3%は（ふつう）との回答であり、（わかりにくい）が0.7%となり、（大変わかりにくい）は皆無で好評価を示している。

保護者向けアンケート「このような形で園児の活動を知らせることについての感想」の2（3）では、（よく伝わる・伝わる）が94%をしめ、残りの6%は（ふつう）との回答であり、（伝わらない）が0.2%となり、（まったく伝わらない）は皆無で好評価を示している。

先のアンケート1での「見やすく具体的で判りやすい」との保護者よりの記述が裏付けられるものとなっている。「保育園での活動は楽しみで興味があるが見えない部分も多く、このような試みは嬉しく記念に残したい」、「普段は見られない部分が見える」、「楽しそうに活動している」、「子どもと1日の活動を話し合い共有できた」との記述がある。これはお迎えの時の口頭での報告、連絡帳などの文字での報告では伝わりきれっていない部分があり、画像を効果的に使用することでその部分が解消され圧倒的に判りやすくなったことを示している。今までも保育園での連絡帳は残っていますという保護者はいたが、画像がある方がより記念として残したくなるようである。しかしながら、見やすく作る目的は記念に残してもらうことが目的ではなく、読もうと思える動機付けであり教育的効果が届かなければ保育ドキュメンテーションとはいえない。

教育的効果が届いた保護者の認識を伺えるポイントとして、「遊びの目的など、よく分かり楽しく拝見しました」、「あそび（活動）の狙いが明記されていることで、その活動の意味を親が知ることができた」との記述があり、ねらいと目的および教育的効果について伝わっていることが示されている。しかし、同時に保育園ではどうしても「あそび」、「活動」、「生活」という捉え方をされてしまうことも示している。これに対して、「みんなで

こんなことを勉強したり遊んだりしているんだなと見ると安心します」と、「学び」と「遊び」をそれぞれに行っていることを捉える記述があり、見やすくわかりやすい画像によりそれぞれの内容が明確に伝わっていることが伺える。保育全体の可視化に努めることが前提だが、日々の保育における「学び」の部分について特化して表現することで、保育園の持つ教育部分への認識が高まる可能性を示唆していると考えられる。また、「子どもと一緒に見ながら、一連の動きを再現してくれたり、見立てて教えてくれ普段より様子が知れた。」との記述があり、興味の湧くアイテムを使えば保護者自身も子どもとの日々の触れ合いに繋げやすいことを示している。

確認が必要な部分としては、「子ども本人は自分が写っていないと残念そうな顔をしていた。」という記述があり、ドキュメンテーションを配布する目的が伝わっていないと考えられ、保護者への周知の必要があると考えられる。

園によっておたよりとして配布、園内の掲示と2種類の手法となったため、掲示についての記述を記載する。「掲示ではゆっくり見れないので家庭ごとに配布してもらえるとゆっくり見れる。」「掲示を楽しみにしているが、大きいサイズ（B4、A3）で作成してもらえると見やすい」

最後に発信の頻度についての回答として、

保護者向けアンケート「このような形で園児の活動を知らせることについての感想」の2（4）では、（毎日見たい）が11.4%、（毎週見たい）が28.4%、（毎月見たい）が50.3%、（2、3ヵ月に1度見たい）が9.2%、（別に見たくない）が0.7%との結果となった。

この点に対して、「おたよりは良いと思うが、作成される先生方の負担が増え、大変だと思う」、「先生方は面倒で大変でしょう」という保育士への負担増を心配したり、「全家庭に1枚ずつカラー印刷はもったいない」、「印刷代（インクカートリッジ代）がかかりそう」と費用負担に付いても心配している記述がいくつか見受けられた。

保育士の負担が増えて大変だと捉えられている点については、保護者の日々の保育士業務への理解が薄いように思われる。これ以上仕事を増やしては大変というニュアンスだけでは無く、ある一面からは子どもだけ見てくれて日々の連絡だけくれば良いというニュアンスにも受け取れた。

本来保育ドキュメンテーションは、年間よりデイベースにまで落とし込むそれぞれの計画を作成する際にすでに存在するものであり、改めて作り出すものではないという観点から、年間のカリキュラムより月ベース、週ベース、さらにデイベースで保育計画が立てられており、それに則って準備や段取りが行われ日々の保育が成り立っているものであり、このためだけに華飾されたものではなく保育園として保育士が日々確実にしている業務の

理解を深めていただくために情報を発信するものであるということの周知に欠けたために招いた結果であるといえる。

その対案として、「現行のホームページで良いのでは」、「毎月1枚みられたら嬉しいです」、「このおたよりの発行は、時々でも十分ありがたい」との記述があった。保護者が保育士の仕事の増加に対して寛大な思いを持たれていると感じ、日々の関係性が伺える。しかし、連絡帳などについて大変だと捉える方はいないことを考えると、今回の「おたより」の作成については手が込んでいるという点が考慮されての意見であろう。また、費用面を心配される記述が複数あった。

保護者アンケートをまとめると、保育ドキュメンテーションの発信について、全般的に好印象で受け入れられ、わかりやすく有難いと受け止めてもらえている。

しかし、発信の手法や教育的効果のポイントの明示や説明においてばらつきがあるため、「なぜ配布しているのか」の認識が不足している。今後の研修等で根本的な目的の周知が必要である。また、保育ドキュメンテーション以外の可視化の実施状況により、受け取り方に違いがあることが示された。年間カリキュラムや月・週・日単位の計画がたてられ、計画にのっとり日々の保育が行われていること。その計画には各年齢におけるの発達や将来に向けての根底を積み重ねていくものを加味して作成されていることなどへの認識の濃淡が保育ドキュメンテーションを作成する目的を受け取る土壌の有無に繋がっている。

ドキュメンテーションを単なる記録として捉えられている状況から教育を受けていると捉えられている状況までの差異が見受けられる。そのようなことから、実際に行っている教育的部分については伝わるように発信手法のスキルアップが必要であると考えられる。

2-3-2. 保育士アンケートの結果と考察

保育士向けアンケート1「口頭でえられた反応・反響について」では、全回答において否定的な回答は皆無であった。しかし、伝わりやすさや報告に対する保護者のリアクションに対する記述がほとんどで、どのような部分のどのような教育的部分が伝わったのかにまで確認がおよぶ記述はほとんど見られなかった。また、保護者よりの労いをアピールするものとなっている。

これは、ドキュメンテーション発信の目的における保育士自身が日々の活動を伝えることに着目しており、単純に業務が増えたが保護者が喜んでくれて良かったとの認識となっている。そのようなことから保育ドキュメンテーションによる保護者の教育的効果の認識向上が信頼関係に繋がり、日々の保育がやりやすくなるという本来の目的とは認識のズレがある。しかしながら、「活動で使うものを作る、実際に使って遊びを楽しむ…遊びの経過がわかったり、子どもの楽しんでいる様子が伝わって

嬉しかったと声をかけられる。」

「色水遊びから、たくさんのことを学ばせてくれているんだと嬉しくなりましたと感謝の声がけをもらいました。」など教育的効果が伝わったと思える記述が2点あった。

これら記述の内容からは、どれくらいの教育的効果が伝わっているのか不鮮明であるが、具体的にこのような成長に繋がったのだと感じる記述ではなく、今一步という感じが否めない。この辺りについては、現時点で臍げに感じてもらえば良いのか、明確に認識してもらった方が良いのか考察が必要であり、これから積み重ねていく第一歩としては光明に値する記述である。

保育士アンケートから、保育士の認識が保護者にダイレクトに伝わっていることが明らかになった。保育士の傾向として、大袈裟に発信しない奥ゆかしさがある。架空のことを華飾して伝えるのではなく、日々行っていることの本来の意味を伝えるための発信なのだという保育士の目的意識の改革が必要であろうと考える。

2-3-3. 総合考察

保護者の発信頻度への回答と保育士が求める回答は本来の目的とは違う観点でのものとなったが、現実問題として日々の情報発信を行う時間は保育士の現在の就労状況では困難であると言わざるをえない。やはりペダゴジスタとアトリエスタという役割をもつそれぞれの人材が不可欠である。

子育ての安心・安全を保持する為には、子どもたちの日々の教育・保育に関連する部分に保護者の理解度が大きく影響する。その理解力を向上させる手法として保育ドキュメンテーションが有効であることはアンケート結果からも明らかである。

保護者の理解力の向上は、社会で言われる「親教育」としても有効であり、過去の日本で行われていた身内による子育ての伝承がほぼ不可能となった現在では必要不可欠なものといえる。また、保育ドキュメントというアイテムを使用し、指導者とのやり取りを行うことで、保育士のスキルアップへと繋がる複数の効果が得られるものである。

保護者の子育ての理解力が安心感・安全感に繋がり、保育士の保護者対応での心理的な重荷を軽減させ、保護者の感情の起伏にも影響を与える。その結果、子どもたち自身への対応も緩やかなものとなり、健やかな育ちが確保できる環境が整うのである。

3. 日本式保育ドキュメンテーションの開発と活用のための提言

3-1. 日本式ドキュメンテーションの必要性（期待される成果）

前述の調査研究の結果と考察から、「伝える」部分に

ついでに効果が多く見て取れるが、「学び効果を織り込んだ保育計画」が未熟なことが見られる。また保護者からの反応の多くは、おたよりのバージョンアップ版としてしか取られていない感は否めない。今回は発信を主眼に行ったことで、以前からの繋がりがなく、単発であったことからの結果であるので一概にはいえないが、学びの継続性・計画性があるこそ効果を発揮するものと思われる。

保育に多くの学びが含まれている点が浸透していないことが日本の保育の実情であることから、教育的効果を目的とした保育計画を立てるという意識が保育士に欠けており、さらに言えば園長主任に至ってもその意識とスキルが備わっていないことも現状である。

現在の日本の保育現場ではさまざまな記録として、保育日誌を始め家庭への連絡帳などがあり、保護者との情報の共有や保育の振り返り、育ちの記録などの役目を果たしている。ただし限られた時間の中で記録されたこれらは、「子どもの様子」を伝えるだけに終始したり、行なったことの描写にとどまったりすることが多い。実際の日々の保育で、具体的にどのように活用することができるのだろうか。また保護者との情報共有において、より伝わりやすい手法が必要ではないだろうか。

現在の記録方式での最大のマイナスポイントは、結果だけ伝えて、アプローチから過程、最終結果へ至る教育的効果を伝えられない点にある。

そこに「日本式保育ドキュメンテーション」の必要性があると思う。

3-2. 日本式ドキュメンテーションの特徴（レジヨ・エミリアとの比較も含める）

レジヨ・アプローチといわれるドキュメンテーションは、保育における子どもの育ちへの教育的アプローチとして、各国の注目を集めている。

子どもの学びのプロセスを保育者・子ども・保護者で共有することを目的に、可視化されたドキュメンテーションという手法で、多様な視点でとらえることから、子どものさらなる可能性を引き出す保育プログラムへと進めていくことが、保育ドキュメンテーションを行なう取り組みである。

レジヨの保育者に学ぶとすれば、子どもを深く観察することで、今後展開するであろう子どもの活動を、多数の方向性を予測し、それに必要な素材や環境を準備しながら、カリキュラムを考える。そのカリキュラムを作成するにあたって、ドキュメンテーションが継続的に利用されることにある。それをアレンジすることで、日本式特徴である集団保育に適したカリキュラムとドキュメンテーションができるのではないかと。

保育者にとってドキュメンテーションは、保育の中の教育的アプローチを確認する意義、次回のカリキュラムへの土台となるとともに、順序立てた長期計画へとつな

げることができる。子どもの育ちを教育的効果として認識するとともに、子どもの発展の可能性を予測したり、保育者の取り組みを検討したりするものになる。

子どもにとってドキュメンテーションは、活動を振り返り、発見や知識、知恵のきっかけを得、ドキュメンテーションによって自分の考えに対して、保育者が関心を持ってくれていることを認識することになる。

保護者にとってドキュメンテーションは、園における我が子がどのように教育的効果を得て活動しているのかの様子、活動している意味を知ることができる。加えて保護者にとって保育における教育的取り組みに関する情報は、子育てへの責任感を促し、園の活動に理解を示しさらに協力的になる。ドキュメンテーションを通して、保育において教育的に育つ我が子を可視化することになる。

日本式ドキュメンテーションにおいては、特徴である集団保育における教育的効果を可視化し、情報発信することによって、保育者・子ども・保護者との情報共有ができ、託児施設との差別化を図ることができる意義は大きい。

3-3. 日本式ドキュメンテーションの活用を浸透させるために

近年保育ニーズが多様化し、日本の幼児教育を見ると保育園に対する評価は高いものがあり、より良い質の高い保育を求められている。しかしこれからの保育に求められるものは集団の中での子どもの育ちでばかりではなく、子ども一人ひとりの育ちに焦点がいくのである。このような子ども達に対し保育士がどのような保育内容がふさわしいのか立案し、その中でも子どもの育ちがよりよくわかる時間帯を考え、観察し行動内容を記録していきながら保育ドキュメンテーションを作成し、家庭に発信していくことが保護者支援へとつながっていくと考える。近年の家庭では核家族化や共働きが進み、子どもの成長を見たいがなかなか時間が取れず、知らず知らずのうちに我が子が成長しているという家庭も少なくはない。そのことを考えると保育所から家庭への発信方法を考え、園生活の中で子ども達がどのように生活をし、学び、成長しているのかを家庭に伝えていかなければいけないと思う。子どもの成長や発達を考え保育をしていくことは保育士にとっては責務となる。個々の子どもの成長を把握し、どのように子ども達を養護と教育が一体となった保育の下で育てていくのか、連続性を考えて成長させていくにはどのような手順や手段をとっていけばいいのかを考えなければいけない。ドキュメンテーションを作る上で保育士としての視点を忘れず子どもの発想や子ども同士の会話、どのように遊びが展開されていくのかの過程を記録し、また記憶しドキュメンテーションとして保護者に発信することが重要であり、子ども達の未知な世界を共有し協働していく事こそがより良い子ども

の育ちにつながっていくのだと感じ、また家庭だけではなく保育士も次の豊かな保育につなげていくのだと感じる。

園での子どもの様子を保育ドキュメンテーションでまとめ家庭に発信していくことは、保護者にとっても子どもにとっても一つのコミュニケーションの話題作りとなるだろう。園でどのような生活をしているのか不安に思っている保護者にとって、少しでもわが子とのつながりが欲しいと考える。その時、ドキュメンテーションを仲立ちとして会話をすることでコミュニケーション能力も向上し、子どもとの絆も深まっていく。子ども達は自分が経験したことを身近な大人に共感してもらえた喜び、また保護者はわが子がどのように園生活を送り成長しているのか、また今興味を持っているものは何か、またどのような思いで日々を過ごしているのかを理解出来、親子共々、共通理解が出来ることの喜びを感じることが出来るだろう。また保育士にとってもドキュメンテーションに取り組むことで、子どもが今何に気づいているのか、何に目を向けているのかを知り、これからの保育をどのように展開し子どもの育ちを支えていかなければいけないのかを認識し、これから先どのように成長してもらいたいのかなど未来を見通して考えることの必要性を再認識するだろう。子どもの発想は計り知れず、一つの遊びに対し何十通りもの遊びの展開を考え、試し、行動し、思考し、また新しい知識を獲得していく。この未知な想像力を十分に発揮できるような環境を整え、様々な遊びを楽しむことと探究心や興味関心、知性が十分に発揮できず埋もれたままにならないようにしていく必要がある。

自分が様々な方向から見た子どもの姿や、聞いた子どもの思いを次の保育に生かし保育を育てることの出来る、また集団の中でも個々のことを考えることの出来る保育士になってもらいたい。そのためには上手にドキュメンテーションと向き合い、付き合っていくて欲しいと思う。

おわりに

日本における幼稚園・保育所における乳幼児教育の基本は明白である。幼児教育の焦点は環境を通した保育であり、小学校の接続が重要視されている。幼児期にふさわしい教育的な学びは、一人ひとりの発達を見通した保育であり、遊びを通した保育のねらいの達成となる。このねらいは保育所保育指針、幼稚園教育要領に共通したものである。

保育所はその特性上、現在は「保育に欠ける子」を長時間施設保育する。よって保育現場では保護者への保育伝達は送迎時、園便り等のおたより配布等が頻繁に行われてきた。しかし、そこでは保育の様子や諸連絡が中心に行われてきた。そのため、安全・安心に至る保育の効

果を十分に説明できず、また、子どもの発達の様子やどんな目的を持った保育なのか、どんな保育方法を用いたのか、そしてその保育によって子どもの育ちや保育の成果はいかなるものであったかを十分に伝えることができなかつたように思われる。本来であればこれらが伝わってこそ、保育の安心感があるものである。

本研究では安全・安心を有効に伝えるものとしての保育ドキュメンテーションの必要性が示唆された。ドキュメンテーションの効果は、子どもの観察や記録という子どもを見つめること（事実記録）と保護者や広くは地域に子どもの様子や保育のあり方を知ってもらう（教育的意図と成果、評価の発信）という二つの点が挙げられる。

今回示した日本式保育ドキュメンテーションも含めてその方法は多岐に渡る。本研究では紹介できなかったが、壁新聞方式から単純な家庭用のおたより、インターネット上へ掲示方法もある。又その内容については、行事の紹介、日常の平素な取り組み、クラス全体のこと等もある。それは突き詰めていけば、たった一人の子どもの発した言葉ひとつでもドキュメンテーションになりうる。そこから発せられた言葉からも保育を充実させるべきヒントがある。

保育現場としては作成の時間の確保とともにその作成内容や様式、項目の検討、実践や配布の頻度や配布のタイミングで気をつける必要があろう。特に保育所という長時間保育において作成時間確保は保育の振り返りの時間であるので、そのことは大きな課題である。しかしながら本研究で示したドキュメンテーションが保育の説明責任、園保育活動のPRとしては有効な材料であるのでその発信促進の必要性を再度提言したい。

本研究では、日本におけるドキュメンテーションの導

入、日本式保育ドキュメンテーションの開発と活用のための提言、実験における検証、浸透性等について論じ提言した。イタリアにおいて幾ら素晴らしいドキュメンテーションであっても日本における必要性やその方法の確立が必要であるからである。

前述したが、現在行われている事実記録という状態から、教育的意図と成果、評価の発信へと導くことが、これからの保育の発展に寄与する大きな一歩であると考えられる。更に保育の安全・安心及び地域のこども環境の充実を考えたときにこの保育ドキュメンテーションによる期待される成果は大きいと考える。日本式保育ドキュメンテーションの浸透により安心・安全の保育が進展していくことを大きく期待したい。

註

- 1) OECD (2012) Starting Strong III OECD
- 2) レッジョを我が国に広く紹介したメディアとしては例えば以下があげられる。
J. ヘンドリック編著、石垣恵美子、玉置哲淳監訳 (2000) 『レッジョ・エミリア保育実践入門：保育者はいま、何を求められているか』北大路書房
田辺敬子、辻昌宏、木下龍太郎訳 (2001) 『子どもたちの100の言葉：イタリア／レッジョ・エミリア市の幼児教育実践記録』学習研究社
C. エドワーズ、L. ガンディーニ、G. フォアマン編；佐藤学、森真理、塚田美紀訳 (2001) 『子どもたちの100の言葉：レッジョ・エミリアの幼児教育』世織書房
佐藤学、秋田喜代美監修・構成 (2001) 『レッジョ・エミリア市の挑戦：子どもの輝く創造力を育てる』(ビデオ) 小学館

謝辞

本研究にかかわり、アンケートにご協力くださった園児、保護者、保育園に深く感謝申し上げます。

別紙

研究方法は以下の通りである。

- ・調査日時 : 2013年8月
- ・対象 : 園数24、保護者数605（回収447）、保育者131
- ・ドキュメンテーションの作成内容 : 「色水あそび」
- ・データ収集の方法
 - 配布方法 : 各園の手法により対象の全家庭へ配布
 - 収集方法 : 保護者用・保育士用ともに提出者のみ回収
 - 質問項目の概要 :
保護者向けアンケートでは、各園が以前より取り組んでいる画像を使用した保育の可視化の試みとの相違点や感想に付いて回答を求めた
保育士向けアンケートでは、アンケートでは取り込めない保護者の反応や反響を（口頭・連絡帳・保育士より尋ねて）と分けし回答を求めた
別添「保育ドキュメンテーションアンケート」参照
- 倫理事項 :
なお、本調査は学術的見地から公正に行い、結果が対象者に不利な問題をもたらさないよう、調査データの管理と結果の公表の仕方に責任を持つことや調査データは純粋に学術研究の目的でのみ収集しその範囲で公表し、学術的分析のため以外には使用しないものであることを調査者に明示し、理解を得て行った。

保護者用 アンケート

記載年月日

平成25年 月 日

今回の保育園からの「おたより」についてお伺いします。

1. 今までの「おたより」との違いがあったと思われませんか?以下のうちからもあてはまるものを選んで記入してください。

- ① 大きく違った
- ② 違った
- ③ あまり変わらなかった
- ④ 変わらなかった
- ⑤ わからない

1.回答欄

2. このように園児の活動をお知らせすることについての感想をお聞かせください。以下の項目それぞれについてもあてはまるものを選んで記入してください。

- 1) ① とても良い
- ② 良い
- ③ ふつう
- ④ 良くない
- ⑤ まったく良くない
- 2) ① 大変わかりやすい
- ② わかりやすい
- ③ ふつう
- ④ わかりにくい
- ⑤ 大変わかりにくい
- 3) ① よく伝わる
- ② 伝わる
- ③ ふつう
- ④ 伝わらない
- ⑤ まったく伝わらない
- 4) ① 毎日見たい
- ② 毎週見たい
- ③ 毎月見たい
- ④ 2,3か月に一度見たい
- ⑤ 別に見たくない

2.回答欄
1)
2)
3)
4)

感想を以下に自由に記述してください

記載年月日	平成25年 月 日
-------	-----------

保育士用 アンケート

配布した保育ドキュメンテーションに対する保護者の反応・反響について伺います。項目ごとにもっとも当てはまるものを選んで記入してください

1.口頭でえられた反応・反響について

1) ①大変楽しく見ていた	②楽しくみていた	③楽しくみていなかった
2) ①よく伝わった	②伝わった	③伝わらなかった
3) ①大変わかりやすい	②わかりやすい	③わかりにくい
4) ①是非続けてほしい	②続けてほしい	③続けてほしくない

2.連絡帳等で得られた反応・反響について

1) ①大変楽しく見ていた	②楽しくみていた	③楽しくみていなかった
2) ①よく伝わった	②伝わった	③伝わらなかった
3) ①大変わかりやすい	②わかりやすい	③わかりにくい
4) ①是非続けてほしい	②続けてほしい	③続けてほしくない

3.保育士がたずねると得られた反応・反響について

1) ①大変楽しく見ていた	②楽しくみていた	③楽しくみていなかった
2) ①よく伝わった	②伝わった	③伝わらなかった
3) ①大変わかりやすい	②わかりやすい	③わかりにくい
4) ①是非続けてほしい	②続けてほしい	③続けてほしくない

感想を以下に自由に記述してください

--

平成25年度

保育ドキュメンテーション 保護者向けアンケート結果について

施設名	集計
配布日	平成25年8月
回収日	平成25年8月

配布数A	605	回答数B	447	回収率C (B÷A)	74%
------	-----	------	-----	------------	-----

今回の保育園からの「おたより」についてお伺いします。

※以下回収率Cを100とする

1. 今までの「おたより」との違いがあったと思われませんか?以下のうちからもっともあてはまるものを選んで記入してください。

	内容	回答数	割合
①	大きく違った	208	47%
②	違った	146	33%
③	あまり変わらなかった	33	7%
④	変わらなかった	41	9%
⑤	わからない	19	4%
	合計	447	100%

2. このように園児の活動をお知らせすることについての感想をお聞かせください。以下の項目それぞれについてもあてはまるものを選んで記入してください。

1)

	内容	回答数	割合
①	とても良い	333	74%
②	良い	101	23%
③	ふつう	12	3%
④	良くない	1	0%
⑤	まったく良くない		0%
	合計	447	100%

2)

	内容	回答数	割合
①	大変わかりやすい	263	59%
②	わかりやすい	155	35%
③	ふつう	26	6%
④	わかりにくい	3	1%
⑤	大変わかりにくい		0%
	合計	447	100%

3)

	内容	回答数	割合
①	よく伝わる	272	61%
②	伝わる	147	33%
③	ふつう	27	6%
④	伝わらない	1	0%
⑤	まったく伝わらない		0%
	合計	447	100%

4)

	内容	回答数	割合
①	毎日見たい	51	11%
②	毎週見たい	127	28%
③	毎月見たい	225	50%
④	2,3か月に一度見たい	41	9%
⑤	別に見たくない	3	1%
	合計	447	100%

平成25年度

保育ドキュメンテーション 保育士向けアンケート結果について

施設名	集計
記載日	平成25年 8月 日

配布した保育ドキュメンテーションに対する保護者の反応・反響について記入してください。

項目ごとにもっとも当てはまるものを選んで○をつけてください

※以下回収率Cを100とする

1.口頭でえられた反応・反響について

回答数 131

1)

	内容	回答数	割合
①	大変楽しく見ていた	86	66%
②	楽しく見ていた	45	34%
③	楽しく見ていなかった		0%
合計		131	100%

2)

	内容	回答数	割合
①	よく伝わった	71	54%
②	伝わった	60	46%
③	伝わらなかった		0%
合計		131	100%

3)

	内容	回答数	割合
①	大変わかりやすい	72	55%
②	わかりやすい	59	45%
③	わかりにくい		0%
合計		131	100%

4)

	内容	回答数	割合
①	是非続けてほしい	77	59%
②	続けてほしい	54	41%
③	是非続けてほしくない		0%
合計		131	100%

2.連絡帳等で得られた反応・反響について

回答数 78

1)

	内容	回答数	割合
①	大変楽しく見ていた	39	50%
②	楽しく見ていた	39	50%
③	楽しく見ていなかった		0%
合計		78	100%

2)

	内容	回答数	割合
①	よく伝わった	50	64%
②	伝わった	28	36%
③	伝わらなかった		0%
合計		78	100%

3)

	内容	回答数	割合
①	大変わかりやすい	43	55%
②	わかりやすい	34	44%
③	わかりにくい		0%
合計		77	99%

4)

	内容	回答数	割合
①	是非続けてほしい	41	53%
②	続けてほしい	26	33%
③	続けてほしくない		0%
合計		67	86%

回答なし 1

回答なし 11

3.保育士がたずねると得られた反応・反響について

回答数 170

1)

	内容	回答数	割合
①	大変楽しく見ていた	93	55%
②	楽しく見ていた	77	45%
③	楽しく見ていなかった		0%
合計		170	100%

2)

	内容	回答数	割合
①	よく伝わった	82	48%
②	伝わった	88	52%
③	伝わらなかった		0%
合計		170	100%

3)

	内容	回答数	割合
①	大変わかりやすい	71	42%
②	わかりやすい	99	58%
③	わかりにくい		0%
合計		170	100%

4)

	内容	回答数	割合
①	是非続けてほしい	91	54%
②	続けてほしい	79	46%
③	続けてほしくない		0%
合計		170	100%

保育所における災害時の栄養・給食対応に関する研究 （災害時対応マニュアル—給食編—の作成）

研究代表者	迫 和子（公益社団法人日本栄養士会専務理事）
共同研究者	笠岡（坪山）宜代（独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養疫学研究部食事摂取基準研究室室長）
	須藤 紀子（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科公衆栄養学研究室准教授）
	網谷 有希子（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程1年）
	石川 文子（公益社団法人宮城県栄養士会会長）
	塩田 敦子（仙台市子供未来局保育部保育課主査）
	下浦 佳之（公益社団法人日本栄養士会常任理事）
	藤澤 良知（実践女子大学名誉教授）

研究の概要

災害時の給食対応に関するマニュアル等の作成状況を把握するために、平成25年9月に、1,742市区町村の保育所所管課給食担当者を対象に、往復葉書による質問紙調査を実施した（回収率54%）。85%に当たる791市区町村が「マニュアルはない」と回答していた。18の市区町村等から提供された既存マニュアルと平成24年度保育科学研究から得られた調査結果を基に、「保育所における災害時対応マニュアル—給食編—」を作成した。

キーワード：保育所、災害、給食、マニュアル

I. はじめに

我々は、平成24年度保育科学研究において、東日本大震災時の保育所での栄養支援・給食対応、さらには震災後に取り組んだ備えについて、被災地域及び被災していない地域における状況を調査した^{1~3)}。今年度は、これらの知見をふまえて、災害時の栄養・給食対応のあり方や平時からの備えについて、具体的に検討し、各保育所で対応できるようにするために、マニュアルを作成することを目的とした。

II. 方法

1 保育所給食マニュアル等に関する情報及び既存マニュアルの収集

平成25年9月に、1,742市区町村の保育所所管課給食担当者に対して、給食対応マニュアルの作成に関する調査を実施した。調査は往復はがきにより行い、回答は番号選択、一部自記式とし、マニュアルの名称にかかわらず同様の趣旨で記載されているものも含めて回答するよう求めた。調査内容は、①保育所給食対応マニュアルの有無、②有の場合はその記載事項（備蓄、災害発生後の給食献立、給食食材の入手方法、事業者リスト等、災害発生時の連絡体制、災害発生後の給食担当職員の出勤体制、ライフライン途絶時の対応、災害を想定した給食の訓練、その他）、③当該マニュアルの作成時期（東日本大震災前か後か）の3点であった。また、調査に合わせて、作成済みマニュアルの送付を依頼した。

2 「保育所における災害時対応マニュアル—給食編—」の作成

12月3日に検討会を開催し、市区町村等から提供された既存マニュアルと平成24年度保育科学研究から得られた調査結果を基に、「保育所における災害時対応マニュアル—給食編—」を作成した。作成に当たっては、活用しやすいものとするため、保育所の状況を直接書き込んでいくことにより、独自のマニュアルとして完成できるように工夫した。

III. 結果及び成果物

1 保育所給食マニュアル等に関する情報及び既存マニュアルの収集

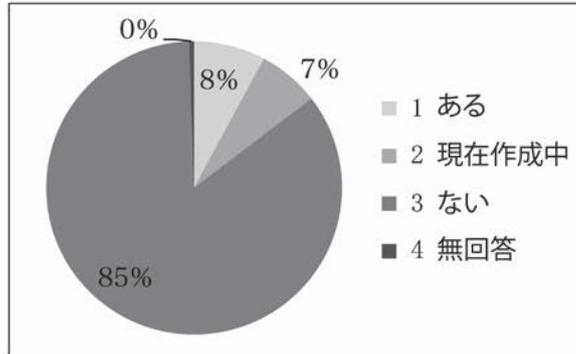
11月15日の最終とりまとめ時点で、932の市区町村から回答があり、回答率は54%であった。「マニュアルはない」と回答していたのは、791市町村（85%）であった。また、既存のマニュアルは、18市区町村等から提供された。

災害時の保育所給食対応マニュアルアンケート集計結果

災害時の保育所給食対応マニュアル回収率 53.5% (発送 1742、回収 932)

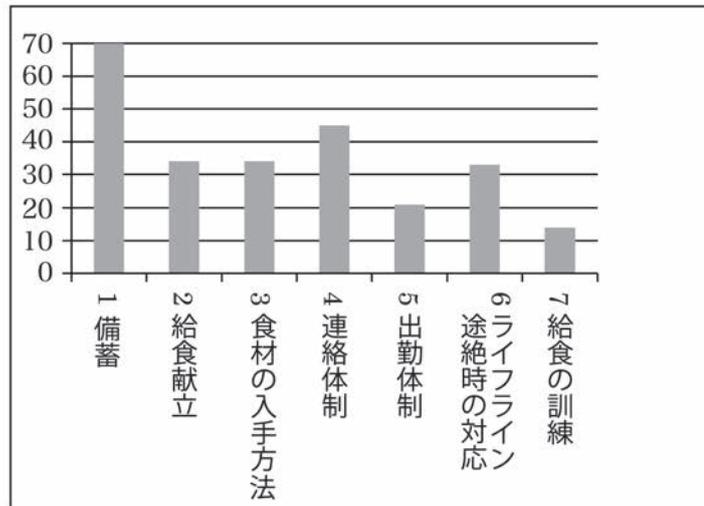
問1、 貴市区町村において、災害時の保育所給食対応マニュアルがありますか。

	n
1 ある	73
2 現在作成中	63
3 ない	791
4 無回答	5
合計	932



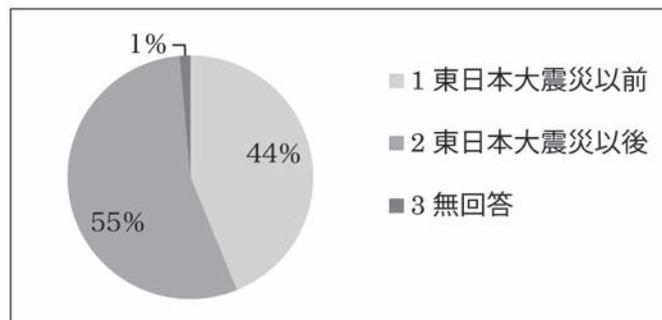
問2、 マニュアルに記載されている事項について該当するものを選んでください。(n=73)
(複数回答可)

	n
1 備蓄	70
2 給食献立	34
3 食材の入手方法	34
4 連絡体制	45
5 出勤体制	21
6 ライフライン 途絶時の対応	33
7 給食の訓練	14



問3、 災害時の保育所給食対応マニュアルはいつごろ作成されましたか。(n=73)
(問1でマニュアルありと回答された市区町村のみ抽出)

	n
1 東日本大震災以前	32
2 東日本大震災以後	40
3 無回答	1
合計	73



都道府県別集計結果

	問1				問2				問2				問2				マニユール送付			
	1.あり n	%	2.作成中 n	%	3.なし n	%	4.未回答 n	%	1.備蓄	2.献立	3.食材	4.連絡 体制	5.出勤 体制	6.ライフ ライン	7.訓練	食品		飲物	食器	ラップ 類
1 北海道	179	54.7	98	6.1	7	7.1	84	85.7	1	1.0	7	5	3	3	1	3	5	4	1	1
2 青森	40	37.5	15	13.3	1	6.7	12	80.0			4	3	3	3	2	2	4	4	2	1
3 岩手	33	69.7	23	4.3	1	4.3	21	91.3			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4 宮城	35	60.0	21	19.0	1	4.8	15	71.4	1	4.8	7	4	1	3	1	2	2	3	2	1
5 秋田	25	64.0	16	12.5	2	6.3	13	81.3			3	2	2	3	1	2	1	1	1	1
6 山形	35	51.4	18	5.6	1	5.6	16	88.9			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7 福島	59	47.5	28	17.9	5	17.9	17	60.7	1	3.6	8	4	5	7	5	4	7	7	3	4
8 茨城	44	61.4	27	11.1	4	14.8	20	74.1			6	1	2	4	2	4	4	5	1	1
9 栃木	26	61.5	16	6.3	1	6.3	15	93.8			2	1	1	1	1	2	2	1	1	1
10 群馬	35	45.7	16	6.3	1	6.3	15	93.8			1					1	1			
11 埼玉	63	57.1	36	5.6	1	2.8	33	91.7			3		1	3	1	4	4	1	1	1
12 千葉	54	70.4	38	10.5	2	5.3	32	84.2			6	1	1	1	2	3	4	3	2	2
13 東京	62	45.2	4	14.3	2	7.1	22	78.6			5	2	3	2	1	3	1	1	1	2
14 神奈川	33	45.5	15	13.3	1	6.7	12	80.0			4	3	2	4	2	1	2	2	2	1
15 新潟	30	66.7	20	45.0	2	10.0	9	45.0			8	3	7	3	2	7	5	5	4	2
16 富山	15	66.7	10	100.0			10	100.0			2						1	1		
17 石川	19	42.1	8	11	100.0		8	100.0												
18 福井	17	64.7	11	7.7	5	38.5	7	53.8			5	2	3	2	2	1	2	2	1	1
19 山梨	27	48.1	13	2.9	2	5.9	31	91.2			4	2	1	2	1	2	2	3	1	1
20 長野	77	44.2	24	4.2	3	12.5	20	83.3			4	2	2	1	1	1	4	4	1	2
21 岐阜	42	57.1	18	5.6	3	16.7	14	77.8			5	4	2	3	2	2	4	4	4	3
22 静岡	35	64.8	35	5.7	3	8.6	30	85.7			4	2	1	1	1	4	4	1	1	1
23 愛知	54	69.0	20	15.0	3	10.0	15	75.0			7	4	1	2	2	1	7	6	1	3
24 三重	19	57.9	11	9.1	1	9.1	10	90.9			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25 滋賀	26	69.2	18	4	12.9	27	87.1			1						1	1	1	1	1
26 京都	43	72.1	31	4.2	2	8.3	21	87.5			3	1	1	1	1	2	2	1	1	1
27 大阪	41	58.5	24	11	91.7	8	81.8			2						2	2			2
28 兵庫	39	30.8	12	12	100.0		11	91.7	1	8.3										
29 奈良	39	40.0	12	11	100.0		12	100.0												
30 和歌山	19	57.9	11	15	100.0		11	100.0												
31 鳥取	19	78.9	15	15	100.0		15	100.0												
32 鳥糞	27	59.3	16	1	93.8	15	93.8			2										
33 岡山	23	47.8	11	9.1	1	9.1	9	81.8			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34 広島	19	52.6	10	20.0	2	20.0	8	80.0			2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
35 山口	24	62.5	15	22.2	2	22.2	5	55.6			2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
36 徳島	17	52.9	9	45.5	1	9.1	5	45.5			3	1	3	2	1	1	1	1	1	1
37 香川	20	55.0	11	7.7	1	7.7	12	92.3			6	2	4	5	2	1	5	5	2	2
38 愛媛	34	38.2	13	2	7.7	24	92.3			1										
39 高知	60	43.3	26	7.7	2	7.7	24	92.3			2	2	1	1	1	1	2	2		
40 福岡	20	60.0	12	16.7	2	16.7	10	83.3			2	2	1	2	1	2	1	1	1	1
41 佐賀	21	76.2	16	25.0	1	6.3	11	68.8			5	2	2	1	2	4	5	4	3	3
42 長崎	45	44.4	20	6	33.3	6	100.0													
43 熊本	18	33.3	6	1	9.1	10	90.9			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
44 大分	26	37.2	16	18	43.9	18	100.0													
45 宮崎	43	37.2	16	18	43.9	18	100.0													
46 鹿児島	41	43.9	18	18	43.9	18	100.0													
47 沖縄	1742	932	53.5	73	63	791			5		133	54	50	77	36	48	92	95	43	41
総数	1742	932	53.5	73	63	791			5		133	54	50	77	36	48	92	95	43	41
合計																				

マニュアル提供自治体一覧

都道府県	マニュアル名
北海道芦別市	芦別市保育所の緊急時における食事対応マニュアル
青森県むつ市	危機管理マニュアル（危機への対応・処置）
宮城県仙台市	【仙台市公立保育所の「保育所防災マニュアル」平成24年4月改定版抜粋】給食における非常災害時の対応
仙台市保育所連合会 給食会研究委員会	「非常災害時における保育所給食の対応マニュアル」平成24年度 仙台市保育所連合会給食会研究委員会
福島県田村市	(1) 田村市滝根町保育所マニュアル
福島県田村市	(2) 田村市大越こども園のマニュアル
福島県田村市	(3) 田村市常葉保育所のマニュアル
福島県鏡石町	鏡石町立保育所給食管理マニュアル
東京都世田谷区	保育園防災マニュアル
東京都江戸川区	区立保育園 非常時給食の備え
新潟県五泉市	五泉市立保育園 給食災害時対策マニュアル
新潟県魚沼市	魚沼市保育園における非常災害時給食対応マニュアル
山梨県甲州市	・災害時給食運営に関するマニュアル ・災害時備蓄リスト
静岡県掛川市	災害時すこやか給食対応マニュアル
愛知県知多市	災害時の給食について
三重県伊賀市	災害時等における保育所給食について
兵庫県西宮市	防災マニュアル 保育所編
山口県別府市	給食危機管理マニュアル 保育所における事故（食中毒・感染症）発生時の対応について
佐賀県小城市	災害時給食提供に関するマニュアル
宮崎県延岡市	『危機管理マニュアル集』の“危機の予防”、“災害”
兵庫県 キュービット福祉会	社会福祉法人 キュービット福祉会 危機管理マニュアル

2 「保育所における災害時対応マニュアル—給食編—」の作成

作成したマニュアルを資料3に示す。

資料3

はじめに

2011年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災により岩手、宮城、福島の3県で被災した保育所は722か所、うち全・半壊した保育所は78か所にのぼりました。保育中の児の死亡は3名で、毎月行われる避難訓練と保育者の冷静な判断、行動が多くの児の命を救ったと、高く評価されている一方で、保護者に引き渡した後の津波遭遇や、休みで自宅にいた児の死亡、行方不明は111名を数え、地震・津波災害発生時に保護者へ引き渡すべきか否かが課題となっています。

被災3県以外では特に首都圏及びその近郊で大量の帰宅困難者が発生し、そのため被災地はもちろんのこと、被災地以外でも多くの保育所において閉所時間後も保育を実施したとのことでした。

日本栄養士会では、日本保育協会の研究補助を受けて、

2か年にわたり「保育所における災害時の栄養・給食対応に関する研究」を行い、その成果に基づき、今般、「保育所における災害時対応マニュアル—給食編—」を作成しました。本マニュアルは、災害発生に備えた備蓄や、それらを用いた訓練のあり方、災害発生後の対応等、具体的にまとめたものです。

マニュアルの作成に当たっては、保育所の状況を直接書き込んでいただくことにより、独自のマニュアルとして完成できるように工夫いたしました。

「災害は忘れたころに…」と言われますが、近年の状況では「忘れないうちにやってくる！」と言ったほうがいいかもしれません。是非、このマニュアルを活用していただき、一日も早く次の災害に備えていただくようお願いしております。

本研究を進めるにあたりご協力をいただいた皆様に深く感謝申し上げます。

「保育所における災害時 対応マニュアル—給食編—」

1. 平常時の備え

1) 食料等の備蓄

災害に備えて備蓄をしておかなければいけないとは思っているものの、何をどれだけ備蓄すればよいのか分からないという悩みをもっている保育所も多いと思います。そこで、表1の非常食食品組み合わせ例及び表2の非常時献立算出例を参考に備蓄の品目と量が分かる算出表を作成しました（表3）。表3の空欄に書きこんでいくことによって、発災から5日分の給食メニューと、そのために購入しておくべき食品とその量が分かるようになっていきます。

どうして5日分の備蓄が必要なの？

東日本大震災のとき、被災地に救援物資が届くまでに5日かかったと言われています。つまり、発災から5日間は外部から食料を調達することが困難なため、備蓄食料を利用するなど、自助でまかなう必要があるのです。食料調達に3日、輸送路及び輸送車両の確保等に2日を要したというのが5日間の根拠ですが、今後、どこで災害が起こるかによって、その日数は変わってきます。

南海トラフ巨大地震対策では7日間の備蓄が推奨されています。その地域の実情に合わせて、何日分の備蓄を用意するか検討してみてください。

職員の間も備蓄しましょう！

保育所の備蓄は誰のためのものでしょうか？第一には入所児のためのものですが、災害時の対応を迫られる職員もきちんと食事をしなければ、入所児を守る仕事はできません。そこで、表3の「人数」（F列）は以下の算出式によって計算されます。

人数=①+ (②×2)

- ① 1歳以上の入所児数（定員もしくは在籍数のいずれか多い方。乳児は表4を参考にして対応）
- ② 職員数（パートも含めた日常的に保育所にいる実際の人数）

入所児の食事量を基準にし、大人は子どもの2倍と考えて、(②×2)としています。

保育所は避難所と違うけれど、1日何食分必要なの？

東日本大震災のときは、保護者が迎えに来られなかったり、自宅が損壊したりした入所児が保育所に宿泊した事例が見受けられました。しかし、基本的に保育所は宿泊施設ではないため、昼食（1食）+おやつ（0.5食）=1.5食分を1日の食数として計算しています。

但し、発災の時間帯によっては1日でそれ以上を消費

することもあります。

保護者の分も備蓄する？

東日本大震災のとき、首都圏では大量の帰宅困難者が発生しました。まだ寒い3月の夜、飲まず食わずで何時間も職場から歩いてお迎えに来た保護者に温かいシーフードカレーを提供した保育所があり、とても感激されたそうです。発災直後は大きな余震が続きます。被災地では保護者に引き渡した後、津波で亡くなるケースもありました。安全が確認されるまで保育所にとどまっていた方がよい場合もあります。しかし、はじめから保護者の分まで備蓄しておくのは負担が大きいです。そこで、余剰分を保護者や宿泊分にまわせるよう、人数の算出式では「定員もしくは在籍数のいずれか多い方」を計算に用いています。

どういふ食品を選べばいいの？

発災後2日目までは加熱調理はもちろんのこと、水を使わないで提供できる食品を選びましょう。食器や食具が不要で、そのまま分配できる個別包装のもの、直接かじれる（食具が無くても食べられるもの）ものが便利です。

なぜ？

- ・直接さわらなくてすむ（手が洗えなくても）
- ・食具が不要
- ・調理が不要
- ・配布が楽
- ・保存が楽

主食・副食・おやつを含む1.5食で食事摂取基準（参考資料P.23参照）の45%を供給できるようにして下さい。まずはエネルギーとたんぱく質の確保が必須です。次に優先される栄養素はビタミンB₁、B₂、Cです。カルシウムとビタミンAも重要ですが、それぞれ体内に貯蔵・蓄積量があるため、5日間の備蓄では考慮に入れていません。

アレルギー児への対応

表3の中からアレルギー児でも食べられるメニューを考えることをお勧めします。非常時に普通食とアレルギー食とに分けて対応するのは大変です。アレルギー児が食べられる給食を全員に提供することが誤食事故を防ぐ最も確実な方法ですし、給食担当者が出勤できない時でも対応できます。とはいうものの、アレルギー対応食品は価格が高い、賞味期限が短いなどの問題があるため、アレルギー児の人数を別に把握して個別対応することも可能です。

アレルギー児用のミルクをお預かりしている場合に

は、平常時から数日分余分に預かり、使っていくようにします。

2) 5日分の備蓄量の算出方法

表1の組み合わせ例を参考にして、表3のA列の主食と副食を組み合わせる5回分の昼食メニューを考えましょう。主食と副食はそれぞれB列の食品の中から選びます。例えば、毎食主食はアルファ米（白米）にするのであれば、その行のE列には「5」が入ります。パンの缶詰（オレンジ）を2回入れるのであれば、E列の1行目は「3」、8行目は「2」となります。いずれにせよE列の主食の合計が5になるようにします。副食についても同様に、E列の副食の合計が5になるように、どの食品を使用するか考えます。おやつも同様です。メニューが決まったら、調理に必要な水の量や、熱源及び調理器具、喫食に必要な食器や食具の種類や量も分かるので、備蓄に加えておきます。



食品選びのポイント

- ・長期保存に耐えるの
- ・調理に手間がかからないもの
- ・持ち運びに便利なの
- ・必要最低限のエネルギーや栄養素が確保できるもの
- ・それぞれの入所児の特徴に見合ったもの
- ・ごみが少ないもの（レトルトのようなものだとごみの減量に役立つ。）
- ・食べ慣れたもの

表1 非常食食品組み合わせ例

	食品名	乳児	幼児	作り方 注意事項
食事1	レトルト白ご飯又は アルファ米（白） レトルトカレー 果物缶	1/3パック 1/3パック 1/3袋 40g	1/3～1/2パック 1/2パック 1/2袋 40g	果物缶は、カットサイズに小さいものを選ぶ。
食事2	レトルトご飯または、 アルファ米（わかめ） 魚かば焼き缶 豚汁	1/3パック 1/3パック 1/3缶 1/2袋	1/3～1/2パック 1/2パック 1/2缶 1/2袋	
食事3	パンの缶詰または 乾パン ツナポテト缶 フリーズドライスープ	1/3缶 12こ 1/2缶 1/2袋	1/2缶 18こ 1缶 1/2袋	ツナポテト缶または、ツナ缶と乾燥マッシュポテト戻して混ぜる
食事4	レトルト五目ごはん アルファ米五目ごはん ツナ缶（80g入り） 即席乾燥餅入り 豚汁 果物缶	1/3パック 1/3パック 1/4缶 1こ 1/60缶 40g	1/3～1/2パック 1/2パック 1/3缶 1こ 1/60缶 40g	餅を汁ものに入れる
おやつ1	果物缶 乾パン	40g 12こ	40g 18こ	
おやつ2	塩せんべい ビスケット	1枚 2枚	2枚 1枚	
おやつ3	果物缶 ミルクサンドクラッカー クラッカー コンデンスミルク	40g 6枚（2枚） 5g	40g 10枚（3枚） 7g	

引用：江戸川区 区立保育園 非常時給食の備え

表2 非常時献立算出例

		献立名	食品名	1人分量 (g) (A)	保育児数 (人数) (B)	職員数 (人数×2) (C)	総量 (g) (A)×(B+C)
1日目	昼食	主食	アルファ米	50g			
			パンの缶詰	50g			
		副食	さんま缶	40g			
			筑前煮	45g			
		おやつ (1回量・0.5食)		菓子	20g		
2日目	昼食	主食	アルファ米	50g			
			パンの缶詰	50g			
		副食	煮込みハンバーグ	50g			
			カレー	130g			
		おやつ (1回量・0.5食)		菓子	20g		

表3 5日分の備蓄食品算出表

A	B	C	D：1食分の栄養価		E	F：備蓄（購入）量 (kg)
	食品名	1食分量	エネルギー	たんぱく質	使用回数	人数×C×E÷1,000
主食 (E列の合計が5になるように)	アルファ米（白米）	50g	185kcal	2.7g		
	アルファ米（五目御飯）	50g	186kcal	3.8g		
	アルファ米（わかめご飯）	50g	184kcal	3.6g		
	アルファ米（白飯：しそわかめふりかけ）	50g	187kcal	2.8g		
	アルファ米（えびピラフ）	39g	141kcal	2.6g		
	レトルトごはん	100g	145kcal	2.3g		
	レトルトおかゆ					
	パンの缶詰（オレンジ）	50g	182kcal	4.4g		
アレルギー用	パンの缶詰（キャラメル）卵不使用	50g	190kcal	3.6g		

副食 (E列の合計が5になるように)	鶏肉うま煮缶	35 g	37kcal	4.1 g		
	煮込みハンバーグ	50 g	69kcal	4.2 g		
	さんまのかば焼缶	40 g	113kcal	6.2 g		
	さばみそ煮	75 g	163kcal	12.3 g		
	肉じゃが	65 g	50kcal	2.2 g		
	筑前煮	45 g	38kcal	1.8 g		
	ポテトツナサラダ	52.5 g	105kcal	1.4 g		
	さつまいものレモン煮	50 g	100kcal	0.6 g		
	レトルトお子さまカレー	130 g	116kcal	0.4 g		
	ハヤシシチュー	130 g	89kcal	1.5 g		
	豚汁	180 g	106kcal	5.9 g		
	コーンポタージュ	190 g	90kcal	2.1 g		
	パンプキンスープ	190 g	107kcal	2.1 g		
	ミネストローネ	190 g	64kcal	3 g		
	豆と野菜の和風スープ	190 g	52kcal	3.2 g		
オニオンスープ	190 g	26kcal	1.3 g			
アレルギー用	レトルトお子さまカレー	100 g	89kcal	0.3 g		
	レトルトシチュー	130 g	72kcal	1.2 g		
	野菜あんかけ丼	100 g	42kcal	1 g		
おやつ (E列の合計が5になるように)	りんご缶	40 g	30 kcal	0.1 g		
	白桃缶	50 g	44 kcal	0.2 g		
	ミックスフルーツ缶	50 g	45 kcal	0.2 g		
	野菜ジュース	125 g	54 kcal	0.38 g		
	アップルジュース	125 g	43 kcal	0.1 g		
	オレンジジュース	125 g	42 kcal	0.7 g		
	オイルスプレークラッカー	20 g	98 kcal	1.7 g		
	ビスケット					
	乳児用ビスケット					
	栄養調整食品					
アレルギー用	せんべい(卵、乳不使用)	15 g	29kcal	0.2 g		
	クッキー(卵、乳、バター不使用)	20 g	102kcal	1 g		
水	飲料水	2.5~3L/日	合計：1人1日あたり5.5~15L			
	調乳用水		出典：The Sphere Project (2011)			
	調理用水	3~6L/日				
	生活用水(プールや井戸水も可)	2~6L/日				

引用：仙台市保育所連合会給食会研究委員会 非常災害時における保育所給食の対応マニュアル(一部改変)

表4 乳児期の非常用備蓄食品一覧
非常用備蓄食品一覧 (参考)

食品名	規格	栄養価(一人分)				備考
		エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 g	ナトリウム mg	
おかゆ(全がゆ)	100g	297	1.1	0.1	-	
5 か 裏ごしおさかな	2.6g	10	0.6	0	3	フリーズドライ
月 裏ごしかぼちや	2.4g	9	0.1	0	0	フリーズドライ
	80g	36	1.2	0	120	
7 さつまいもとかぼちやのおかゆ	80g	46	0.7	0.8	128	
か 和野菜の汁椀	80g	28	1	0	88	
月 野菜と鶏そぼろのあんかけ麺	80g	32	1.4	0	116	
クリームシチュー	80g	49	1.7	2.3	136	
肉じゃが	100g	58	1.5	1.6	210	
炊き込みご飯	80g	56	1.4	0	104	
野菜あんかけ鍋ごはん	80g	60	1.4	0.6	88	
9 たらと和野菜のうどん	80g	34	1.2	0.5	100	
か 筑前煮	80g	35	0.9	1.1	120	
月 豆腐ハンバーグ	80g	49	2.7	1.8	128	
ころもチキンのクリーム煮	80g	46	1.7	1.6	104	
鮭と野菜の炊き合わせ	100g	69	5.6	1.6	308	
すきやき風雑炊	130g	81	2.2	0.9	170	
1 まいたけごはん	90g	86	2.7	1.5	216	
2 わかめとしらすごはん	90g	86	2	2.2	176	
か すきやき風煮込み	80g	38	1.4	1	176	
月 つくねとひじきのふんわり煮	80g	32	1.7	0.6	138	
	3.4g	13	0.1	0	98	
	5g	22	0.3	0.6	14	
	6.5g	32	0.4	1.7	6	
	100ml	64	2	2.5	32	
	100ml	43	4	0.1	68	
	100ml	66	2	3.5	18	14g個別包装のスティックタイプ
	100ml	64	2	2.5	32	14g個別包装のスティックタイプ

引用：仙台市保育所連合会給食会研究会委員会 非常災害時における保育所給食の対応マニュアル

2) - 1 備蓄食品の更新

賞味期限の到来による備蓄食品の入れ替えを面倒に思う人も多いと思います。江戸川区子ども家庭部保育課給食指導担当係が作成した「非常食入替計画」のように一つ一つの備蓄食品の入替購入期間を矢印によって図示し、「見える化」するとよいでしょう（表5）。

備蓄場所の扉や備蓄食品の段ボールにも食品名と賞味期限を書いておき、誰でも取り出せて、どれから消費すればよいか分かるようにしておきます。また、定期的に賞味期限をチェックするとともに破損等がないか確認し、常に整理しておく必要があります。

江戸川区の保育所では、備蓄食品は1回分ずつ（調理具・食具・衛生用品なども含む）段ボールにまとめて、分散備蓄しています。

3) 食事提供に関する訓練（人員計画作成含む）

訓練では、災害時に想定している方法で、備蓄品の取り出しから、提供準備、喫食、片づけまでをおこないます。

更新にともない消費する備蓄食品は入所児に配付して持ち帰らせるのではなく、災害時に備蓄食品を食べることになる保育所で実際に食べさせてみるのが大切です。そのときも通常の給食の中に取り入れて消費するのではなく、災害時に提供する予定のメニューで食べさせます。

①備蓄品の取り出し

備蓄食品の収納場所やその鍵の保管場所を周知するとともに、職員は誰でも、どこから、何を、いくつ取り出せばよいのか分かるようにしておきます。段ボールを取り出すのに何人必要か、停電で照明がつかなくても段ボールの印字が読めるか、などを確認しておきます。備蓄水の運搬は重く、人力だけでは難しいので、台車なども必要になるでしょう。

②提供準備

アルファ米もライフラインが使えない状況下での提供を予定しているのであれば、お湯ではなく、備蓄しているペットボトルの水で戻したものを食べさせてみます。美味しくなくて食べないようなら、災害時にも食べないことが予想されます。子どもは大人と違って「災害時だから仕方ない。ぜいたくは言えないから我慢しよう」とは思いません。災害時であっても食べたくないものは食べてくれません。喫食状況を確認することは、災害時の給食メニューを見直す良い機会となります。

③喫食

停電を想定して、室内灯をつけずに食べさせてみて下

さい。子どもを安心させるうえで照明はとても重要です。懐中電灯やろうそくではなく、安定して置いておけるランタンが便利です。灯りがあれば食欲もでるでしょう。

断水を想定して、食事前の手の清拭にはウエットティッシュを使用し、洗い物を出さないために使い捨ての食器か、通常の食器にラップを被せて使用します。被災した老人福祉施設の報告によると、一番よく使用した使い捨て食器はコップだったそうです。食事だけでなく、お茶やうがいにも使用したからです。コップや汁碗のような液体をいれる食器はラップを被せて使用するわけにはいきません。深さのあるどんぶりを皿の代わりに使うことはできますが、その逆はできません。使い捨て食器を購入する際は、コップやお碗を優先的に選びましょう。

④片づけ

片づけは、ごみ収集が行われなくなることを想定して、片づけた後のごみ袋をどこに保管しておくかまでをシミュレーションしてみてください。悪臭や害虫の発生も考慮します。一連の作業に何名の人員を要したかを所要時間とともに記録し、災害時の人員計画を立てます。

⑤排泄

食事と排泄はセットで考えます。東日本大震災のとき、被災地の保育所で一番足りなくて困ったものはおむつでした。おむつを替えることができないと身体が冷えるし、おむつが重くなって股関節を痛めてしまいます。おむつも十分備蓄しておきます。

下水道が壊れた場合は、水を汲んできてトイレを流すこともできなくなります。非常用トイレを備蓄している施設もありますが、平常時に使ってみて、使い勝手を確認しておく必要があります。

以上のような訓練を通じて、食料品以外の衛生用品（ウエットティッシュ、消毒用アルコール、使い捨て手袋、消臭剤など）やごみ袋などの備蓄品についても品目と量を検討しておきます。

表5 非常食入替計画 昼食

献立No.	食品名	保存年数	購入年月	保存期間(年数)					入替方法	入替
				H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
昼食 献立1	くまのプーさんカレー	1年6か月	H23.8	↑	↑	↑	↑	↑	H24は、通常給食で使用 H25は、通常給食で使用	非常食訓練 平成23年度実施 平成26年度実施
	ソナ缶	3年	H23.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	アルファ米 白米	5年	H23.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H23.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	みかん缶詰	3年	H23.8	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立2	アルファ米 五目	5年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑	H25は、通常給食で使用	平成25年度実施
	ソナ缶	3年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	けんちゃん汁	5年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	野菜ミックス	3年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立2 アレルギー	アルファ米 わかめ	5年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑	通常給食で使用	平成25年度実施
	パイオン	1年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H22.8	↑	↑	↑	↑	↑		
	ミッキーマウスシチュー	1年6か月	H23.10	↑	↑	↑	↑	↑		
	シーチキン+コーン缶	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立3	アルファ米 白米	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑	H26は通常給食で使用	平成24年度実施 平成27年度実施
	スーバー保存水	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	パン&みかん缶	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	パンの缶詰	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	オニオンスープ	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立4	ウインナー缶	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑	H24、26は通常給食で使用	平成25年度実施
	ガルパン缶	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	ポテトサラダ缶	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	くまのプーさんハヤシ	1年6か月	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	アルファ米 白米	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立4 アレルギー	スーバー保存水	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑	通常給食で使用	平成24年度実施 平成27年度実施
	アルファ米 白米	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	アルファ米 白米	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立5	いわし蒲焼缶	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑	通常給食で使用	平成24年度実施 平成27年度実施
	わかめスープ	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	アルファ米 わかめ	1年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	アルファ米 わかめ	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立5 アレルギー	ソナ缶詰	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑	H25は、通常給食で使用	平成26年度実施
	パイオン	1年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	アルファ米 白米	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	おいしい防災食(肉じゃが)	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
昼食 献立6 アレルギー	おいしい防災食(豚汁)	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑	H25は、通常給食で使用	平成26年度実施
	オレンジ缶	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	アルファ米 わかめ	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	スーバー保存水	5年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
	とろきみ缶(ノンオイル野菜スープ)	3年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑		
パイオン	1年	H23.10以降予定	↑	↑	↑	↑	↑			

引用：江戸川区 区立保育園 非常時利用給食の備え

2. 災害時の対応

1) 連絡・協力体制

- ・給食関連の連絡先一覧表（表6）を作成し、危機管理に係る報告フロー（図1）等を保育所内のよく目につくところに常時掲示しておきましょう。
（リストアップの例）行政、業者、近隣施設等
- ・ライフラインや通信手段が遮断された場合の連絡方法を

を確認しておきましょう。

- ・取引業者と非常時の食品確保や納入方法を検討しましょう（契約更新時に記載）。

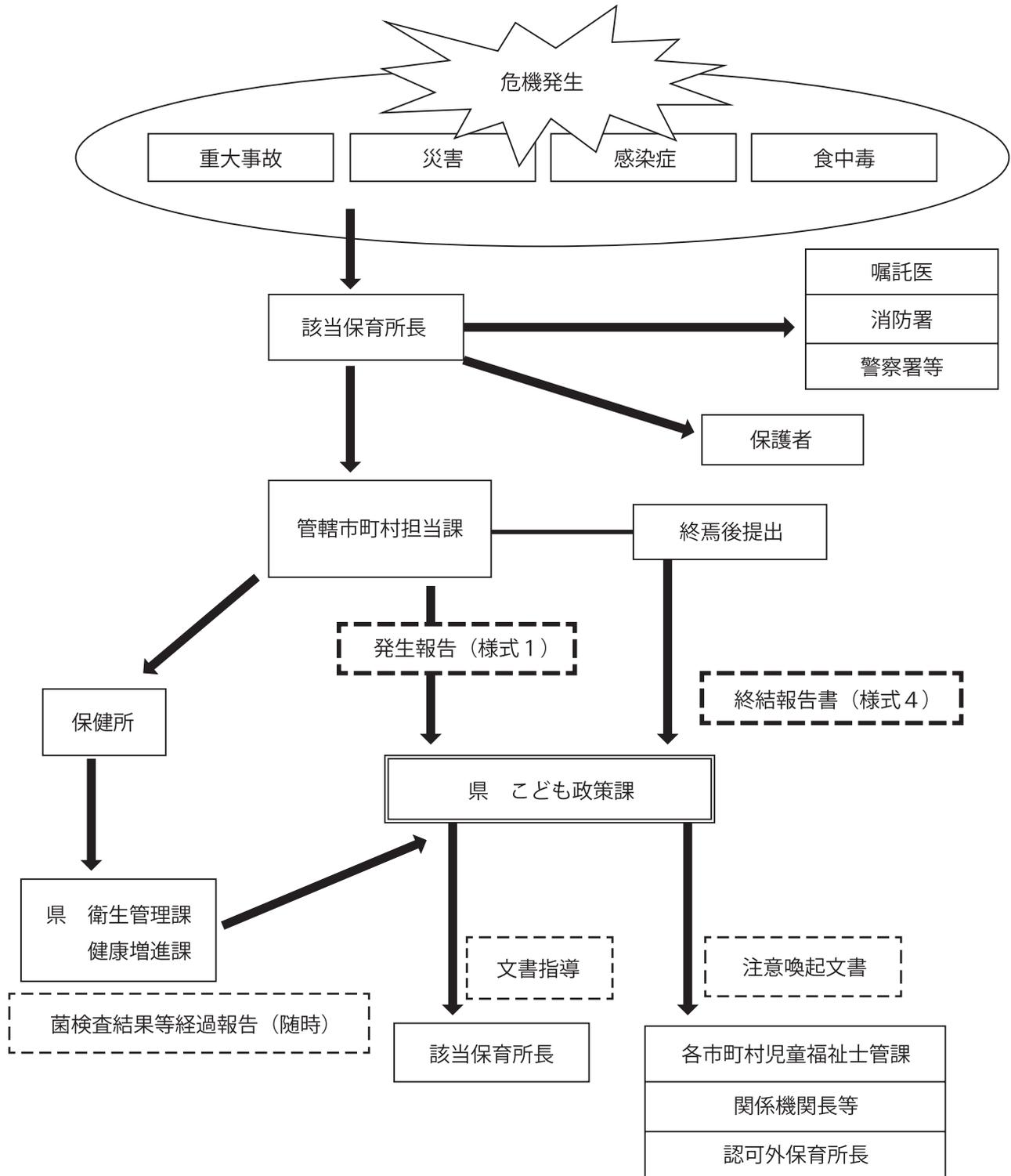
平常時のおつきあいが重要です！
近隣の施設の特徴を把握し、補い合う関係づくりをしておきましょう。

表6 災害時外部連絡先一覧

連絡先	電話番号	FAX番号	メールアドレス	住所	非常時連絡手段	備考 (代替業者等)
市町村の所轄保育係						
警察						
火事・救助・救急車						
ライフライン	停電時の問い合わせ					
	水道の異常					
	ガス漏れ					
	電話の故障					
取引業者	〇〇パン					
	〇〇菓子					
	〇〇精肉					
	〇〇鮮魚					
	厨房機器業者					
代替業者						

—行政への連絡体制についても確認しておきましょう。

図1 危機管理に係る報告フロー



引用：宮崎県延岡市 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（平成21年9月1日）

2) 保育士との連携

- ・保護者の迎えの可否を把握し、食数を算出しましょう（宿泊に伴う夕食・朝食含む）。

帰宅困難保護者が相当数であることを想定しておく心安いです。

- ・アレルギー児、病児等は、食べられる食品、食べられない食品を一覧にして再確認しましょう。

アレルギー児、病児等は災害時用ワッペン等で対応しましょう。
普段関わっていない人が、誰でも対応でき、誤食を防止することが重要です！

3) 職員体制

給食運営スタッフの人員計画は？

- ・給食要員は保育所の規模にもよりますが、最低2人は確保しましょう。
入所児数によって給食要員の増員が必要になります。訓練時に必要人数を算出しましょう。保育士の協力も得られるようにしておきましょう。
- ・表7を参考にして、震度による人員の一次配備、二次配備、三次配備を作成しておきましょう（閉所時も含む）。
- ・災害により、給食施設をしばらく使わない場合はガスの元栓、水道の蛇口をしっかり締め、使わない電化製品の電源を切っておきます※。また、給食を再開する場合には、栄養士・調理師、主任保育士等が給食提供日の朝までに調理機器や衛生状況等を把握し、給食施設使用の可否を判断しましょう。

※参考：山梨県甲州市 災害時給食運営に関するマニュアル

表7 職員配備体制

職員配備体制(例)

災害程度	配備	対応
震度4以下	通常通りの職員	調理室内、機器類を点検し、被害状況を把握。被害が発生した場合、事務部門に報告する。
震度5弱	あらかじめ予定した職員	
震度5強		
震度6以上	出勤可能な全職員	

* 連絡が不可能な場合は、各人の判断により自主集合とする。

* 施設の栄養士が到着するまでの間は、先に出勤した職員が被害状況を確認する。

引用：福島県田村市 田村市常葉保育所のマニュアル

出勤できない給食スタッフがた場合の要員確保は？

- ・職員の状況確認表を作り、対応しましょう（表8）。
- ・電話連絡不通の場合であっても、状況によって自発的

に出勤するよう努めることを事前に周知しておきます。

表8 緊急時職員連絡先および被災状況等確認表

役職	氏名	電話番号	携帯 電話番号	メール アドレス	住所	通勤 時間	被災の 有無	健康 状態	出勤の 可否	備考(家族 の状況等)
所長						分				
主任										

引用：福島県田村市 田村市常葉保育所のマニュアル

4) 給食対応

災害発生直後にすることは？

- ・災害時の給食メニューに基づき備蓄食品による給食を提供します。
- ・使用可能な場合は、給食室にある食品（冷凍・冷蔵品）を早めに使いきりましょう

食材の取引先が被災した場合は？

- ・代替業者を平常時から確認しておきましょう（表6参照）。
- ・代替業者に早急に連絡をとって対応を相談しましょう。
- ・取引業者・代替業者とは平常時から関係づくりが大切です。

頼りになった地元密着の個人商店

東日本大震災後、仙台市内のコンビニは店内の在庫を売り切った後、閉店したり、開店時間を短縮したりするなどの状態が続きました。そんな中で活躍したのが個人経営のスーパーでした。個人商店は自らトラックを運転して問屋や農家を回って商品を調達し、営業を継続しました。小さい店舗なので、建物の安全確認が容易で、社長が経営の全体を直接把握できるため、意思決定が早く、家族経営のため、労働時間の伸縮など、働き方についても柔軟な対応が可能でした。地域で営業し、信頼を勝ち得てきたため、品不足によって仕入れ価格が上昇したからといって高い小売価格で売るわけにはいかないと地域への責任感を口にする経営者もおられました。

参考：日本フードシステム学会編 東日本大震災とフードシステム

ごみ収集が滞った場合の対応は？（生ごみ、包装容器、排泄物等）

- ・災害時はごみを出さない工夫が必要です。
例) 使い捨て食器ではなく、ラップをかぶせる（慣れた食器は入所児がこぼさない）。
- ・ごみ分別を徹底しましょう（虫、猫、カラス対策も大切です）。

- ・ダストボックス、スペース等、いざというときのために確保しておきましょう。
- ・生ごみは、腐敗が起らないように十分水気をきります。

備蓄した食料分の“排泄物”ができることを覚えておきましょう！

5) 衛生管理

災害時の衛生管理は特に重要です。図2を参考により安全・安心な給食を提供しましょう。

図2 災害時の衛生管理

《 災害時の衛生管理 》

○水道が復旧しない時の洗浄・消毒に関すること

	〈飲用以外の水がない場合〉	〈備蓄用水や外部からの給水が使用可能な場合〉 ※給水方法と保管に注意して、通常と同じ衛生管理を基本とする
手指の衛生	汚れをウェットティッシュ等でふき取り、アルコールで消毒 作業の際は使い捨て手袋を使用	石鹼を使って流水で手洗いをし、アルコールで消毒 同様
エプロン・帽子等	使い捨てのエプロン・帽子・マスクを着用	同様
調理場の衛生	施設の安全を確認し、汚れをウェットティッシュ等でふき取り アルコールで消毒 調理室以外で配膳等を行う場合も同様	同様
食器	使い捨てのものを使用	同様
器具	使い捨てのもので代用する	使用した器具は洗浄し適切な消毒を行う
提供する水	備蓄用水等飲用に適するもの	同様
提供する食事	備蓄食品を調理せずに提供	簡便な調理で提供(施設の状況にあわせて)
食品・野菜の下処理	下処理の必要のないものを使用	水を使用して洗浄、下処理を行う
保育室の衛生	食事等を置く場所は、ウェットティッシュ等で汚れを取り アルコールで消毒	同様
子ども・保育士の 手指の衛生	汚れをウェットティッシュ等でふき取り、アルコールで消毒	石鹼で手洗いをし、アルコールで消毒

○ガス又は電気などの熱源が復旧しない時

調理に関すること	簡易調理(カセットコンロなど)の場合には火力が弱いので、中心まで温度を上げる工夫をする
食品の管理	冷蔵庫に保存してある食品は、庫内温度を確認して使用する 備蓄食品、支援物資などは賞味期限を確認してから提供する

引用：仙台市保育所連合会給食会研究委員会「非常災害時における保育所給食の対応マニュアル」

6) その他

ライフライン不通状況(停電等)への対応は?

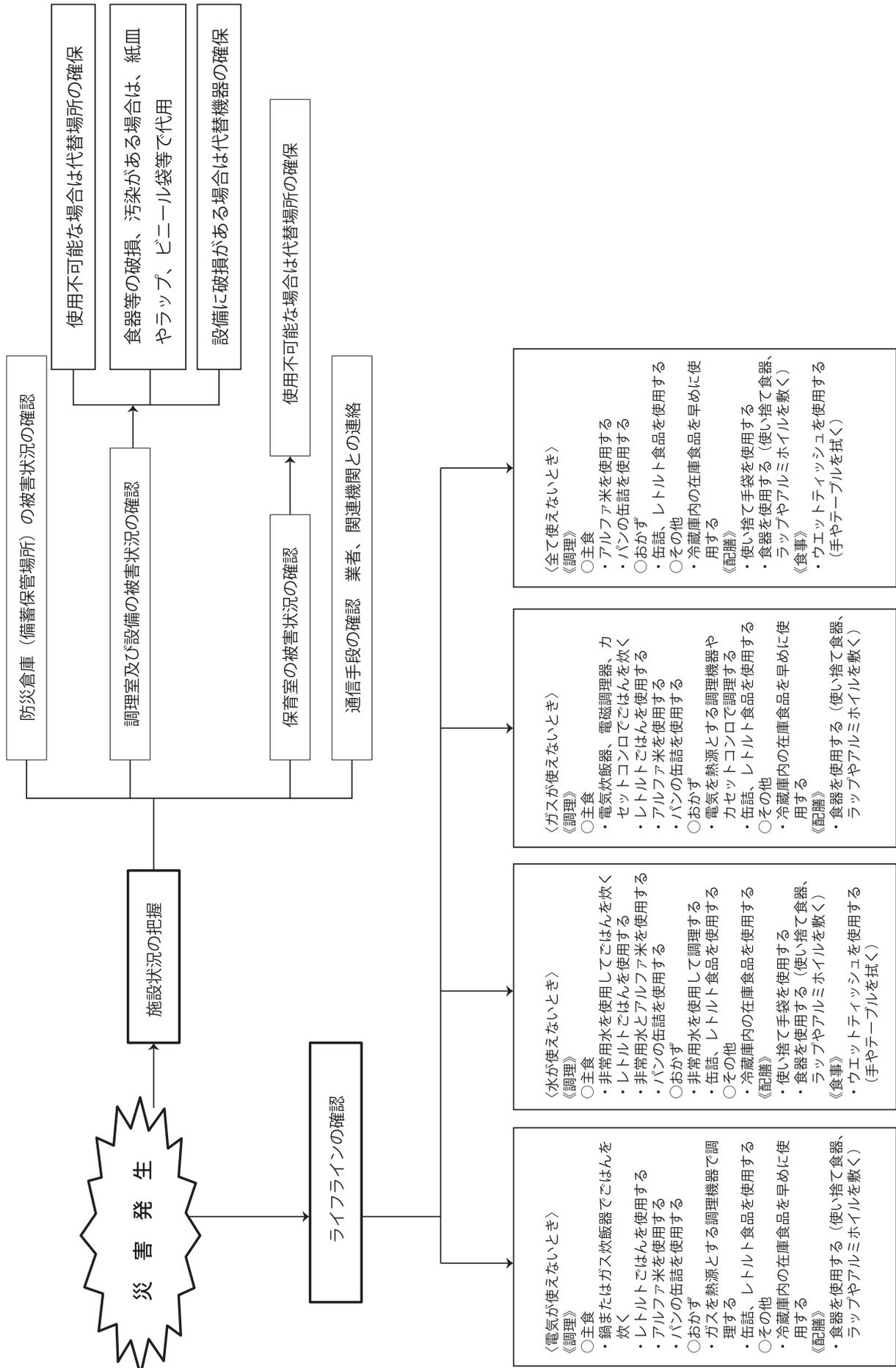
- ・表9のライフライン、調理機器・器具等破損状況チェック表を参考に行います。
- ・ライフライン不通時は、図3のフローチャートに沿って作業しましょう。
(パターン別に訓練もしましょう)
- ・プロパンガスの復旧方法、カセットコンロの対応力等を事前把握しましょう。
- ・電気の復旧は比較的早いので、電子レンジ、電気ポット、IHコンロを上手に活用しましょう。

表9 ライフライン、調理機器・器具等破損状況チェック表

電気(漏電等の疑い)	あり	なし	
ガス(ガス漏れの疑い)	あり	なし	
水道(水漏れ・汚染の疑い)	あり	なし	
電気が必要な機器	冷凍冷蔵庫	可	不可
	包丁・まな板保管庫	可	不可
	消毒・乾燥保管庫(小)	可	不可
	消毒・乾燥保管庫(大)	可	不可
	コンベクション	可	不可
	ブレージングパン	可	不可
ガスが必要な機器	回転釜	可	不可
	5口コンロ	可	不可
	3連コンロ	可	不可
	ガス炊飯器	可	不可

引用：佐賀県小城市 災害時給食提供に関するマニュアル

図3 非常災害時初期対応フローチャート



引用：仙台市保育所連合会給食会研究委員会 非常災害時における保育所給食の対応マニュアルより改変

安全な食品提供（原子力発電所事故等の不測の事態等）への対応は？

- ・保護者からの問い合わせには複数名で対応しましょう。
- ・保護者の声に耳を傾け、丁寧に対応しましょう。

原発事故への対応例

- ・使用食品の産地の掲示は、保護者の安心につながりました。
- ・ホームページ等を利用して、食の安全性について、情報発信をしましょう。

文 献

1. 網谷有希子、須藤紀子、笠岡（坪山）宜代、石川文子、迫和子、首都圏B市における東日本大震災を踏まえた保育所の食事に関する災害対策の再構築、日本栄養士会雑誌 2014；57：28-36.
2. 網谷有希子、須藤紀子、笠岡（坪山）宜代、石川文子、藤沢良知、迫和子、災害対策に関する首都圏一地域の保育所を対象としたグループインタビュー、保育科学研究 2013；3：33-37.
3. 網谷有希子、須藤紀子、笠岡（坪山）宜代、石川文子、藤沢良知、迫和子、東日本大震災が津波被害地域内保育所の運営や子どもたちに及ぼした影響に関するグループインタビュー、保育科学研究 2013；3：37-41.



事務連絡 平成23年4月21日
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室

避難所における食事提供の計画・評価のために 当面の目標とする栄養の参照量

（1歳以上、1人1日当たり）

エネルギー	2,000kcal
たんぱく質	55g
ビタミンB ₁	1.1mg
ビタミンB ₂	1.2mg
ビタミンC	100mg

※日本人の食事摂取基準（2010年版）で示されているエネルギー及び各栄養素の摂取基準値をもとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出。なお、エネルギーは身体活動レベルⅠ及びⅡの中間値を用いて算出。

（参考）

	対象特性別（1人1日当たり）			
	幼児 （1～5歳）	成長期Ⅰ （6～14歳）	成長期Ⅱ・成人 （15～69歳）	高齢者 （70歳以上）
エネルギー(kcal)	1,200	1,900	2,100	1,800
たんぱく質(g)	25	45	55	55
ビタミンB ₁ (mg)	0.6	1.0	1.1	0.9
ビタミンB ₂ (mg)	0.7	1.1	1.3	1.1
ビタミンC(mg)	45	80	100	100

※日本人の食事摂取基準（2010年版）で示されているエネルギー及び各栄養素の摂取基準値をもとに、該当の年齢区分ごとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出。なお、エネルギーは身体活動レベルⅠ及びⅡの中間値を用いて算出。

参考資料 2

乳児の食事摂取基準 (再掲)

エネルギー・栄養素		月 齢	0～5 (月)		6～8 (月)		9～11 (月)			
		策定項目	男児	女児	男児	女児	男児	女児		
エネルギー (kcal/日)		推定エネルギー必要量	550	500	650	600	700	650		
たんぱく質 (g/日)		目安量	10		15		25			
脂 質	脂質 (% エネルギー)	目安量	50		40					
	脂質 (g/日) ¹	(参考)	(30)		—					
	飽和脂肪酸 (% エネルギー)	—	—		—					
	n-6 系脂肪酸 (g/日)	目安量	4		5					
	n-3 系脂肪酸 (g/日)	目安量	0.9		0.9					
	コレステロール (mg/日)	—	—		—					
炭水化物	炭水化物 (% エネルギー)	—	—		—					
	食物繊維 (g/日)	—	—		—					
ビタミン	脂溶性	ビタミン A (μgRE/日) ²	目安量		300		400			
			耐受上限量		600		600			
		ビタミン D (μg/日) ³	目安量		2.5 (5.0)		5.0 (5.0)			
			耐受上限量		25		25			
	ビタミン E (mg/日)	目安量	3.0		3.5					
	ビタミン K (μg/日)	目安量	4		7					
	水溶性	ビタミン B ₁ (mg/日)	目安量	0.1		0.3				
		ビタミン B ₂ (mg/日)	目安量	0.3		0.4				
		ナイアシン (mgNE/日) ⁴	目安量	2		3				
		ビタミン B ₆ (mg/日)	目安量	0.2		0.3				
ビタミン B ₁₂ (μg/日)		目安量	0.4		0.6					
葉酸 (μg/日)		目安量	40		65					
ミネラル	多量	ナトリウム (mg/日)	目安量		100		600			
		(食塩相当量) (g/日)	目安量		0.3		1.5			
		カリウム (mg/日)	目安量		400		700			
		カルシウム (mg/日)	目安量		200		250			
		マグネシウム (mg/日)	目安量		20		60			
		リン (mg/日)	目安量		120		260			
	微量	鉄 (mg/日) ⁵	目安量		0.5		—			
			推定平均必要量		—		3.5	3.5	3.5	3.5
			推奨量		—		5.0	4.5	5.0	4.5
		亜鉛 (mg/日)	目安量		2		3			
銅 (mg/日)	目安量		0.3		0.3					
マンガン (mg/日)	目安量		0.01		0.5					
ヨウ素 (μg/日)	目安量		100		130					
	耐受上限量		250		250					
	セレン (μg/日)	目安量		15		15				
	クロム (μg/日)	目安量		0.8		1.0				
モリブデン (μg/日)	目安量		2		3					

1 母乳中脂肪濃度と0～5か月児の1日の哺乳量から算出した。

2 プロビタミン A カロテノイドを含まない。

3 適度な日照を受ける環境にある乳児の目安量。() 内は、日照を受ける機会が少ない乳児の目安量。

4 0～5か月児の目安量の単位は mg/日。

5 6～11か月はひとつの月齢区分として男女別に算定した。

小児（1～2歳）の推定エネルギー必要量（再掲）

身体活動レベル	男子			女子		
	I	II	III	I	II	III
エネルギー（kcal/日）	—	1,000	—	—	900	—

小児（1～2歳）の食事摂取基準（再掲）

栄養素		男子					女子					
		推定平均必要量	推奨量	目安量	耐容上限量	目標量	推定平均必要量	推奨量	目安量	耐容上限量	目標量	
たんぱく質（g/日）		15	20	—	—	—	15	20	—	—	—	
脂質	脂質（%エネルギー）	—	—	—	—	20以上 30未満	—	—	—	—	20以上 30未満	
	飽和脂肪酸（%エネルギー）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	n-6系脂肪酸（g/日）	—	—	5	—	—	—	—	5	—	—	
	n-3系脂肪酸（g/日）	—	—	0.9	—	—	—	—	0.9	—	—	
	コレステロール（mg/日）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
炭水化物	炭水化物（%エネルギー）	—	—	—	—	50以上 70未満	—	—	—	—	50以上 70未満	
	食物繊維（g/日）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ビタミン	脂溶性	ビタミンA（ $\mu\text{gRE}/\text{日}$ ） ¹	300	400	—	600	—	250	350	—	600	—
		ビタミンD（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	2.5	25	—	—	—	2.5	25	—
		ビタミンE（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	—	—	3.5	150	—	—	—	3.5	150	—
		ビタミンK（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	25	—	—	—	—	25	—	—
	水溶性	ビタミンB ₁ （ $\text{mg}/\text{日}$ ）	0.5	0.5	—	—	—	0.4	0.5	—	—	—
		ビタミンB ₂ （ $\text{mg}/\text{日}$ ）	0.5	0.6	—	—	—	0.5	0.5	—	—	—
		ナイアシン（ $\text{mgNE}/\text{日}$ ） ²	5	6	—	60（15）	—	4	5	—	60（15）	—
		ビタミンB ₆ （ $\text{mg}/\text{日}$ ） ³	0.4	0.5	—	10	—	0.4	0.5	—	10	—
		ビタミンB ₁₂ （ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	0.8	0.9	—	—	—	0.8	0.9	—	—	—
		葉酸（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ） ⁴	80	100	—	300	—	80	100	—	300	—
ミネラル	多量	パントテン酸（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	—	—	3	—	—	—	—	3	—	—
		ピオチン（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	20	—	—	—	—	20	—	—
		ビタミンC（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	35	40	—	—	—	35	40	—	—	—
		ナトリウム（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		（食塩相当量）（ $\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	—	—	4.0未満	—	—	—	—	4.0未満
	微量	カリウム（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	—	—	900	—	—	—	—	800	—	—
		カルシウム（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	350	400	—	—	—	350	400	—	—	—
		マグネシウム（ $\text{mg}/\text{日}$ ） ⁵	60	70	—	—	—	60	70	—	—	—
		リン（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—
		鉄（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	3.0	4.0	—	25	—	3.0	4.5	—	20	—
微量元素	亜鉛（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	4	5	—	—	—	4	5	—	—	—	
	銅（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	0.2	0.3	—	—	—	0.2	0.3	—	—	—	
	マンガン（ $\text{mg}/\text{日}$ ）	—	—	1.5	—	—	—	—	1.5	—	—	
	ヨウ素（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	35	50	—	250	—	35	50	—	250	—	
	セレン（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	10	10	—	50	—	10	10	—	50	—	
クロム（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
モリブデン（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

1 推定平均必要量、推奨量はプロビタミンAカロテノイドを含む。耐容上限量はプロビタミンAカロテノイドを含まない。

2 耐容上限量はニコチンアミドのmg量、（ ）内はニコチン酸のmg量。基準体重を用いて算定した。

3 耐容上限量は食事性ビタミンB₆の量ではなく、ピリドキシンとしての量である。

4 耐容上限量はプテロイルモノグルタミン酸の量として算定した。

5 通常の食品からの摂取の場合、耐容上限量は設定しない。通常の食品以外からの摂取量の耐容上限量は、小児では5mg/kg体重/日とする。

小児（3～5歳）の推定エネルギー必要量（再掲）

身体活動レベル	男子			女子		
	I	II	III	I	II	III
エネルギー（kcal/日）	—	1,300	—	—	1,250	—

小児（3～5歳）の食事摂取基準（再掲）

栄養素		男子					女子					
		推定平均必要量	推奨量	目安量	耐容上限量	目標量	推定平均必要量	推奨量	目安量	耐容上限量	目標量	
たんぱく質（g/日）		20	25	—	—	—	20	25	—	—	—	
脂質	脂質（% エネルギー）	—	—	—	—	20以上 30未満	—	—	—	—	20以上 30未満	
	飽和脂肪酸（% エネルギー）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	n-6系脂肪酸（g/日）	—	—	7	—	—	—	—	6	—	—	
	n-3系脂肪酸（g/日）	—	—	1.2	—	—	—	—	1.2	—	—	
	コレステロール（mg/日）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
炭水化物	炭水化物（% エネルギー）	—	—	—	—	50以上 70未満	—	—	—	—	50以上 70未満	
	食物繊維（g/日）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ビタミン	脂溶性	ビタミンA（ $\mu\text{gRE}/\text{日}$ ） ¹	300	450	—	700	—	300	450	—	700	—
		ビタミンD（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	2.5	30	—	—	—	2.5	30	—
		ビタミンE（mg/日）	—	—	4.5	200	—	—	—	4.5	200	—
		ビタミンK（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	30	—	—	—	—	30	—	—
	水溶性	ビタミンB ₁ （mg/日）	0.6	0.7	—	—	—	0.6	0.7	—	—	—
		ビタミンB ₂ （mg/日）	0.7	0.8	—	—	—	0.6	0.8	—	—	—
		ナイアシン（mgNE/日） ²	6	7	—	80（20）	—	6	7	—	80（20）	—
		ビタミンB ₆ （mg/日） ³	0.5	0.6	—	15	—	0.5	0.6	—	15	—
		ビタミンB ₁₂ （ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	0.9	1.1	—	—	—	0.9	1.1	—	—	—
		葉酸（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ） ⁴	90	110	—	400	—	90	110	—	400	—
ミネラル	多量	パントテン酸（mg/日）	—	—	4	—	—	—	—	4	—	—
		ピオチン（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	25	—	—	—	—	25	—	—
		ビタミンC（mg/日）	40	45	—	—	—	40	45	—	—	—
		ナトリウム（mg/日）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		（食塩相当量）（g/日）	—	—	—	—	5.0未満	—	—	—	—	5.0未満
	微量	カリウム（mg/日）	—	—	1,000	—	—	—	—	1,000	—	—
		カルシウム（mg/日）	500	600	—	—	—	450	550	—	—	—
		マグネシウム（mg/日） ⁵	80	100	—	—	—	80	100	—	—	—
		リン（mg/日）	—	—	800	—	—	—	—	700	—	—
		鉄（mg/日）	4.0	5.5	—	25	—	4.0	5.5	—	25	—
微量	亜鉛（mg/日）	5	6	—	—	—	5	6	—	—	—	
	銅（mg/日）	0.3	0.3	—	—	—	0.3	0.3	—	—	—	
	マンガン（mg/日）	—	—	1.5	—	—	—	—	1.5	—	—	
	ヨウ素（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	45	60	—	350	—	45	60	—	350	—	
	セレン（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	10	15	—	70	—	10	15	—	70	—	
クロム（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
モリブデン（ $\mu\text{g}/\text{日}$ ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

1 推定平均必要量、推奨量はプロビタミンA カロテノイドを含む。耐容上限量はプロビタミンA カロテノイドを含まない。
 2 耐容上限量はニコチンアミドのmg量、（ ）内はニコチン酸のmg量。基準体重を用いて算定した。
 3 耐容上限量は食事性ビタミンB₆の量ではなく、ピリドキシンとしての量である。
 4 耐容上限量はプテロイルモノグルタミン酸の量として算定した。
 5 通常の食品からの摂取の場合、耐容上限量は設定しない。通常の食品以外からの摂取量の耐容上限量は、小児では5mg/kg 体重/日とする。

出典：厚生労働省 日本人の食事摂取基準（2010版）

平成 24・25 年度保育科学研究
保育所における災害時対応マニュアルー給食編ー研究班名簿

平成 24 年度

(研究代表者) 迫 和子	(公益社団法人 日本栄養士会 専務理事)
(共同研究者) 笠岡 (坪山) 宜代	(独立行政法人国立健康・栄養研究所 栄養疫学研究部食事摂取基準研究室室長)
須藤 紀子	(お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 公衆栄養学研究室 准教授)
石川 文子	(社団法人 宮城県栄養士会 会長)
網谷 有希子	(お茶の水女子大学生活科学部 食物栄養学科 4年)
藤澤 良知	(保育科学研究所運営委員 実践女子大学名誉教授)

平成 25 年度

(研究代表者) 迫 和子	(公益社団法人 日本栄養士会 専務理事)
(共同研究者) 笠岡 (坪山) 宜代	(独立行政法人国立健康・栄養研究所 栄養疫学研究部食事摂取基準研究室室長)
須藤 紀子	(お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 公衆栄養学研究室 准教授)
網谷 有希子	(お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 博士前期課程 1年)
石川 文子	(公益社団法人 宮城県栄養士会 会長)
塩田 敦子	(仙台市子供未来局保育部保育課 主査)
下浦 佳之	(公益社団法人 日本栄養士会 常任理事)
藤澤 良知	(保育科学研究所運営委員 実践女子大学名誉教授)

保育所と保育士養成校の連携による地域における子どもの安心・安全、 人的環境のあり方に関する研究

研究代表者	長谷川 育代 (万願寺保育園園長)
共同研究者	高橋 久雄 (昭和女子大学教授)
	松田 典子 (文教大学専任講師)
	高橋 紘 (至誠保育総合研究所所長)
	三浦 修子 (至誠第二保育園園長)
	廣瀬 優子 (しせい太陽の子保育園園長)
	高橋 滋孝 (至誠あずま保育園園長)
	高橋 智宏 (至誠いしだ保育園園長)

研究の概要

この研究は保育所と保育士養成校の共同研究により、子どもの安心安全のあり方、方策について地域住民を含めた人的環境から明らかにし、更にそれを強化する仕組み作りについて研究することを目的とするものである。今、地域に開かれた保育園は、地域の子育て家庭が利用するばかりではなく、地域の人同士を結び付ける可能性を秘めている。又、地域の人々が持っている様々な力を引出し、地域の暮らし、働く人を結びつけていくことは人々の絆を強め安心感のあるまちづくりの大きな要素であり、子ども達が育つ環境として重要である。

孤立化が言われている現代社会に於いて、次世代の養育を家庭と共に行っている保育園が地域の人のつながりをどのように構築し、子ども達が育つ安全なまちづくりへの貢献及び保育園と地域の新たな関係作りの意味は大きい。

本研究では地域住民の協力により、子ども達の安全管理を考察し、保育園が中心となり、地域の触れ合いを通して、地域力を引出し、地域との協力体制をどのように構築していくか研究を深めた。

1. 保育園の散歩の安全管理について、保育園にヒヤリング調査を行い、安全対策の参考とした。園外の安全管理についてはマニュアルを作成している園が少なく、地域に緊急時の対応、協力者を構築している園はなかった。子ども達が地域で安心して過ごせるために、地域の人との触れ合いや関わりを通しての安全管理の必要性があった。
2. 地域住民の協力により子どもの安全安心を確保しながら、地域とつながり、地域を結びつける仕組みを考える。研究方法は保育園の散歩コースの方に「地域における子どもの安心、安全に関する意識調査」をお願いし地域における人のつながりについての現状をアンケートにより明らかにした。

地域にはPTAが中心となり子ども達を犯罪から守るために、ピーポー君の家、駐在所、事業所の協力のもと安心、安全を構築している『フォーマルなつながり』がある。フォーマルなつながりも重要であるが、保育園は地域と『インフォーマルなつながり』を持つことで、子ども達が安心、安全に地域に出ることができるのではないかと。又、地域の持っている力を引出し保育園とつながり、地域にとって保育園の持っている資源は何が必要なのかアンケートより考察し検証することができた。この結果をもとに『地域人材マップ』を作成した。

3. この調査は養成校の学生と保育園が散歩コースの近隣にアンケート配布、地域主催夏祭りも共同で参加することができた。地域における奉仕活動を実践し、経験を豊かにすること同時に、市民としての自覚が持ち、学生の時から地域への貢献を育むことで、将来地域を大切にすることができるのではないかと推測した。コミュニケーションラーニングを通し学生は地域を学ぶことができ、保育園は学生に対して奉仕活動の場を提供することで将来、人々の絆を強め安心したまちづくりを担う人を育てる役割を担う可能性を示すことができた。

キーワード：地域、つながり、子どもが育つ環境、地域人材マップ、コミュニケーションサービスラーニング

はじめに

今、地域に開かれた保育園は、地域の子育て家庭が利用するばかりでなく、地域の人同士を結びつける可能性を秘めている。又、地域の人々が持っている様々な力を引き出し、地域に暮らし、働く人を結びつけていくことは人々の絆を強め安心感のあるまちづくりの大きな要素であり、子ども達が育つ環境として重要である。

孤立化が言われている現代社会に於いて、次世代の養育を家庭と共に起こっている保育園が地域の人々のつながりをどのように構築し、子ども達が育つ安全なまちづくりへの貢献及び、保育園と地域の新たな関係づくりの意味は大きい。

保育園において身近な安全を考える時、子どもの事故を防ぐことは重要な課題である。組織的な取り組みとして、安全に対する予防と対応が機能しなければならない。

子どもたちが園外に出た時の事故や犯罪から子どもを守るためには、ハードウェア（モノ・環境づくり）とソフトウェア（親や保護者、地域住民とのかかわり）両方が必要である。（野村 歡『子どもを事故犯罪から守る環境と地域づくり』）

本研究では、ソフトウェアである地域住民の協力により、子ども達が地域に出た時の安全管理を考察するとともに、保育園が中心となり地域の人との触れ合いやかかわりを通して、地域力を引き出し、地域組織との協力体制をどのように構築していくか研究を深めた。

I 保育園の散歩の安心・安全について

保育園の散歩の安全対策について参考とするために聞き取り調査を行った。

(1) 目的

保育園が利用している散歩コース上で、日常的に園児を見守り、事故や不審者に遭遇した際には緊急避難等対応してもらえる家や施設、及び協力者の必要性について、目的別（公園等）に考える。

(2) 方法

平成25年10月に調査協力園で共同研究者がインタビュアーとなりインタビューガイドに従い口頭で聞き取り調査委員が書き取った。調査協者は東京都7園、福島県1園、埼玉県1園、大阪府1園合計10認可保育所の園長、主任保育士にインタビューを行った。

倫理的配慮はインタビュー開始前に内容を口頭で説明し同意を得た。

（埼玉県、大阪府はメールと電話で調査を行う）

(3) 定義

散歩は保育園の敷地の外において行う保育活動をい

う。ただし、午前中に出発しおおむね11時30分頃に帰園するものをいう。11時30頃までに終了する場合でもプラネタリウムなどの公共施設を利用する場合は園外保育と位置付ける。

(4) 調査内容

保育園の散歩は通常の園内における保育では触れることのできない、野原、公園、河川などの自然や社会事象についての学びの場である。子ども達にとって欠かすことのできないカリキュラムである。しかし、散歩や園外中の事故の報告では、平成16年11月17日、世田谷区で園児が、兵庫島公園付近での園外保育活動中に、多摩川に転落死亡する事故や、埼玉県では、2006年9月25日午前に保育園児の散歩の列にクルマが突っ込み、園児2名が死亡、3名が重体など死傷者を出した事故（28日に重体の園児が1名亡くなり、死亡は3名になった）（読売新聞）等暗いニュースが報道されている。

保育園ではどのように散歩時の安全管理を行いマニュアルを作成しているのか、東日本大震災3.11以降（以下3.11）、安全管理をどのように見直したかなど以下の項目について聞き取り調査を行った。

- ① 散歩についてのマニュアルを作成しているか
- ② 目的地に行くまでの道のりが決まっているか
- ③ 散歩コースで緊急時に対応してくれる施設、協力者を構築しているか
- ④ 3.11の震災以降マニュアルの見直しをしたかについてインタビューを行った。

(5) インタビューの結果

ア、回答数10園

イ、各項目の結果

①散歩についてのマニュアルを作成しているか

はい 2園 いいえ 8園

散歩マニュアルについては作成しているところは2園だった。内容は持ち物、移動中の注意事項、遊ぶ前の約束の確認、遊び中の人数確認、周辺マップ等が記載されていた。散歩マニュアルは作成していないが園外保育のマニュアルを作成している保育園もあった。内容は園外保育を達成するための安全・確実な手順、目的地の選定基準、目的地活動内容、交通手段の選定基準、引率体制基準、保育園の体制、実施基準について定めている。緊急時の対応を想定し緊急車両がどこまで入ってこられるのかなど、同時に事故後の緊急対応についても定め、職員の行動基準が記載されていた。

②目的地に行くまでの道のりが決まっている

はい 3園 いいえ 7園

目的地までの道のりが決まっているかについては「はい」3園と少ないが、公道を歩くが決められているが3園あった。目的地までの道のりが決まっても、変更がある場合、前もって申告することが決まっている。道

のりが決められている理由として、緊急時の対応でその場所に行くことができるという理由であった。

③散歩コースで緊急時に対応してくれる施設、協力者を構築しているか

はい 0園 いいえ10園

散歩中、緊急時に対応してくれる施設や協力者を構築しているかでは、構築している保育園はなかった。調査園ではトイレを地域の方に借りたことがあり、保育園とつながりがあったのでお願いしやすかったということである。

3.11以降、園外保育の見直しをした園では、園外保育の目的場所近くに保育園を探し連絡を入れ緊急時や災害が起きた時、避難できるようにお願いしている保育園があった。

④3.11の震災以降マニュアルの見直しをしたか

はい 1園 いいえ 9園

3.11の災害の後、園内の災害における安全マニュアルの見直しとともに、散歩マニュアルを見直したかでは、散歩マニュアルのある園は見直しをしたという回答があった。震災後、散歩マニュアルはないが園外保育マニュアルを作成した保育園があった。

牧野氏によると3.11以降、全国の保育園で安全管理、危機管理の見直しが行われていると述べているが、散歩や園外保育に関する安全管理については見直しされていないところも多い。

ヒヤリングによる調査の回答を下の表にまとめた。

調査した保育園の散歩中の事故やヒヤリハットでは、子どもが足を滑らせ川に落ちた、公園では雲梯中、お友達を足で引っ張り転倒、ブランコに追突し口部に裂傷、

横断歩道に設置してある旗の取り合いで目を外傷、走っている途中の転倒などがあげられたが、大きな事故は幸いにもなかった。ヒヤリハットでは道路にとびだす、散歩の途中にいなくなったなどがあげられていた。

A保育園では3.11の震災で園外保育（お別れ遠足）に出かけ、電車で1時間30分かかるところにいた。帰り道、大きな揺れを感じ子どもに地震を知らせた。子ども達は訓練どおり安全体位を取り保育士は子どもに覆いかぶさるようにしていた。その時、通行人3名が自己判断で保育士と同じ体制で子どもを守るため力を貸してくれた。揺れがおさまると子ども達に声を掛けてくださった。2回目の揺れは場所を移動したところで起きたが、やはり通行人が子どもを守るために力を借りることができ、心強かったとの事であった。

3.11の後、園外保育の行き先の検討を行い歩いて帰ってこられる場所に変更した。

他の園でも園外保育で公共機関を使用し1時間30分かかかる水族館に行っていたが、災害が起きても徒歩で帰園できる場所に変更していた。またバスを使用する園は、災害時の水、食料を積み込みでかけているとのことである。

B保育園では散歩マニュアルを作成している。3.11以降、散歩マニュアルの改訂を行った。内容は突然の災害が起きた時、携帯などで保育園に連絡が取れないので、このような緊急事態は子どもの安全を第一に考え自己判断し行動するという行動基準であった。

大きな災害を経験している福島県郡山市のL保育園を

表1 散歩における安全管理調査

	散歩マニュアルはあるか	公園に行く散歩の道は決まっているか	散歩コースに協力者などがいるか	3.11の後に散歩についての安全対策の見直しをしたか
A 保育園(東京都)	園外保育はある	いいえ 公道を歩く	いいえ	園外保育について
B 保育園	はい	いいえ 公道を歩く	いいえ	はい
C 保育園	いいえ	いいえ 公道を歩く	いいえ	いいえ
D 保育園	いいえ	なんとなく	いいえ	いいえ
E 保育園	いいえ	はい	いいえ	いいえ
H 保育園	いいえ	はい	いいえ	いいえ
I 保育園	いいえ	なんとなく	いいえ	いいえ
J 保育園(大阪府)	はい	はい	いいえ	いいえ
K 保育園(埼玉県)	いいえ	なんとなく	いいえ	いいえ
L 保育園(福島県)	いいえ	なんとなく	いいえ	3.11より散歩に行っていない。散歩に行けるようになった時、変更の必要性を感じている

訪問し、散歩についてヒヤリングを行った。L保育園では3.11以降、戸外活動が禁止されているので散歩に出ない。

園庭は土の入れ替えを3度おこなった。訪問した日は平成25年11月30日であったが、除染をして放射線量は低くなり、やっと園庭で10分遊べるようになったとの事である。

園外は除染が進まず放射線量が高いので、散歩に行くことができない。

大きな災害（3.11）を経験した保育園で散歩についての安全管理の中で、地域住民とのつながりについて、ヒントがあるのではないかと予想したが、今回の調査ではヒントを得ることができなかった。

F保育園は散歩マニュアルを作成しているが、今回の震災で散歩マニュアルの改訂を考えているとの事である。（今散歩に行けないので、行けるようになってから改訂する）

ヒヤリングより保育園の散歩や園外に出た時の状況や安全対策の実情が見えてきた。どの保育園もあらゆることを想定して安全管理に努めているようだが、子ども達が園外に出た時の安全管理・危機管理について考えていかなければならない。

牧野は「開かれた保育園を推進し、園関係者、地域住民が心を通わせる中で子どもを見守る体制が必要であり、子ども達が園外に出た時の安全管理・危機管理マニュアルの作成が必要だと述べている。

（福島県の保育園で調査を行ったが、復興途中で散歩に出られない状態であるのに相手の心情に不適切なヒヤリングをしてしまったのではないかと反省している。）

II 地域における人のつながりについての現状を明らかにする

(1) アンケート調査目的

子どもたちが地域で安心・安全に過ごせるために、保育園の地域の中での認知度、地域のニーズ、現状を把握することが必要となる。地域を知ることによって散歩のリスクが軽減され子どもたちの活動が広がる事が期待される。その上でどのように地域へアプローチし関係を深めていけるかまた、保育園は地域にどのような形で貢献できるか考察していきたい。

対象地域は東京都の西に位置し、2つの大きな河川に挟まれ、自然が多い閑静な住宅街で調査を行った。

(2) 方法

アンケート配布方法は平成25年8月6日、12日の2日間で研究園の散歩コース4カ所を選び散歩コース近道の方に「地域における子どもの安心・安全に関するアンケート」

」を149件配布した。配布の方法は養成校の学生6名と職員2名が共同で各世帯を訪問し、調査についての説明した上、質問用紙を配布、回収は郵送にて行った。訪問時に不在の世帯は郵便受けに質問紙を投函した。質問紙の他に法人の要覧、粗品としてボールペンも同封し回収率の向上を図った。

倫理的配慮はアンケート配布時に調査の目的、調査機関を明示し、個人のプライバシーに関する氏名、連絡先等情報を受けなかった。ただし、調査報告書の郵送を希望される方は記入していただき、記入して頂いたものについては、報告書を送るだけのものに使用した。

(3) 調査内容

地域にはどのような方が住んでいるのか、保育園に対する意識、関心について、地域の方から保育園に協力して頂けること、地域における子どもの安心・安全への関心について、アンケートにより明らかにした。

(4) 調査用紙の配布数と回収率について

表2 各地域の調査用紙配布数と回収率

	受け取り数	不在投函数	回収数	回収率
A公園（M地区）	16	15	16	51%
B公園（I地区）	4	7	3	27%
C公園（O地区）	20	31	28	54%
T川の堤防	19	17	18	50%
合計	59	70	65	43%

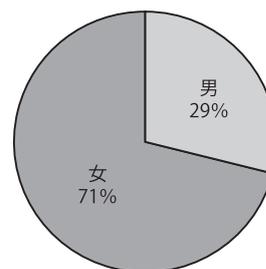
*全体149件配布内20件で受け取り拒否

(5) 調査結果について

1. あなた自身について

この項目では全項目において回答率が高かった。性別で見ると女性の回答率が高く、全回答者65名中46名と70%以上を占めた（図1）。

図1 アンケート回答者性別

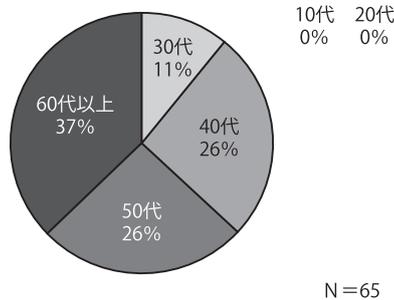


N=65

H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

世代別で60代以上が最も高く65名中24名と30%以上、次いで50代及び40代が共に26%。全回答者数の半分以上(41名)を50代以上が占めている。(図2)

図2 アンケート回答者年齢

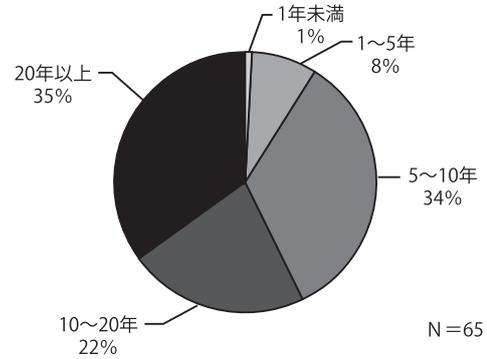


N = 65

H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

住居年数では20年以上が最も多く65名中23名で35%、10~20年が22%と10年以上住んでいる世帯が60%と高い割合を占めている。(図5)

図5 アンケート回答者住居年数

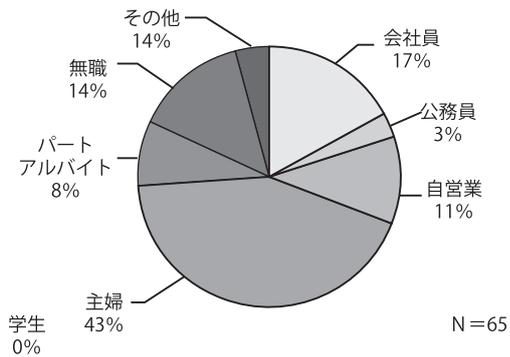


N = 65

H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

職業では主婦が最も高く65名中28名で40%以上と時間に余裕のある方が回答してくれていると推測される。(図3)

図3 アンケート回答者職業

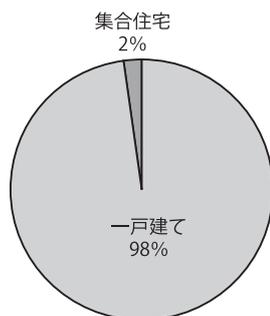


N = 65

H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

住居形態調査対象を一戸建てを中心に行った。集合住宅については、これから調査を行う。(図4)

図4 アンケート回答者住居形態



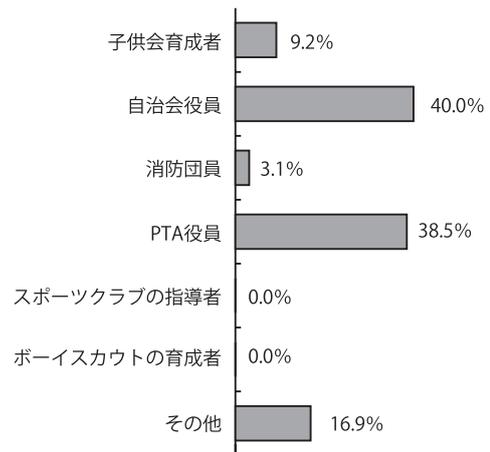
N = 65

H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

「経験がある」が71%で高い割合を占めている。ここでは複数の項目に印をつけられる方が多く、役割では自治会役員を26名、PTAを26名と多かった。子ども会育成者は6名9.2%と少なく10年以上住んでいる方が多かったため、もう少し多いのではないかと予想したが10%を切る数字となっている。この地域では、10年以上生活して地域での役割経験がある人が多い。

その他の役割では地域のおやじの会、老人クラブ、野外子育て広場、ワンワンパトロール、保護司、民生児童委員、ピーポー君の家の記述があった。

図6 アンケート回答者地域の役割



H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

法人施設の地域の認知度は「知っている」65名中、59名で91%と非常に高い。(図7-1)

図7-1 当法人の認知度

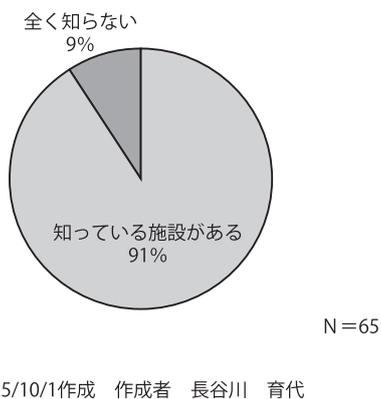


図8-1 保育園との関わりはありますか？

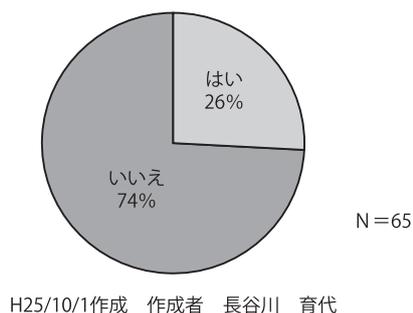


図7-2は研究園のM保育園、I保育園の地域で調査を行った。M保育園は開設12年で78.5%。I保育園は開設より2年経過していないが44.6%認知度は高いといえる。モノレール駅離れているS保育園は63.1%で創設50年を超え、しっかり地域に根差している。

図7-2 知っている施設は？

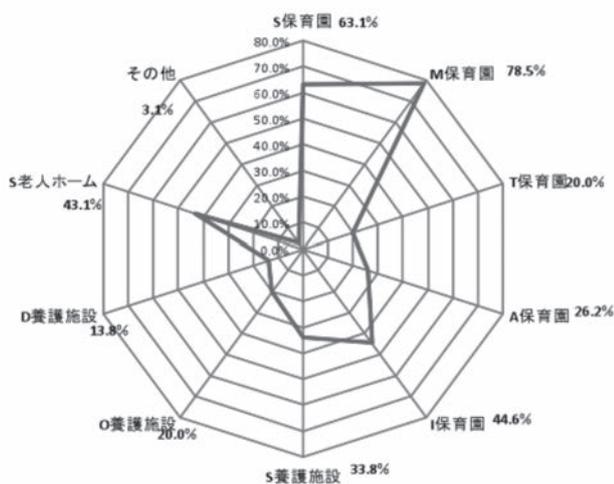


図8-2 関わり（はい）の内容

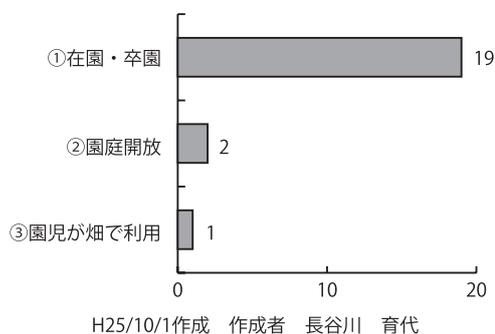


図8-3 はいと答えた人の内容

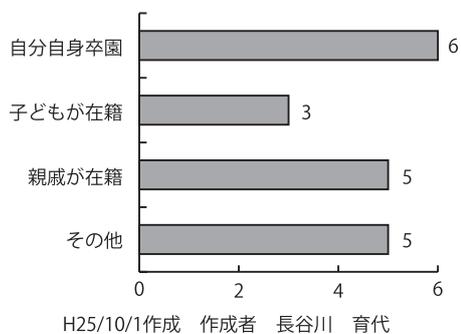
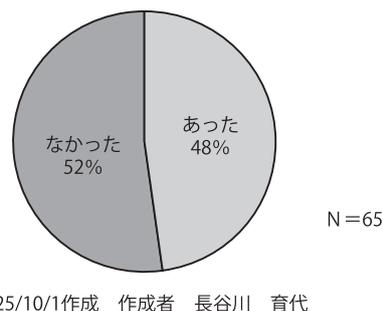


図9 過去に保育園との関わりはあるかについて

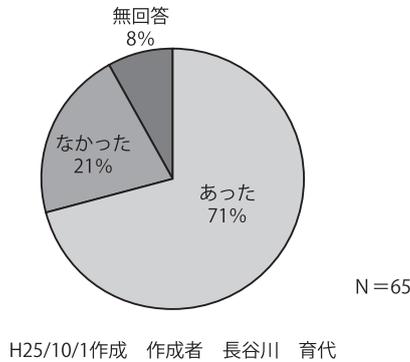


2. 保育園への意識、関心について

ここでは地域の方が保育園への意識、関心を調査した。現在65名中17名で26%の方が保育園とつながりを持ち、過去の関わりになると65名中29名で48%と高くなり、過去現在を合わせると74%の方が保育園と関わりがあった。多くの方に保育園を利用し、又保育園を理解して頂く事が出来ていたようだ。(図8-1、8-2、8-3、図9)

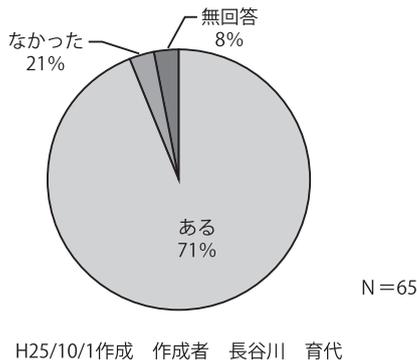
保育園で遊ぶ子どもを気にかけてことがあるかでは、気にかけてことがあるは65名中、46名で71%が子ども達の遊ぶ様子を見守ってくださっている。(図10)

図10 保育園で遊ぶ園児を気にかけてはあるかについて



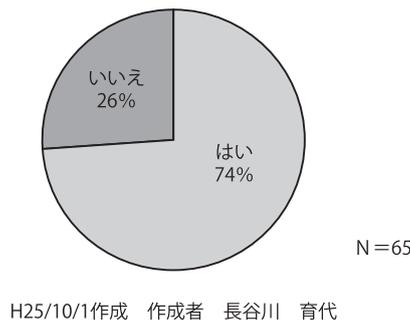
散歩中の子どもたちを気にかけてことがあるか、「ある」は65名中、61名で94%とほとんどの方に散歩の様子を見て頂いている。(図11)

図11 散歩中の園児を見たことがあるかについて



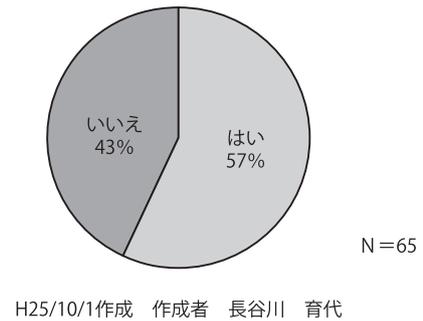
家の前が散歩コースになっている事を知っているかでは「はい」は65名中、48名で70%以上で地域の方に散歩する子どもたちや園庭で遊ぶ子どもたちを「気にかける」「子どもたちの見守り」をしてくださっている。(図12)

図12 家の前の道が散歩コースになっていることを知っているか



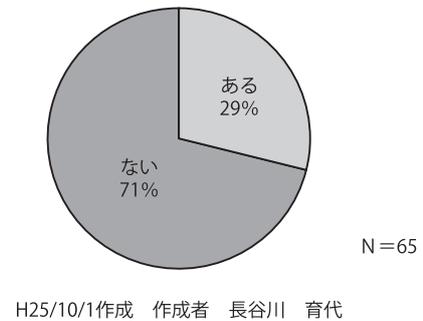
散歩中の園児と挨拶を交わしたことがあるかでは「はい」は65名中37名で57% (図13)。散歩の様子を見たことがあるが94%なので、散歩中の挨拶が十分できていないのではと感じ、散歩の挨拶の様子を研究園の職員にインタビューをしてみた。14名中、全員の職員が「誰に挨拶していいかわからず全員に挨拶していない」と回答があった。散歩中挨拶を交わしたことがあるが57%と低いのは保育側にも原因がある。

図13 園児と地域の方が挨拶を交わしたことがあるかについて



保育園の行事に参加したことがあるかでは「ある」が65名中、19名で29%と低い。保育園の関わりでは現在、過去を合わせると74%であるが、保育園行事の参加になると半分以下になった。(図14)

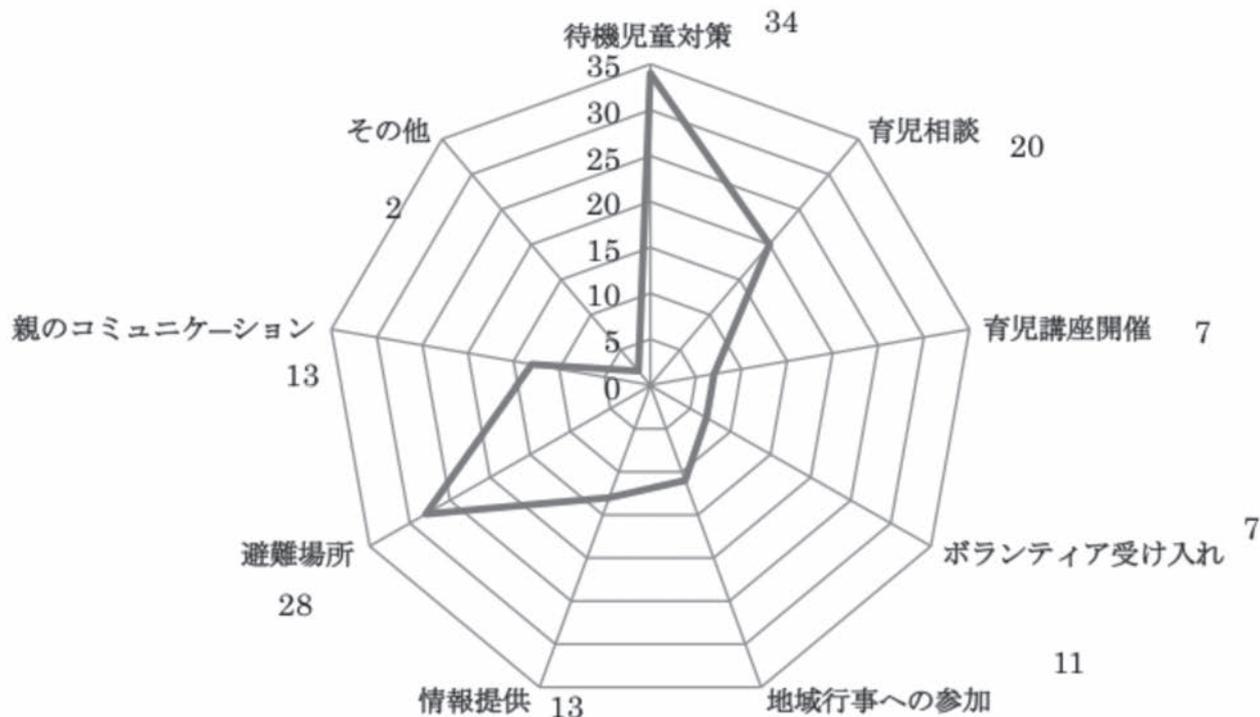
図14 保育園行事に参加したかについて



保育園に何を期待しているかでは、待機児対策が34名と最も高く (図15)、次に災害時の避難場所として28名、育児相談20名と高くなっている。待機児について研究園のある市では平成25年5月で待機児が155名。待機児対策はまだ追いついていない状態である。

避難場所については2011年3月11日東日本大震災から、様々な災害対策が行われている中、各地域で避難所体験が行われ避難所に対する関心が集まっているのではないかと。保育園に対する期待で避難所に印をつけた人は保育園の持つ機能を期待し、安心した避難所を求めているのではないだろうか。

図15 保育園に何を期待していることについて



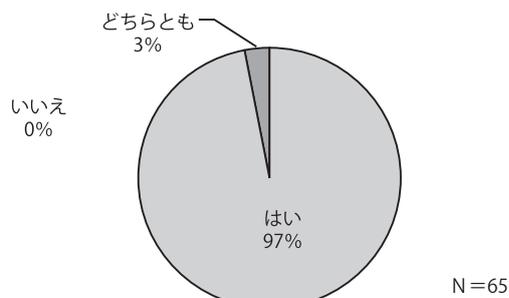
H25/10/1 作成 作成者 長谷川 育代

3. 協力いただけることについて

地域の方に保育園から協力してもらいたいことを質問してみた。散歩中の挨拶については、「はい」が65名中、63名 図16 97%とほとんど方に協力をいただくことができた。

「はい」が100%だと予想したが、「どちらともいえない」は2名で現代の地域の問題があるのではないか。

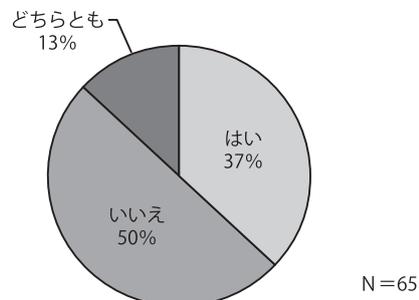
図16 散歩中の園児の挨拶に応じてもらえるかについて



H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

畑の野菜を見せて頂けるかでは65名中、8名が畑を持っていて、8名中3名が畑の活動に参加しても良いと答えて下さった（図17）。子ども達が畑に入ると、畑を荒らしてしまうと嫌がる方もいるので、37%でも嬉しい数字である。

図17 園児の活動に畑に提供してもらえますかについて



H25/10/1作成 作成者 長谷川 育代

ボランティアについては「はい」が65名中、23名で40%を下回っているが、50歳以上の方については、少しゆとりができ、社会貢献を考えているのではないだろうか。（図18）

図18 ポランティアとして協力してもらえますかについて

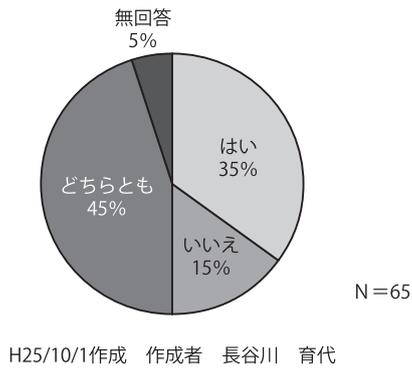
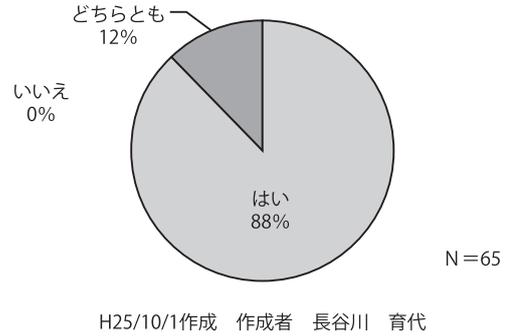
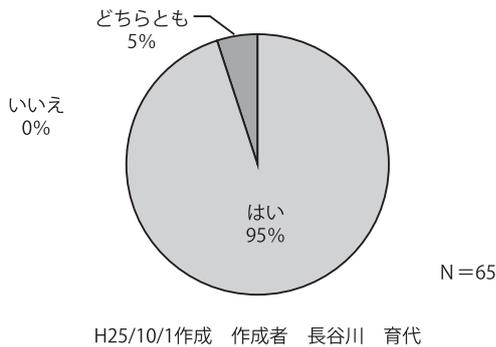


図20 緊急時の協力について



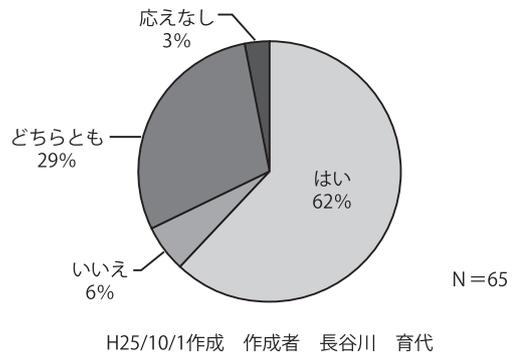
防犯の協力について「はい」が65名中、62名で95%と高い(図19)。偶然だが同時期に自治会で『平成25年8月に地域の防犯に対するアンケート』を行ったところ371世帯中、292世帯から回答があり、約80%の回答率からこの地域の防犯に関する問題意識が高い地域と考えられた。

図19 防犯の協力について



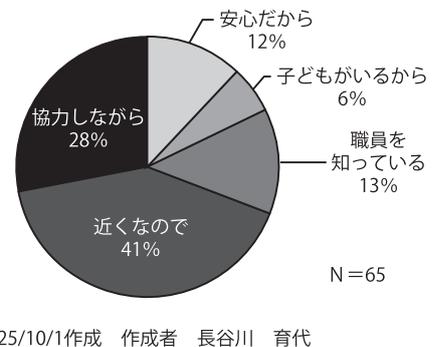
保育園を避難所として利用したいかでは「はい」が65名中、40名で62%、「どちらともいえない」が29%とこの調査のなかで2番目に高い(図21-1)。公園別で見ると、保育園から一番遠い人が答えていた。利用したい理由について「近くなので」が41%であったので避難所を考える時、近いところを考えている人が多い(図21-2)。

図21-1 保育園を避難所として利用したいかについて



緊急時にお手伝いでは「はい」が65名中、62名で88%。防犯時の協力では95%とこの地域には協力的で「良い人」が多く、子どもたちは地域で安心して過ごすことができるのではないだろうか(図20)。防犯時、と緊急時に差が7%見られた、緊急時は地域の方も同じ状態なので88%の「はい」はありがたい数字である。

図21-2 利用したい理由について



『1995年兵庫県南部地震による人的被害』の調査では1995年兵庫県南部地震によると人的被害、神戸市東灘区における人命救助活動に関する聞き取り調査で阪神・淡路大震災では倒れた建物から救助された6割が「近所の人」によって救助され地域の助け合いの重要性が報告されている。今回調査した地域でも「助け合い」の機能が十分発揮されることが考えられる。

4 地域における子どもの安心、安全への関心について
 地域における子どもの安心安全の関心について「治安」(31名)、「教育」(29名)に対する関心が高かった。治安については凶悪犯罪に児童が巻き込まれ関心が高いと推測できる。

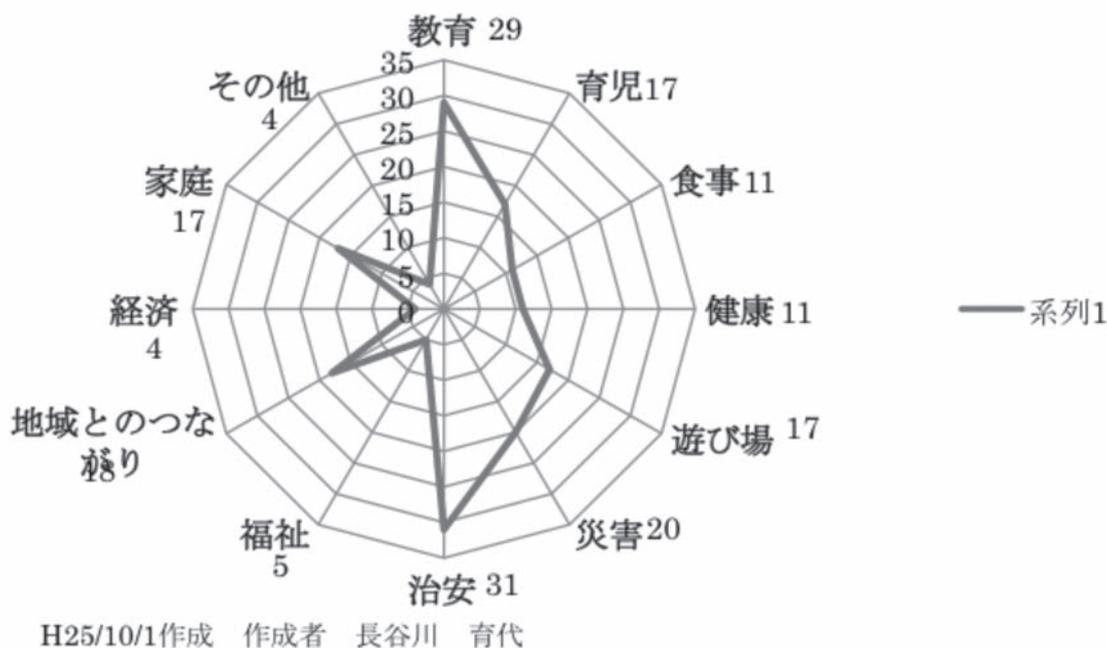
教育という分野が広いが、どのような関心があるのだろうか。「小学生白書2001年度版」によると教科や学年関係なく「社会力のある」子どもほど、楽しく勉強していて成績も良いというデータがある。子ども達は地域にでて実体験をしながら社会性を見につけることが学力の向上につながるようである。

次に災害20名、地域とのつながり18名をあげている。調査項目図15では保育園に期待する事でも災害時の避難

場所として期待が大きかった。

内閣府『平成19年国民生活白書』では必要があれば気軽に話し合うような「部分的」な付き合いや、ある程度の距離を置いた付き合いを望む傾向が高くなり地域のつながりの「希薄化」が進んでいると報告されている。アンケートに答えた方も地域のつながりの変化に関心があるのではないだろうか。次に多かったのが育児、遊び場、家庭が共に17名と挙げられた。厚生労働省『子育て支援事業に関する調査(2003年)』で地域と親密な付き合いのある人は子育ての不安が少ないという結果が出ている。地域における関心については、教育、治安、遊び場、災害など「地域」が関係していることが多かった(図23)。

図23 地域におけるあなたの関心について



保育園の散歩の安全についての自由記述では19件の回答と最終ページの余白に5件の自由記述があった。

「先生も園児さんもとともマナーよく安全に散歩している様子です。」

「小学生より先生の言うことを聞いてよい子だと思います。」

「大通りを渡り、自動車の通行量の多い歩道を散歩コースとして歩いているのを見かけますが、園児の数に対して保育士の数が少ない様に思う。」

「園児が道路に急に飛び出した時に心配になる事がある。」

「散歩をどう位置づけるかで、安全の考え方が違ってくると思います。目的地に行くために外を歩くのか、

散歩の目的として歩くのか、後者だと、外は子どもにとって発見の連続で、手を繋いで歩くだけだとせっかくの発見を失ってしまいます。安全を第一にし過ぎる弊害もある様な気がします。(発見や楽しみ、子ども自身が自分で見守る力をつける等)でも最低限の安全の確保はもちろん大事です。バランスが難しいですね」

「川の土手で遊んでいる、子ども達の一部(一人、二人)が、階段を降りて道路の方へ向かって行くところを見たことがあります。車が多い通りなのでヒヤッと事があります」

「保育士さんたちは人の家の前を家主がいても頭を下げず、挨拶をしない人がほとんどだと思います。だからこちらから声はかけづらいです。」(記述回答より)

など子どもたちが外に出たとき地域の方に見守っていただき、自由記述のように安全面を考え観察して下さっていることに改めて気づくことができた。第三者の目で安全に対して記述していただいたことは保育園の安全管理、保育、職員の姿勢など仕事の振り返りになった。

(6) 調査における考察

今回の調査では43%の回収率を得ることができ地域の方々の子ども達に対する関心の高さが感じられる。50歳以上の方が10年以上住んでいて、その内、主婦の方が43%で比較的、家で過ごしている方が多い。地域の役割では、自治会の役員、PTAであった。地域に出たとき50歳以上の女性に声を掛けることでつながりが持てるのではないだろうか。

また、散歩している園児を94%の方が見て、気にかけてくれている。『挨拶を交わす』は97%なので、つながりを持つ方法として「挨拶を交わす」は有効である。

『緊急を要したときの協力について』『大きな災害時の協力について』の項目で「はい」が85%以上となっている。保育園が地域に出た時（散歩など）の安全対策面で積極的に働きかけることにより地域のつながりができる下地があるのではないかと推測できる。

『保育園を避難所として利用したいか』では「はい」が60%であった。理由として、①近いから41%、②協力しながら過ごしたい28%、③職員を知っているので13%、④安心だから12%、⑤子どもがいる6%があげられた。散歩中の緊急時の協力、災害時の協力、そして避難所になったときは協力して過ごしたいなど緊急時に地域の方の協力が得られそうだとということが読み取れることができた。

ボランティアを希望されている方も35%であった。一方、地域の方で「子どもがいなくて保育園に入りづらい」という方がいた。アンケートの結果から園で行われる行事に参加したことがあるのが29%と少ないことから、「入りづらさ」はあるようだ。

アンケート終了後、アンケートに御協力頂いた方に研究園の運動会の招待状を出したが、当日は生憎の雨だったためか来場される方はいなかった。しかし、地域の子育て家庭は10組参加があった。子どもがいなくてやはり入りづらさがあるようだ。

地域に出た時、地域の方とのつながりをどのように構築していくかアンケート結果より考察する。

方法1

挨拶を交わしてくれるでは「はい」が97%と高いので、子どもたちが地域に出かけた時、挨拶を交わし、そこで交流を持つ事が大切である。「〇〇保育園の先生は挨拶をしない」と自由記述があったが、保育園から挨拶することを求められている。

方法2

アンケートで畑を見せて頂けるかで37%の方が「はい」と回答してくれている。子ども達が地域に出かけたところで、野菜や花を見せていただくことでつながりを持つことができる。

方法3

ボランティアの参加では35%の方が「はい」と答えてくれた方は少ないが、地域の方の持っている力を引き出しボランティアに参加してもらうという事が考えられる。

方法4

緊急時のお手伝いでは85%の方が「はい」と答えている。緊急時逃げ込める家や災害時にお手伝いしていただける人をお願いする。

方法5

地域の方から災害時の避難場所として利用したいと考えている方がいるので、保育園は災害時の避難所とすることでつながりを持つ事ができる。

以上、アンケートよりまとめることができた。保育園が中心となり地域の人とのふれあいを通じて地域のもつ力を引き出すことができ、地域の協力で、子どもの安心、安全な地域づくりの基盤となり「危機管理」体制を強化していくことができるに近づく結果になっている。

田牧他の研究では地域づくりの基盤づくりとして研究実践をあげていた。

実践1. 緊急連絡網の整備

緊急時に地域と連絡がスムーズにとれるように、連絡網の作成をした。学校から発信ができるようにTEL、FAX、手紙での連絡も行えるように体制作りをしている。毎月の学校便りも届けている。

実践2. 引き取り・下校訓練

地域ごとにふれあいグループを作り訓練を行う。

実践3. ふれあい活動

ふれあい活動はふれあいメンバーで行う。「こんにちは！宜しく集会」では地域の方の自己紹介、ゲームなど、温かい体験をすることによって、地域の方と親近感を持つことができる。「ふれあい運動会」保護者と、地域と、全校生徒でふれあい体操を楽しんでいる。

実践4. 発見！子ども110番の家オリエンテーリング

ふれあいグループに分かれて、110番の家を訪ね、訪問先で挨拶と各自の自己紹介を行っている。

実践5. 街頭啓発

啓発ポスターの作成、児童が自ら活動することで安全の意識を高めている。

実践6. 職員の防犯訓練

侵入者が入った時の合言葉、教室で安全に待避する訓練を行っている。

この研究では地域の方が登校時、下校時に見守っていることが保護者や地域の方にも浸透し、地域のコミュニ

ケーションができてきた。子ども達に声をかけ、挨拶の指導をしながら親近感を増すという相乗効果も現れた。また学校と家庭、地域という連携が強まり、交通安全・防犯に対しての協力体制の充実を図ることができたが成果としてあげられている。

引用文献（学校と家庭、地域が連携した安全なまちづくり）田牧他 126頁～127頁

アンケートより分析したものと実践研究を比較すると保育園と小学校の違いはあるものの地域づくりの基盤となる関係構築の仕方に共通するものがあることが分かる。

研究実践3はふれあい活動の内容があげられていた。「こんにちは！宜しく集会、ふれあい運動」は学校で行われている。保育園はアンケートの結果、子どもがいないと入りづらい、行事は参加しにくいなどがあげられていたので、地域にでて「ふれあい活動」を行うことから始め、次に保育園に来てもらう仕組みを作ることが考えられた。

研究実践4は、地域では子ども達を守るために、不審者などにつけまわされた時などに避難できるよう、小学校PTA連合会が中心となり、子ども緊急避難所「ピーポーくんの家」の設置を推進している。「ピーポーくん

家」に協力していただける方には、PTAや保護者会などを通じて登録している。小学生以上の方だったら誰でも知っている「フォーマル」なつながりである。しかし、保育園の散歩道の近隣にピーポー君の家は必ずあるとは限らないので、散歩ルートに緊急時、協力者をお願いする必要がある。

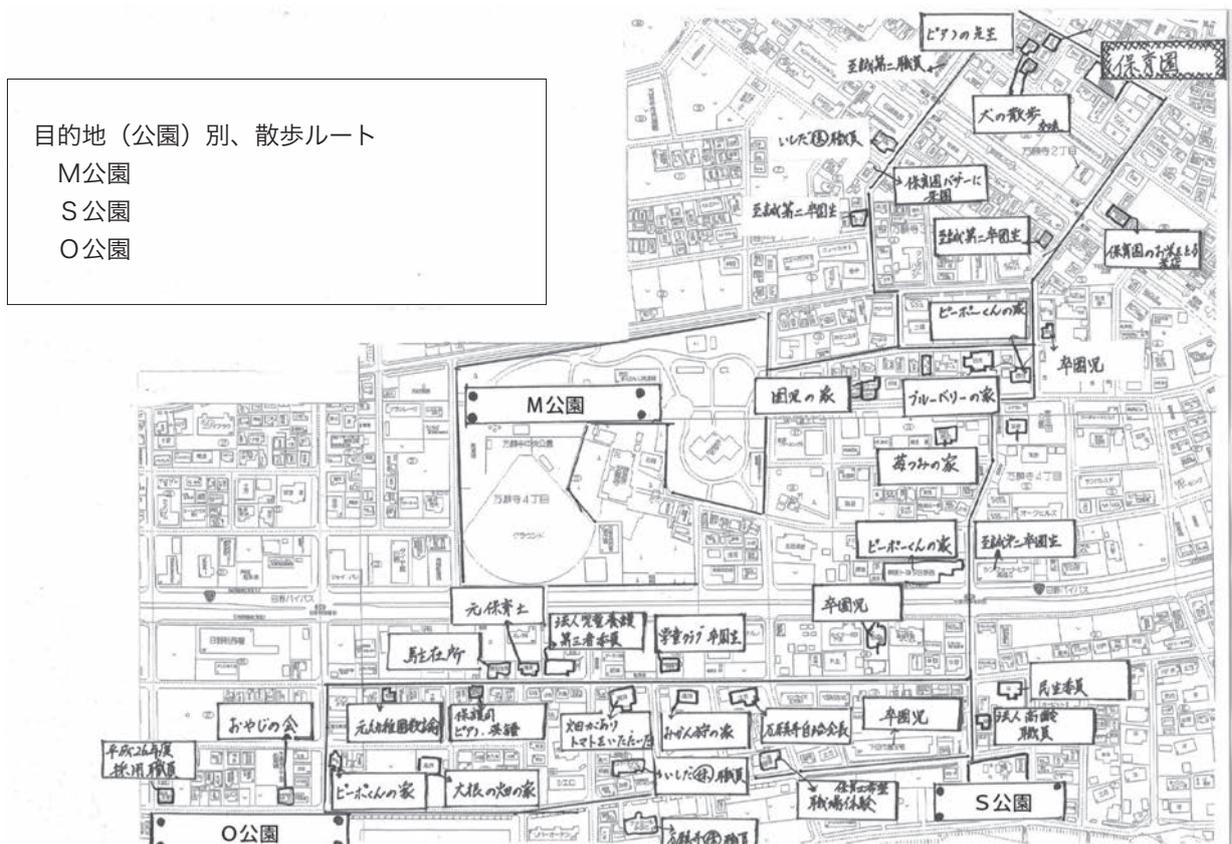
地域の調査で、卒園生、元保育士、元幼稚園教諭、散歩で保育園の前を通る人、果物の収穫をお願いしている家、保育士とつながりのある人など協力者をお願いすることができた。

保育園はフォーマルなつながりとともに「インフォーマルなつながり」を作り、子どもの見守りをお願いすることが重要でないかと考えることができた。

つながりのできた協力者を地図に示してみた。「協力者人材マップ」では公園別の協力者が明確になった。保育園の危機管理などの参考文献では「ヒヤリハットマップ」を安全管理に使用しているが、地域の協力者をマップにしている参考例は見つからなかったが、牧野の研究では協力者の連絡網を作成しているので、基盤づくりとしては同じ意味を持つものである。

地域住民と保育園がインフォーマルなつながりを持つために「協力者人材マップ」は地域の新たな関係作りの基盤となると考えられる。

表3 協力者人材マップ



Ⅲ コミュニティサービスラーニングを通して人材育成を行う

(1) 目的

学生は地域における大切な奉仕活動という実践をし、それだけに留まらず省察と結びつけることによって、学習経験を豊かにすると同時に、市民としての責任を教え、生涯にわたる地域への貢献を育み、地域の結びつきを強化することができる。

(2) 方法

保育士養成校の学生と保育士が連携し「地域における子どもの安心・安全に関するアンケート」の配布と「地域主催の夏祭り」に参加し地域における奉仕活動の実践を行う。

(3) 参加者

大学4名 専門学校2名 (12名募集 6名参加)

(4) 結果

今回の研究では学生の意識を高めるために調査の目的を共有し、同じTシャツを着て気持ちを合わせた。アンケート配布後、「地域主催夏祭り」だったのでアンケートを配布した家の人が夏祭りに来場するので、つながりを持つ仕組みができるのではないかと推測した。そのために調査書を配布したときと同じTシャツを着て夏祭りに参加したが視角による効果を期待したが結果を得る事が出来なかった。



写真1



写真2



写真3

- 写真1 アンケート配布前のミーティング
 写真2 地域の方に保育士養成校の学生がアンケート配布
 写真3 自治会主催地域の夏祭りに協力参加

サナ・コナリーはサービスラーニングに参加した学生に期待する成果を下記のようにあげている。

- ・仲間への配慮が増大する
- ・問題解決能力が身につく
- ・「学び」へのモチベーションが向上する

- ・自己概念が向上する
 - ・自身が向上する
 - ・新しい状況での適応を配慮ができるようになる。
 - ・地域社会への責任感が持てるようになる。
 - ・自分が役に立つ、という意識が生まれる。
 - ・新しい経験への展望を持つ。
 - ・他者とのコミュニケーションが発達する。
 - ・キャリア選択の機会への幅広い知識を持つようになるなどが期待されている。
- (関係性の学び方P101～P102)

ア、地域のアンケート配布

「子どもの安心、安全に関するアンケート」の配布は散歩コースの近道の家を1件1件訪ねお願いした。配布後の感想では

「地域にお年寄りが多く、高齢化を感じた。何かお手伝いしてあげたいと思いました」

「保育園の卒園生の家で〇〇先生にお世話になりましたと言われ、保育園の関係者ではないけど嬉しくなりました」

「受け取ってもらえなかった方がいて残念だった」

サナ・コナリーの活動を通して期待される、「自分が役に立つという気持ちが生まれた」「他者とのコミュニケーションが発達する」など成果となり、地域の実情を自ら体験し、「地域」を学ぶことができたようだ。

イ、自治会主催夏祭り

自治会主催、地域の夏祭りでは、保育士と協力してお店を出店し接客を行った。その活動を経験した感想は、

「地域に目を向けることで普段とは異なる視点で子どもについて考えることができた。安全が確保されることで、安全な園生活ができると思うので、保育園と地域が連携することで子どもを守る体制がつけられることの大切さを学んだ」

「家族が毎年張り切ってお祭りに参加していたのを思い出しました。地域の方を分け隔てなく関わり、お祭りを盛り上げようとしている地域方の姿を見て、地域の温かさを感じました。」

などの感想があり、サナ・コナリーの活動を通して期待される「新しい経験への展望を持つ」「地域社会での責任感が芽生えた」学生もいた。

短い時間ではあったが地域の大切さを十分感じることができ、市民として何が大切か考察することができたようである。学生の内に地域に関わる体験環境を用意することで、将来地域に目を向け地域貢献にできる人に成長できるのではないかという感想を持った。

今回の地域を対象としたアンケート調査を実行するにあたり、保育士養成校の学生の力は大きかった。今までと関わりのなかった地域の住民とつながり、連携することは様々な問題があるが、学生の力を借り、地域との橋

渡しの役目ができるのではないかと考えられた。

平成23、24年の研究では保育資格者の認可保育所就職率向上の方策を探るための研究を行った。実習の準備をよくした学生は実習で充実感を味わい、さらに就職希望につながった。今回のコミュニティーサービスマスリングを通し、充実感を味わい、保育士と共同作業することで、就職希望につながらないかと仮説をたてた。

ボランティア終了後、保育園での就職に関する意識調査アンケートを実施した。今回ボランティアに参加した学生6名は保育士養成校に通う学生で、内5名はボランティア経験があった。経験者はボランティア活動に慣れていて、積極的に参加し環境になれるのも早かった。ボランティア経験のない学生は1人であったが、ボランティア活動でも消極的な行動が見られた。

ボランティアの目的は、自分に合う職場を探すためだとう学生が5名中、3名で、3名は、この活動だけではなく、他のボランティアにも参加している。保育園は学生に対して奉仕活動の場を提供することも、就職率向上につながるのではないかと推測した。

今回の研究で保育士と学生が協力しながら共同作業することで保育園の就職希望につながらないか調査したかったが、調査日が夏休みで職員が作業に参加できず、施設長と共同作業だったので目的が薄くなってしまった。またボランティアの学生も12人募集したかったが半分であったため、仮説に対して説得力のないものになった。

4年生の大学の学生は就職希望をしっかりと持ち、6名中5名が保育士希望者、内1名は幼稚園も希望している。6名中1名は障害児施設に希望していた。

この活動を通して、保育園の就職希望が強くなったかインタビューしたが6名中、5名は保育園を希望したいといていたが、障害児施設希望の学生は変わらなかった。

学生が体験環境を通じて将来、地域に目を向け社会貢献ができるようになり社会に送り出すことも、保育園の役割としてできるのではないかと感想を持った。

まとめ

この研究は子どもの安心・安全のあり方、方策について地域住民を含めた人的環境から明らかにし、更にそれを強化する仕組み作りについて研究した。子ども達が地域に出た時のつながりや安全管理を考えた時「子どもの安心安全に対するアンケート」は有効的であった。調査結果をもとに「地域人材マップ」を作成することで、事故につながる事を未然に防ぐことができ、緊急時のお手伝いをしていただける家も地図に示すことができた。

保育園はフォーマルなつながりとともに、インフォーマルなつながりを構築することが大切であり、強化する仕組みとして保育園は地域の方をお願いするばかりでな

く、保育園に期待することやニーズを読み取り、それに答える事も必要である。今回のアンケート調査では、待機児対策、避難所としての要望などが挙げられていたのでも真摯に受け止めていきたい。子ども達が地域の方に園外に出た時の見守りや緊急時の協力をお願いし、お互いが助け合う『50/50』のつながりを構築することでお互い居心地がよくなる仕組み作りができるのではないかと考えた。

保育園が中心となり地域の人とのふれあいを通じて地域のもつ力を引き出すことができ、地域の協力で、子どもの安心・安全な地域づくりの基盤となり「危機管理」体制を強化していくことがではないかと仮説をたてていた事が、実証されつつある。

今後の課題としては、地域の方とのつながりを強める仕組み作りを維持していくことである。

内閣府「平成19年国民生活白書」では「地域力」を高めることで犯罪率は低く、出生率が高い傾向にあるというデータがある。保育園が中心となり「地域力」を高めることで、地域と連携した、子ども達が安心、安全で過ごすまちづくりができ、その中で沢山の子どもが生まれ、生活しながら、地域の方に育て守られ、地域の方も元気に生活できる地域、日本であって欲しいと思う。

おわりに

調査を終えた2週間後、筆者が園児を連れ公園を訪れた。子どもたちと遊んでいると、アンケートに協力してくれた地域の方が通りかかり声をかけて下さった。子どもたちと挨拶を交わすと「公園の西側にスズメバチがいるので行かないほうが良い」と教えてくれた。身近な危険を教えていただいたことで事故を未然に防げることができ散歩の安全管理をする職員にとって貴重な情報であった。防犯や災害だけではなく身近な危険を教えていただいた地域の方の力は散歩に出る保育園にとって大切な力である。

保育現場における安全管理・危機管理で最も重要なことは、事件、事故を未然に防ぐことである。子どもたちが地域に出たとき、地域の方に危険な場所などを教えていただくことは、子ども及び保育活動を守る体制作りにおいて重要であると考えられる。

今回研究対象となった保育園は住宅街にあり地域住民との構築の仕方は述べてきたが、研究会メンバーで駅前の保育園がある。駅前はビル、マンション、店舗が多く地域の方とどのように関係構築していくのか話題となったが、駅に向かう地域の方に毎朝、挨拶運動を行い地域住民とのつながりを工夫している。

地域の実情により、地域の方のつながりの構築の仕方が変わってくるので、地域の実情を知るためのアンケートは有効な手段だと感じた。

子ども達の安全を考えると、安全を第一に考えて保育園の外に出ないでいることも安全管理になるが、園外には子ども達の発見が沢山ある。子ども達は地域にでて、地域の方に育てられながら、社会性を身に付ける大切な機会である。研究を通して地域との関係を構築することにより安全が増すことが確認できた。今後更に、研究を重ねることで子どもと地域を大切に活動に結びつけていきたいと思う。

引用、参考文献

1. 牧野 桂一 『保育マニュアル』保育現場における安全管理と危機管理のあり方 2011年12月改訂版
2. 代表者 田牧 通 『学校の創造』学校と家庭、地域が連携した安全・安心なまちづくり 2005
3. 内閣府 平成19年版 『国民生活白書』2007年
4. 学研教育総合研究所2001年度版 『小学生白書』
5. 白河健一 脇貴志 『保育園の危機管理』須黒 義玄 2012年 筒井書房
6. 野村歡 『子どもを事故と犯罪から守る環境と地域づくり』 荘村多加志 中央法規出版
7. 至誠学園グループホーム研究会 『新たな社会的養護としての地域サテライト型児童養護の実践研究』2006年
8. サラ・コナリー マージット・ミサンギ・ワッツ 『関係性の学び方』2010年 晃洋書房
9. 宮野道雄 『1995年兵庫県南部地震による人的被害』1996年、日本建築学会学術講演梗概集

園外保育における安全確保体制に関する研究

研究代表者	森 俊之（仁愛大学准教授）
共同研究者	矢藤 誠慈郎（岡崎女子大学教授）
	青井 夕貴（仁愛女子短期大学准教授）
	石川 昭義（仁愛大学教授）
	西村 重稀（仁愛大学教授）

研究の概要

本研究の目的は、園外保育にあたってのリスク管理に関する保育所長や保育士の意識を明らかにするとともに、マニュアルや記録、研修など組織的な取組みの現状を明らかにすることであった。そのために、保育所354施設を対象とした郵送による質問紙調査と立地環境の異なる保育所3施設へのインタビュー調査を実施した。

質問紙調査の結果、ほとんどすべての保育所が散歩など日常的な園外保育を実施しており、遠足など非日常的な園外保育も多くの保育所が実施していた。遠足など非日常的な園外保育については、多くの保育所が実施計画書を作成し、下見を実施し、事後の反省会や報告書作成などを実施していた。その一方で、散歩など日常的な園外保育においては、非日常的な園外保育に比べると、計画書作成や報告書作成などを実施していない傾向が示された。園外保育の手順のマニュアル化については、手順としては定まっているがマニュアル等として文書化されていないというものが多かった。文書化されていない傾向は、散歩など日常的な園外保育の場合に特に強く、手順として定まっていないという園もみられた。多くの保育所が何かしら園外保育の安全管理に関する研修を受講していることも示され、園外保育の安全管理への意識が強いことも示された。

保育所の運営主体によるクロス集計をおこなったところ、私立保育所の方が公立保育所よりも、さまざまな園外保育に積極的に取り組んでいることが示された。その一方で、公立保育所の方が、園外保育の手順がマニュアル等として明文化されているところが多く、子どもへの事前安全指導や園外保育実施後の反省会に力を入れている傾向がみられた。また、保育所の立地環境によるクロス集計をおこなったところ、農山漁村地域の保育所では住宅地域や商工業地域の保育所に比べて散歩など日常的な園外保育の際に実施計画書を作成しないことが多いなど、立地環境による違いも示された。

インタビュー調査の結果、どの園も、子どもの命を預かっていることへの高い意識を持っており、園外保育に関する計画を立て、書面に残し、複数の職員で点検した上で実施していた。一方で、たとえば、山村地域では動物や虫などへの対策に重きが置かれるが、商業地域では横断歩道の渡り方や自転車・歩行者への配慮に重きが置かれるなど、保育所の立地環境による安全管理の違いも示された。その他、職員の経験年数や雇用形態による安全管理に対する意識の違いへの対応や、保護者に対して園外保育の意義とリスクについて理解を深めてもらうための取り組みなどが重要になることなども示された。

散歩など日常的な園外保育の安全管理については、マニュアル等として明文化されていないことが多いが、保育所の安全管理体制を高め、職員同士の意思疎通を図るためにも、それぞれの保育所の環境に即した園外保育のマニュアルを保育所長と職員がともに作成していくことが重要であると考えられる。

キーワード：園外保育、リスクマネジメント、マニュアル、環境

第1章 研究の背景と目的

1 本研究の目的

保育所において組織的な取組みとして子どもの事故等を防ぐことは重要な課題であり、そのための環境設定は欠かせない。矢藤ら（2013）¹の「リスクマネジメントに

関する保育所長の意識と取り組みに関する研究」において、リスク管理のためには、職員の意識の共有やマニュアルの作成が重要と考える所長が多いことが示された。また、保育所内保育におけるリスク管理も重要であるが、保育所外での保育におけるリスク管理が今後の課題の一つであることが示唆された。

保育所外保育では保育所内に比べ、さまざまな事故の可能性がある。さらに、子どもも保育士も慣れない環境の中での対応を迫られるとともに、対応できる保育士の数も少人数と限定される。お散歩マップの作成、散歩コースの下見、保育所外保育の計画、緊急時の連絡体制などに積極的に取り組む保育所もみられるが、保育所外保育のリスク管理に関する基礎資料はまだ少ない。

それゆえ、本研究は、保育所外保育にあたってのリスク管理について保育所長および保育士の意識について明らかにするとともに、マニュアルや記録、研修など組織的な取組みの現状を明らかにすることを目的とした。

2 保育所保育指針における園外保育

まず、研究を進めるに先立ち、保育所保育指針において園外保育がどのように位置づけられているか、確認しておきたい。

保育所保育指針では安全確保体制、つまりリスクマネジメントに関連して、「第5章 健康及び安全」の「2 環境及び衛生管理並びに安全管理」において、次のように示されている（実線枠：保育所保育指針から引用；下線は筆者）。

(2) 事故防止及び安全対策

- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

すなわち、保育所保育指針では「保育所内外における」として、施設外での活動におけるリスクマネジメントを視野に入れた記述となっている。その際、安全点検、職員の共通理解と体制作り、家庭や地域との協力の下での安全指導の3点が挙げられている。また、そうした点について保育所保育指針解説書では、以下のように詳述している（破線枠：保育所保育指針解説書から引用、下線は筆者）。

① 日常の安全管理（セーフティマネジメント）

子どもの環境の安全は、重要な課題です。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保

持など具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めることが必要です。

また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、必要に応じて専門技術者による定期点検を実施します。

子どもが日常的に利用する散歩経路や公園等についても、異常や危険性がないか、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録をつけ、その情報を全職員で共有します。

日常の安全管理として、散歩経路や公園等についても点検や記録、情報共有が求められている。その際、マニュアルの整備とその共有や体制作り等によって組織的な取組みが求められていることに留意する必要がある。

さらに、全職員の共通理解と分担、専門性を踏まえた連携、保護者や市町村との連携が体制づくりとして示され、そのことが施設長の責務として明記されている。安全管理は組織的な体制と責任の下で取り組むべき課題とされている。

3 園外保育に関する先行研究

保育所のリスクマネジメントに関する研究は近年、その関心の高まりとともに散見されるようになってきたが（矢藤ら、2013）¹、保育所外での保育に係る活動（いわゆる「園外保育」）について焦点を絞った研究は見受けられない。

保育所がリスクマネジメントのガイドとして利用しうる文献等は出版されるようになってきており、田中（2011）²、白河ら（2012）³、関川（2013）⁴などが挙げられる。しかし園外保育に焦点化したものとしては、関川による『保育の友』の連載⁴が見られる程度である。

4 園外保育におけるリスクマネジメントの枠組み

保育所の園外保育におけるリスクマネジメントについて検討するにあたって、その枠組みとして「SHELLモデル」を参照する。

SHELLモデル（「SHELモデル」とされることもある）とは、航空分野で生まれて医療等の分野に広がってきた事故を予防するためのリスク分析ツールである。liveware（本人）を中心として、software（ソフトウェア）、hardware（ハードウェア）、environment（環境）、liveware（周囲の人々）との関係の観点からリスクマネジメントを捉えようとするものである（図1）。中尾（2006）⁶によると、「それぞれの要素の相関性を分析し、その結果を最終的にサービスのあり方や施設経営（management）へフィードバックすることが必要」であり、「それぞれの項目について背景を分析し考えられる対応を挙げた上で、総合的な対策を提起する必要がある」、また「基礎資料として事故報告書、時系列にまと

められた経過の記録、関係者からの聴き取りなどが必要」とされ、「必要に応じて事故の現場や事故に関係した実物（ベッドからの転落事故の場合ならベッドなど）の検証を行うことも大切」だとされる。

園外保育におけるリスクマネジメントにおいては、本人とは子どもの事故については子ども、保育者のエラーに焦点化する際には保育者本人を指すと考えることができる。ソフトウェアとは保育者の認識の共有や実践上の配慮、マニュアル等である。ハードウェアとは携行品や目的地で使用される備品など、あらかじめ準備されるものである。環境とは園外保育の物理的な可変的環境である。周囲の人々とは、子どもを中心とすると直接関わる保育者であり、保育者を中心とすると周囲の保育者及び関係者だと考えることができる。こうした枠組みに沿って、保育所における園外保育のリスクマネジメントについて検討していく。

5 研究の概要と方法

本研究は、アンケート調査による分析（第2章）およびインタビュー調査による分析（第3章）を行い、それらの結果をもとに園外保育のリスクマネジメントの取り組みについて考察（第4章）を行った。

以下、アンケート調査とインタビュー調査の方法について、概略を説明する。

(1) アンケート調査

東海地方の2市および北陸地方の1県にある公私立保育所354施設にアンケート調査への協力を依頼し、調査票を配布した。調査票の内容は、回答した保育所の運営主体や立地環境、実施している園外保育の内容、園外保育の実施にあたっての事前の準備や事後の反省などのあり方、園外保育での携行品、園外保育に関するマニュアル等の有無、園外保育に関する研修受講の有無などを尋ねるものであった。なお、園外保育に関する各設問は、

散歩などの日常的な園外保育活動と、遠足などの非日常的な園外活動とにわけて尋ねた。調査票の配布時期は、9月11日～9月20日の期間で10月31日までに返送のあった272件を分析対象とした（回収率76.8%）。分析としては、各設問の単純集計をするとともに、運営主体（公立or私立）や立地環境（住宅地or商工業地or農山漁村地）とのクロス集計をおこなった。

(2) インタビュー調査

本研究のアンケート調査項目を基に、保育園3ヶ所（A保育園、B保育園、C保育園）の保育園長や主任等を対象として、インタビュー調査を実施した。調査対象の選定にあたっては、アンケート調査の結果、比較的A保育園（公立）はD県内の住宅地域、B保育園（私立）はE県内の山村地域、C保育園（私立）はE県内の商業地域にある。インタビューでは、平成25年11～12月に、研究者が各保育園に出向き、本研究の趣旨説明から下記の質問項目を中心に30～40分間の聞き取りを行った。質問項目は、「園外保育の実態」「園外保育のマニュアルの有無や内容」「園外保育の実施計画や反省会、研修の状況」「園外保育における安全管理」「園外保育における子どもへの事前指導の内容」の5項目であった。

第2章 アンケート調査の分析

(1) 調査対象園の属性（運営主体、立地環境）

表1に、運営主体、立地環境毎のデータ数を示した。運営主体については、ほぼ公私立保育園が半数ずつであった。立地環境については、住宅地域の保育園が最も多く、ついで農山漁村地域の保育園が多かった。商業地域や工業地域の保育園はわずかであった。それゆえ、以降、立地環境による分析をする際には、商業地域と工業地域を商工業地域とまとめて分析を行うこととした。

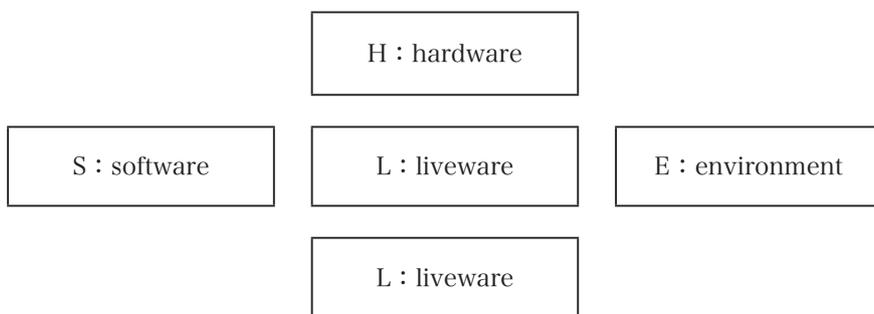


図1 SHELLモデル

(2) 園外保育活動の実態

幾つかの園外保育活動を選択肢として提示して、各園で実施しているかどうかを尋ね、実施していると回答のあった園の比率を表2に示した。また、運営主体、立地環境別にクロス集計を行い、カイ二乗検定の結果、運営主体または立地環境により回答率に有意差（5%有意水準）がみられた項目について、運営主体、立地環境別の比率を示した。

表2に示されるとおり、日常的な近隣の散歩はほぼ全ての保育園で実施されていた。また、近隣の公園等での活動も多くの保育園で実施されていた。非日常的な園外活動についても、多くの保育園で、動物園や水族館などへの遠足などが実施されていた。運営主体別にみると、遠足など非日常的な園外活動は私立保育園の方がより多くの園で実施をしていることが示された。立地環境別に

みると、住宅地域の保育園は農山漁村地域の保育園よりも近隣の公園等での活動が多いことが示された。

(3) 実施計画書の作成の有無

園外保育の実施にあたり実施計画書を作成しているかどうかについて、散歩など日常的な園外保育の場合を図2に、遠足など非日常的な園外保育の場合を図3に示した。遠足など非日常的な園外保育の場合は多くの保育園で実施計画書を作成していた。しかし、散歩など日常的な園外保育の場合は、実施計画書を作成している園は約6割程度にとどまった。散歩など日常的な園外保育の場合、園の立地環境により結果は異なり、商工業地域の園は実施計画書を作成することが多いが、農山漁村地域の園は実施計画書を作成しないことが多いことが示された。

表1 調査対象園の属性

		立地環境					合計
		住宅地	商業地	工業地	農村地	無回答	
運営主体	公立	77	7	3	61	1	149
	私立	79	7	0	36	0	122
	無回答	0	0	0	1	0	1
合計		156	14	3	98	1	272

表2 園外保育の活動実態

		全体	運営主体		立地環境		
		% (n=272)	公立 (n=149)	私立 (n=122)	住宅地 (n=156)	商工地 (n=17)	農村地 (n=98)
日常的活動	近隣の散歩	97.4%					
	近隣の公園等での活動	79.0%	71.8%	87.7%	87.2%	76.5%	66.3%
	近隣の施設等での活動	41.9%					
	その他の日常的活動	6.3%					
非日常的活動	動物園や水族館など	79.8%	71.8%	89.3%			
	山や海など	52.6%			44.9%	64.7%	63.3%
	公共交通機関の利用	61.4%	54.4%	69.7%			
	宿泊体験	15.1%	0.7%	32.8%			
	運動活動	18.4%	7.4%	32.0%			
	その他の非日常的活動	8.5%					

（4）事前調査（下見）の実施の有無

園外保育の実施にあたり事前調査（下見）を実施しているかどうかについて、散歩など日常的な園外保育の場合を図4に、遠足など非日常的な園外保育の場合を図5に示した。「十分している」、「ある程度している」を合わせると、多くの園が事前調査を実施していることが示された。遠足など非日常的な園外保育の場合は「十分している」という回答が多く、散歩など日常的な園外保育の場合は「十分している」という回答はそれほど多くなかった。

運営主体による比較をすると、散歩など日常的な園外

保育の場合、公私立で有意な差がみられた。すなわち、公立では「ある程度している」という平均的な園が多いのに対し、私立では「十分している」という園が多い一方で「あまりしていない」という園も多く、園による違いが大きいことが示された。

立地環境による比較をすると、遠足など非日常的な園外保育において園の立地環境により結果は異なり、商工業地域の園は実施計画書を作成することが多いが、農山漁村地域の園は「十分している」という園が少ないことが示された。

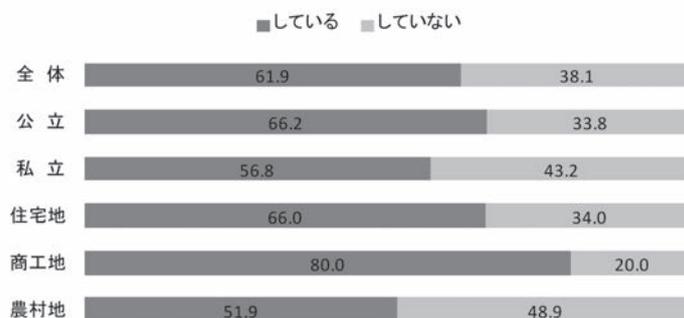


図2 散歩など日常的な園外保育で実施計画書を作成しているか

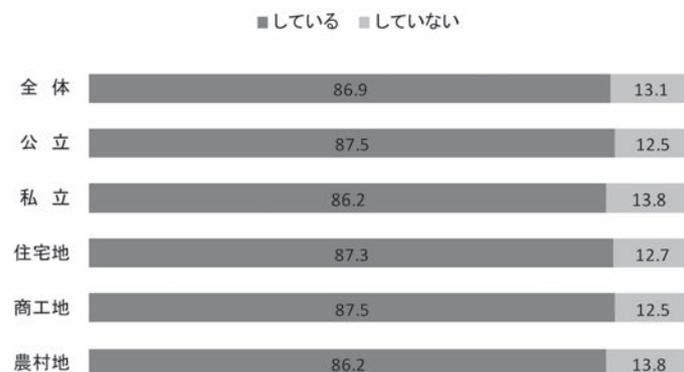


図3 遠足など非日常的な園外保育で実施計画書を作成しているか

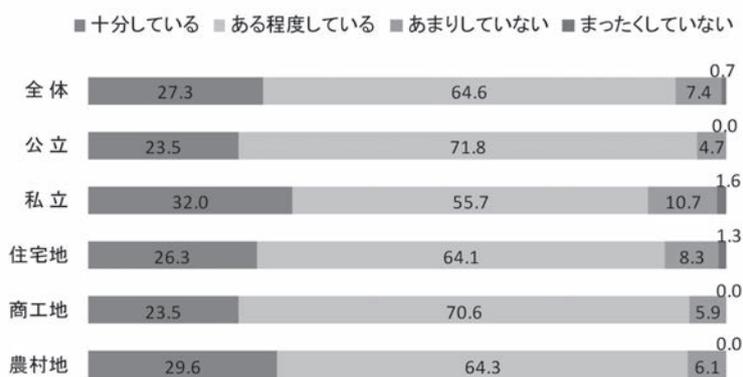


図4 散歩など日常的な園外保育で事前調査（下見）を実施しているか

(5) 子どもへの事前安全指導を実施しているか？

園外保育の実施にあたり子どもへの事前安全指導を実施しているかどうかについて、散歩など日常的な園外保育の場合を図6に、遠足など非日常的な園外保育の場合を図7に示した。「十分している」、「ある程度している」を合わせると、ほとんどの園が子どもに対して事前安全指導を実施していることが示された。遠足など非日常的な園外保育の場合は「十分している」という回答が多

く、散歩など日常的な園外保育の場合は「十分している」という回答はそれほど多くなかった。

運営主体による比較をすると、公立の方が「十分している」という回答が多く、遠足など非日常的な園外保育の場合には統計的な有意差も示された。立地環境による比較をすると、商工業地域で「十分している」という回答が他地域に比べると少ない傾向がみられたが、統計的に有意な違いはなかった。

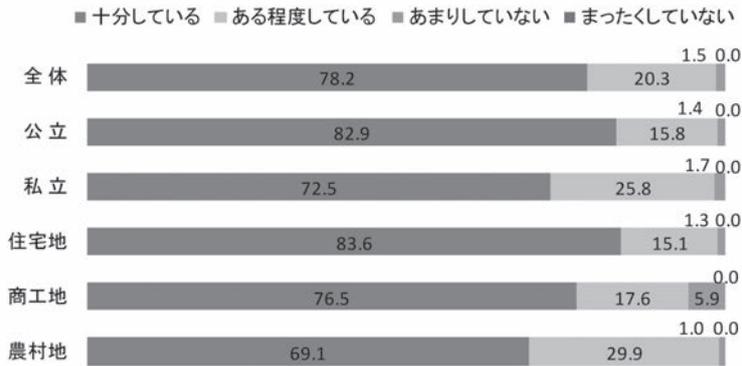


図5 遠足など非日常的な園外保育で事前調査（下見）を実施しているか

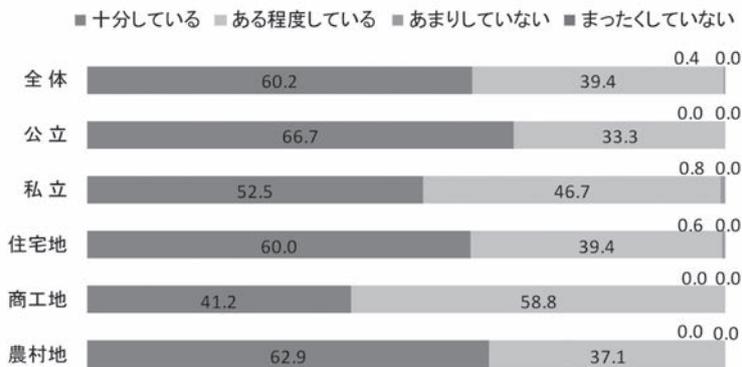


図6 散歩など日常的な園外保育で子どもへの事前安全指導をしているか

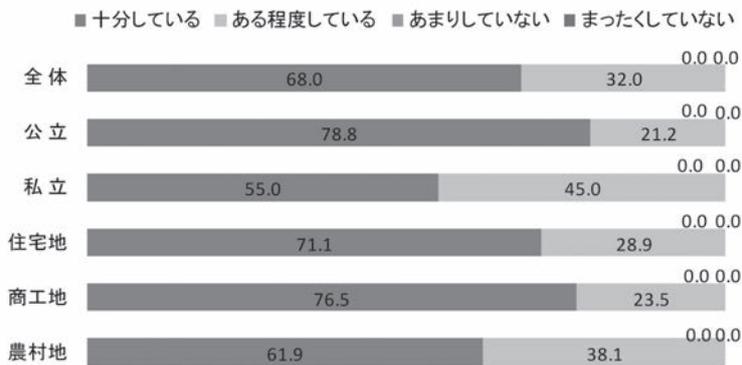


図7 遠足など非日常的な園外保育で子どもへの事前安全指導をしているか

（6）実施後の反省会等の有無

園外保育の実施後に反省会等をしているかについて、散歩など日常的な園外保育の場合を図8に、遠足など非日常的な園外保育の場合を図9に示した。それぞれ、全体としての結果に加えて、公立私立別の結果も図示した。

図に示されるとおり、散歩など日常的な園外保育の場合、「反省会をしているが報告書は作成しない」が多かった。また、遠足など非日常的な園外保育の場合は「反省会をし報告書にまとめている」が多かった。運営主体による比較をすると、散歩など日常的な園外保育において、公立保育園の方が私立保育園よりも反省会・報告書作成ともに実施しているところが多かった。立地環境による違いはみられなかった。

（7）出発前にチェックするもの

出発前にチェックするものについて選択肢を設け、当てはまるものすべてを選んでもらった。それぞれを選んだ園の割合を表3に示した。園児の体調や園児の服装などは、散歩など日常的な園外保育、遠足など非日常的な園外保育いずれにおいても、ほとんどの保育園でチェックがなされていた。園児の持ち物や実施計画書などは、遠足など非日常的な園外保育では多くの園でチェックされていた。

運営主体別に比較すると、日常的な園外保育での実施計画書のチェックや、非日常的な園外保育での名札のチェックなど幾つかの項目で公立保育園の方が多いという結果が示された。また、設置環境別に比較すると、農山

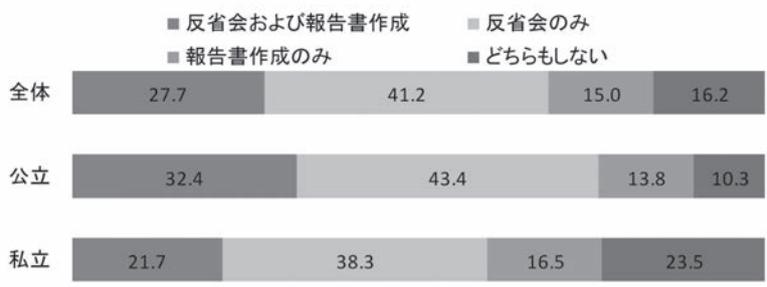


図8 散歩など日常的な園外保育の実施後に反省会等をしているか

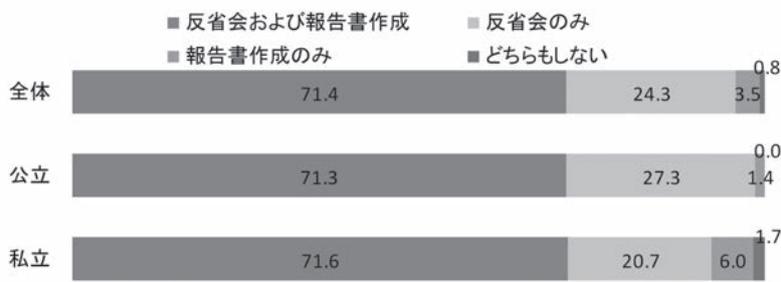


図9 遠足など非日常的な園外保育の実施後に反省会等をしているか

表3 出発前にチェックするもの

	散歩など日常	遠足など非日常
園児の体調	99.2%	97.8%
園児の持ち物	77.2%	90.4%
園児の服装	89.7%	92.6%
園児の名札等	22.8%	47.4%
実施計画書	39.7%	65.8%
注意すべき箇所等	82.7%	86.8%
その他	19.9%	11.8%
何もチェックしない	0.4%	0.0%

漁村地域の保育園は散歩など日常的な園外保育で園児の名札等のチェックが少ないという結果が示された。

その他、チェックすることを自由記述であげてもらったところ、「園児数」、「引率保育士の人数」、「保育士の携行品」、「保育士の役割分担」、「行き先や帰園時間」、「散歩マップ」、「天候や気温」、「安全指導」、「履物」などがあげられた。また、遠足など非日常的な園外保育については、前述のものに加えて、「道路情報」「緊急時の受診できる病院」「公共施設の利用のマナー指導」「排泄状況」などがあげられた。

(8) 園外保育に携行するもの

園外保育に携行するものについて、選択肢を設定して、当てはまるものすべてを選んでもらった。それぞれを選択した園の割合を表4に示した。携帯電話や救急用品などは、ほとんどの園が携行していた。園児名簿や実施計画書などは、遠足など非日常的な園外保育では携行することが多いが、散歩など日常的な園外保育ではあまり携行していなかった。運営主体による比較をすると、警笛や園児名簿などは、公立の方が私立よりも携行しているところが統計的に有意に多かった。立地環境による比較については、統計的に有意な差はみられなかった。

その他の内容を自由記述であげてもらったところ、「ナイロン袋」「シート」「タオル」「ティッシュ」「嘔吐セット」「着替え」「紙オムツ」など衛生用品、「虫かご」「あみ」「あ

そび道具」「凶鑑」など保育に必要な道具や材料、「防犯スプレー」「ハチ用スプレー」「鈴」など安全のためのもの、「水筒」「おやつ」「飴類」など飲食物、「横断旗」「誘導ロープ」「おんぶひも」など移動器具、そのほか「時計」「カメラ」「筆記用具」「実施記録」「人数確認チェック表」「緊急連絡表」「小銭」などがあげられた。遠足など非日常的な園外保育では、さらに「園独自の目印(旗、帽子など)」「保険証コピー」「拡声器」「AED」「バスの中で使うCD・DVD等」などがあげられた。

(9) 園外保育の引率者

園外保育の際に引率しているものを複数選択可で回答してもらった。それぞれを選択した園の割合を表5に示した(なお、「職員のみ」の選択肢は、選択肢の設定の仕方が悪かったためか「職員と誰か」の場合も選択されていた可能性があり、誤っている可能性がある)。散歩など日常的な園外保育では職員のみで引率されることが多いが、遠足など非日常的な園外保育では保護者などが一緒に引率することが多い。運営主体、立地環境で比較しても、違いはみられなかった。

その他の内容を自由記述であげてもらったところ、「インストラクター」「アルバイト」「実習生」「地域の中学生」「シルバー」などがあげられた。遠足など非日常的な園外保育の場合、さらに「カメラマン」などがあげられた。

表4 園外保育に携行するもの

	散歩など日常	遠足など非日常
携帯電話	99.6%	97.8%
救急用品	98.5%	97.4%
防犯ベル	32.4%	28.3%
警笛	66.5%	72.8%
園児名簿	48.9%	77.2%
マニュアル	0.7%	4.8%
実施計画書	6.6%	42.3%
その他	27.6%	16.2%
何も携行しない	0.0%	0.0%

表5 園外保育の引率者

	散歩等	遠足等
職員のみ	84.9%	65.4%
保護者	18.0%	57.4%
地域ボランティア	2.9%	2.9%
その他	7.7%	6.6%

(10) 園外保育の安全管理の研修受講の有無

園外保育の安全管理に関する研修を受講しているかどうかを図10に示した。全体としての結果に加えて、公立別の結果も図示した。一部の職員の受講も含めれば、8割を超す多くの園で、園外保育の安全管理に関する研修を受講していることが示された。運営主体による違いや、立地環境による違いはとくに見られなかった。

(11) 園外保育の手順のマニュアル化

園外保育の各手順が、マニュアル等として明文化されているか、明文化されていないか、またはそもそも手順として定まっていないかを図11に示した。ほとんど

の項目で、手順として定まっているが明文化されていないという園が多かった。とくに、散歩など日常的な園外保育の場合ほど、明文化されているというところが少なかった。

運営主体による比較をすると、「怪我等が発生した際の対応方法」や「事後処理（反省会等）の手順」など一部の項目では、公立の方が私立よりもマニュアルとして明文化されている園が多かった。また、立地環境による比較では、ほとんどの項目で違いは見られず、「行方不明児が出た時の対応方法」のみ、商工業地域の園にマニュアルとして明文化されている園が多かった。

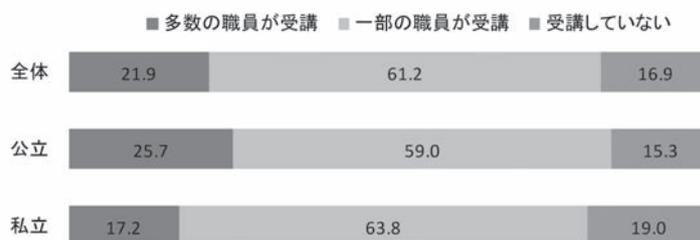


図10 研修を受講しているか



図11 園外保育の手順についてマニュアル化されているか？

(12) 自由記述のまとめ

質問紙の最後に、「園外保育の安全管理に関するご意見等」として自由記述をお願いしたところ、67件の記述をいただいた。それらの内容について、キーワードを任意に設定してそれらをもとに分類を試みた。

①マニュアル（マニュアル化）

記述の中で最も多く使われていた用語は「マニュアル」もしくは「マニュアル化」であり、22件の記述の中に見られた。園外保育に関して、「十分気をつけながら実施しているが、マニュアル化まではできていない」、「マニュアル化する必要がある」、「早急にマニュアル化していくことが大切」、「明文化する作業をすすめている」等の記述が見られた。既に、マニュアルがあると思われる園でも、「今一度見直し検討しなければならない」といった記述もあった。このように、園外保育に関するマニュアルが整備されていない現状に対して、その必要性に言及する記述が目立った。

②職員の理解と情報の共有

上記のマニュアルの整備と連動することとして、「職員の理解や情報共有が大切」といった記述も多く見られた。とくに、職員間の意思統一や職員の危機管理意識の重要性といった文脈での記述が目立った。

「職員にしっかり周知させる必要がある」、「全職員が理解できていないかといえどできていない」、「安全管理についての細かな役割や必要事項を伝承しているが理解できていないことが多い」といった記述は、十分に周知されていない現状への反省的な記述のようにも受け取れる。逆に、「必ず全職員に伝達講習をしている」といった記述も複数見られた。

若い保育士に対しては、「危機感が足りない」と指摘する記述も見られた。たとえば、「若い保育士が園外散歩に行く場合に保育士は主任か園長が同行し、場面に応じて安全について指導している」、「具体的に子どもがけがに至る様子を想像できなく、安全な位置に立つことができていない」という記述もあり、経験の浅い、若い保育士が行う園外保育には、特有の課題があることが推察される。

③安全対策と研修

「通常の保育とは異なる環境の中での保育となるので、園児の安全管理は徹底されなければならない。園児の安全が保障される場合のみ実施となる」との記述に代表されるように、子どもの大切な命を預かっていることへの意識が第一に働いていることがうかがえる。

そのうえで、「月1回のリスクマネジメント会議」、「事故防止チェックリストの作成」などを通して、定期的に安全対策が行われている様子がうかがわれた。「園外だと園内以上にパニックになることが予想されるので、シ

ミュレーションを何パターンかしておく必要がある」といった記述は、周到的な訓練もしくは細かなマニュアルの必要性を示唆する記述と言えるだろう。

また、「どんなに遠い目的地でも下見に行き、年齢にあわせたルート作りや注意事項を全員周知することになっている」、「近隣でも、道路工事や建設工事をしていることがあるので道中でも十分注意したり下見をするようにしている」など、安全対策としての下見に言及した記述も見られた。

研修については、「安全管理の研修は受講しているが、園外保育としての研修は受けていない」や「園外保育の安全管理・危機管理についての職員研修を行ってほしい」といった記述が見られ、園外研修に関する研修自体があまり実施されていないのが現状であると推察される。

④園外保育の機会

自由記述には、昨今の園外保育に係る事情、総じて、なかなか出にくい状況を指摘する見解も見られた。たとえば、「以前のように気軽に散歩に行けなくなり、子どもたちもかわいそうだ」、「地域で安全に遊べる（自然豊かな）場が少なくなっている」、「公園へ行っても遊具は危ないからと遊ばせないことが多くなってきたと感じる」、「乳幼児が遊べるスペースが少ない。トイレがもう少し整備されていると助かる」などである。また、「園行事も多く、なかなか園外に出ることが少なくなっているように思う」という記述も見られた。

また、「子どもがほんのちょっとしたことでの骨折が見られ、経験のある保育士でも見極めにくいケースが増えてきた」、「子ども達が“歩く”ことがあまり上手ではなく、予想外の動きをしたり、転んだりする」など、子どもの様子の変容を指摘する記述も見られた。

園外保育が持っているねらいは多様で重層的であろうが、子どもの発達の様子を捉えながら、そのねらいをどのように定めて、どこに重点をおいて実施するかは園の判断に委ねられている。そこでは、保育者の願いや保護者の理解といった観点も重要になってくると考えられる。

⑤地域・行政との連携

園外保育について、「日頃から地域の方々とのよい関係を築く」、「近隣地域の人も交流し、何かあった時の声かけや手助けを依頼できるようにしておかなければと思う」、「災害時に避難できる場所が近くにあるかを下見する」などの記述が見られた。危機管理の上で、ソフトとハードの両面に対策を練ることの大切さを示唆する記述であろう。

また、今回の記述には、熊、いのしし、蜂、まむし等の動物に関する対策、樹木の消毒、不審者情報への対応について言及する内容も多く見られた。それらの情報に

については、園の先生達からの情報のみならず、住民の人や役所から情報をもらうことで、散歩の実施を検討している様子がうかがわれた。

今回の自由記述で特に目立ったのは、アンケートの中身を通して改めて気づかされるといった文脈の記述である。たとえば、「いつも行っている所だからという理由だけで危機管理が不十分であったと気づく」、「今まで何も起こっていなくて幸いだが、アンケートを記入しながらかなり杜撰と反省」、「行方不明児が出たときの対応法を決めなければならないと思った」、「不審者や害獣に対しての危機管理も必要だと思った」、「あらためて危機感に対する意識の弱さを感じ反省した」、「アンケートで重大さに気づかされた」等である。

また、「研修会や講演会を開いてほしい」、「マニュアルができれば是非ともお知らせください」、「他園はどういう状況なのか知りたい」といった要望も多く見られた。まだマニュアル作成や研修が十分に行われていないことに対する率直な要望といえる。

質問紙の作成に際しては、ある程度のケースを想定しながら選択肢等を設定したものであるが、そのことが回答者にながしかの気づきを提供できた可能性がある。逆に、こちらが想定していなかった事項を数多く記述していただき、回答者より多くの示唆を得ることができた。

第3章 インタビュー調査の分析

(1) A 保育園（D 県・公立・住宅地域）

①園外保育の実態

主に散歩や遠足（徒歩・バス）を実施している。散歩については300メートルぐらい離れている神社や公園などに行くことが多い。4～5歳児の場合、30分以上歩くような、散歩より少し遠いところに行く徒歩遠足も実施している。子どもの状況や目的地によっては、バスや公共交通機関を使用する。

散歩はすべての年齢で実施している。乳児は、週に2～4回（天気がいいと回数が増える）の頻度で散歩にかけている。幼児は、乳児に比べると頻度は少ないが、月に1度は交通安全指導を兼ねて実施している。0歳児は乳母車や避難車を使用する。

②園外保育のマニュアルの有無や内容

園外保育のマニュアルという形ではとくに作成されていない。ただし、園外保育を実施する際に記載する園外保育実施計画表（資料1・2）が書式化されており、そこには目的地やねらい、内容を記載するほかに、「安全への配慮」、「緊急時の対応」、「準備物」の項目などが記載され、チェックできるようになっている。

③園外保育の実実施計画や反省会、研修の状況

散歩の場合は、前述した園外保育実施計画表（幼児用・乳児用）を、遠足の場合は行事計画書を作成する形で、事前に計画をたてている。乳児はよく散歩に出かけるため、実施した度に危険箇所等について計画表の反省欄に記録を残している。計画表はファイルに綴じられて、いつでも見られるようになっており、情報共有している。計画表の反省欄を次に散歩へ行く際の参考に使っている。遠足は実施後に職員会で反省会が行われている。

④園外保育における安全管理

幼児は、年齢単位で実施され、クラス担当者以外にフリーの保育士や主任保育士が加わって実施される。近くの公園だと、3クラス（80人くらい）の場合、先生が4～5人、2クラス（60人くらい）の場合、先生が3～4人が同行している。0歳児は保育士1人で子ども3人まで、1～2歳児は保育士1人で子ども5人までと、職員配置の最低基準よりも多めに保育士を配置するようにしている。

近くに国道があるため、車にはかなり気を付けている。以前、大きな事故が起こったため、保護者も交通安全に対する意識は高い。信号がないところの横断は特に注意して安全確認をしている。

乳児では新しい場所へ行く場合に、幼児ではその都度（月に1回）下見に行く。天候によっては、その日に下見をして、コースを変更する時もある。遠足の下見の際には、トイレの場所やトイレトペーパーの確認なども行う。

持参するものとしては、園（市）の携帯電話と保育士自身の携帯電話を必ず複数持参する。また、季節による虫などにも気を付け、救急薬品も必ず持って行く。

乳母車を使う場合、乳母車に乗っているから安心ではなくて、常に乳母車から目を離さず、基本的には1人の保育士が1台の乳母車に目を配る。保育士が何か用事があるときは、乳母車を止めて2台を1人の保育士が見て、もう1人の保育士が用を足すようにしている。未満児の場合、乗る子どもがいなくても、何かあったときのために乳母車を最低1台は持って行き、ケガや体調不良の場合、乗せることができるようにしている。ネジが緩んでとれてしまうことを防ぐため、乳母車の安全チェックを常にしている。

バス遠足の場合は、保護者同伴の場合が多いため、必ず保育士の居場所を伝える。

⑤園外保育における子どもへの事前指導の内容

交通安全指導を月に1回実施している。幼児は、月に1回の園外保育が交通安全指導を兼ねている。安全指導では、お友達と手をつないで一緒に歩くこと、先生がいるところで遊ぶということなどを伝えている。指導の方法としては、実地訓練や紙芝居、絵本を活用している。

狭い道で車が来た時に壁に寄って並ぶための工夫として、笛が鳴ると「忍法壁の術」のように、遊びの要素も取り入れながら子どもたちが関心をもてるような工夫もしている。

(2) B 保育園 (E 県・私立・山村地域)

①園外保育の実態

四季を通して園外に出ることはとても多く、「見て」「触れて」「感じて」という直接体験によって子どもは成長するということを、保育の大きな目標にしている。0歳児からねらいを立てて外に出ている。自然保育が園の特色の一つのため、とにかく晴れたら園外保育になる。体力がついてくるのに合わせてどんどん遠くまで行き、本当に遠いところまで行くこともある。

園外保育の種類としては「交通機関を利用しての園外保育」、「徒歩での園外保育」、「お弁当を持っての園外保育」といろいろある。バスを所有しているため、男性保育士に大型免許を取得してもらい、いろいろなところへ出掛ける。園外保育は自然に触れ合うことばかりではなく、図書館、高齢者施設などに行くこともある。

②園外保育のマニュアルの有無や内容

昭和49年の開園以来、園外保育も取り組んでいたため、当時の「決まり事」を毎年度、付け加え、改定しているうちに、現在のマニュアルが完成した。現在も、毎年改定している。記載されている内容としては、「散歩の目的」「年齢におけるねらい」「保育士の視点」「活動前のチェックポイント」「子どもとの約束」「道路の歩き方」「遠出散歩（遠足など遠方に出かける場合）」「職員教育」「緊急時の対応」が具体的に記載されている。その他、資料として「お散歩マップ」「お出かけリュックサックチェックリスト」「保育園の周りにある危険な植物」「遠出散歩園外行事起案記入例」「子どもが感じ取った力用紙」「保護者配布用紙」「事故発生時の対応」が明示されている。

まだ知らない草の実もあるので、毒があるような草の実の情報も含めて、子どもにも職員にも分かるように「散歩マップ」を作成し、大きくして掲示板（玄関）に貼ってある。行ったあとに、「ここが危なかったよ」、「こういう花が咲いていたよ」、「こういう危険があったよ」などを職員が終礼で報告した内容が次の年のマニュアルに反映される。例えば、「タラの芽のトゲでけがをした子どもがいるので気を付けて」、市役所から「ヤマゴボウを食べると口が荒れる」、その他、ヘビイチゴやヒガンバナなどいろいろあるので、みんなで周知しようと加えていく。危険な草花に関しては、カラー写真で掲載され、草花を知らない職員にもわかりやすいようにしている。

③園外保育の実施計画や反省会、研修の状況

園外保育として出る目的地の距離などに応じて、事前

の計画立案の仕方が異なる。近くの畑や小学校までなどの活動については、日々の「週案」の中に含めて計画している。それ以上遠いところになると「園外保育実施表」を書く。園外保育実施表には、人数、引率者、日にち、クラス名、人数、目的地、携帯番号などを書き、朝のうちに提出しておく。出発前には実施表に記載した内容を再確認して、「行ってきます」と挨拶して出発し、帰ってきたら「帰りました」「人数、異常ありません」などの声かけも忘れない。

さらに遠い場所へ出かけたり園全体での遠足などになると行事の「起案」という形で詳しく計画をたてることになる。遠足のときは、下見に必ず行き、全て写真に撮って、「ここが危ない」と確認をする。保護者にも、それを遠足のお便りとして出す。流れや日程に無理がないかを中心に園長や主任が何度も確認し、協議した後、これで実施しようとなったら、掲示物のところに置いて全員に周知する。

事後の反省については、「起案」に基づく遠足の園外保育の場合は、各年齢に応じて反省会を行う。「園外保育実施表」に基づく園外保育の場合、何かがあった場合には口頭で報告、特になければ気付いた点を実施表の欄に記入しておく。「週案」の「活動の反省」にあがってくることもある。

安全のリスクマネジメントという3日間ぐらいの集中的な研修にも出掛けている。それを園内研修でも実践する。法人全体でも事故管理委員会があり、職員教育を行っている。

④園外保育における安全管理

お散歩に行くときの保育士の安全管理力は、何回も何回も外に出て、子どもの実態を見て高まると考えている。「道路側には職員が立たなければいけない」、「長い列になると声が届かないから危なくなる」など、若い先生は経験を積み重ねて学んでいく。効果的な旗の挙げ方など具体的な指導もしている。散歩だからと、いつもの職員に加えての配置はとくにしていない。

シカ、サル、イノシシ、ヘビ、クマなど野生動物にも気を付けなければならない、必ずリュックサックには鈴を付けていく。外に出るときには、旗をはじめ、虫に刺されたときのために、水の入ったペットボトル、山登りの時はブルーシートを担いでいく。

散歩車は、中が汚れていないか、壊れたりしていないかなど、散歩者自体が安全かどうかを、乗せる前に必ず点検する。1台に大勢を乗せると重いので、4人ぐらいの小さなものを2台にしている。子どもが喜んで、のぞいたり、キャッキヤしたりすることで転倒しないかなども安全配慮のなかに入れていく。

遠足などは、現地に着いたとき、活動中の状況、帰るときは必ず連絡を入れるようにしている。その他、何か大変なことがあったときも、即電話をする。帰園し

たら、人数点呼のほかに「ススキで手が切れた」など細かな報告や異常の報告も行う。

保護者には、保護者会総会のときに、自然保育について伝え、ケガを繰り返しながら子どもに力がつくということを理解していただいている。虫刺されもよくあるので、保育園で腫れていなくても、家に帰ると腫れたりするという話もする。子どもの安全力の育ち方については、日々の手紙でも説明する。子どもたちの生き生きした姿やお母さんたちに持って帰る自然物のお土産を見て、保護者も自然保育のなかで子どもたちが生き生きと、心も体も養われているということに対しては、とても共感を感じてくださっている。

⑤園外保育における子どもへの事前指導の内容

散歩に行くときの約束というものを、3歳児以上は部屋に貼っておいて、みんなで一緒に唱え、内容について確認しあって、少しずつ気を付ける気持ちを高めていく。季節によっては、「このほかにないかな？」と考えさせることもある。今年は、帽子の紐をしていなかったために、帽子が飛んでいってしまって、小さな川にはまってしまったことがあった。そういう経験をもとに、出掛ける前には、帽子が風に飛ばされないようにしてあるかということも、子どもと確認する。

(3) C 保育園（E 県・私立・商業地域）

①園外保育の実態

とにかく天気がよければ外に行くことにしている。「お散歩マップ」を作成して保護者にも配布しているが、歩いて行けるところはできるだけ歩いて行くようにしている。子どもの発達段階に合わせて、近くの公園や図書館に出かけたり、少し遠い里山や動物園まで歩くこともある。

公共交通機関（電車）に乗って、隣の公園まで行くこともある。バスに乗って、イモ掘りや木の実を拾いに行くこともある。川遊び、ブドウ狩りなど五感で体験する、体感する。NPO団体が企画している自然体験活動など、専門家の指導を受けながらの自然体験もしている。

②園外保育のマニュアルの有無や内容

「園外に出る時の配慮」「園外保育活動における安全確保について」などの文書としてまとめている。これらの中には、散歩のねらい、事前の準備として必要なこと、出発時の注意事項、散歩中の注意事項、園外で子どもが行方不明になった時の対応、子どもの服装、準備物、散歩車の使い方などについて記載されている。危機管理はいつも最悪を想定するようにしている。

③園外保育の実施計画や反省会、研修の状況

散歩の計画は、「お散歩計画書」として書いて実施予定日の前日までに提出することになっている。お散歩計

画書には、予定日、クラス名、人数、行き先、ねらい、道順、付添保育士とその役割分担、持ち物などが記載されるようになっている。必ず下見に行くようにしており、ルートを考えるときは、歩道があるかを確認し、距離が近いけれども安全を確保するために遠回りすることもある。

散歩のあとは反省をするが、散歩が終わった直後というよりも、1日の保育を振り返るなかで散歩の振り返りも一緒にすることが多い。とくに事故がなければ、日々の保育記録のなかで記録を行い、散歩に特化した記録様式はない。一方、何かしら事故があった場合は、医療機関にかかったかかからなかったかに関わらず、すべて「事故記録簿」に記録している。転んだり、擦りむいたり、医者にかからなくても、医者にかかっても、必ず記録には残している。状況を明確にするために5W1Hに沿って「誰が」「いつ」「どこで」「なぜ」「どうしたのか」をきちんと書くように指導している。

④園外保育における安全管理

必ず職員は複数体制で臨み、名簿と携帯電話を持っていく。また、ホイッスルも必ず持つて行く。「人数確認表」をもとに、定期的に子どもの人数チェックをする。場所を移動したら必ず確認する。これは保育所の内も外も含めて、いつでも、どこでも、やっている。「今、地震が起きたらどうするか」、「今、子どもが鼻血を出したらどうするか」というようなさまざまな状況をいつもシミュレーションするようにしている。

外へ行くときにはみんな手をつなぐ。小さい子は乳母車を使う。安全確保のためには、1歳児くらいだとロープも必要である。特に気になる子は、先生と一緒につなぐような配慮はしている。安全を確認しながら必要に応じて止まる、前後左右、真ん中には必ずつくというルールはちゃんと職員は守っている。

信号を渡るときには、4列になって「さっさ歩き」をする。単に並ぶだけではなく、スピードを持っていかないといけない。道路を横断する際は、全員が渡りきる長さのときまで待つ。町のなかを歩く際は、自転車や歩行者に迷惑がかからないように、必ず右側通行をして邪魔にならないように気を付ける。会った人には「ありがとう」など挨拶をする。

子どもの安全を守ることが園長の一番の仕事であると考えている。しかし、「怖い、怖い」と言っている保育はできないので、最善の注意をしながらやっていくことが大事である。できるだけことはするが、いくら努力しても、どうしても防げない事故がやっぱりある。それを保護者に伝える必要があるだろう。

⑤園外保育における子どもへの事前指導の内容

散歩などの際にとくに指導するというわけではないが、日々の保育の中で安全について指導している。先生

の顔が見えないところは絶対に行かない、先生の姿が見えないところへは行かないことなどを伝えている。「知らないおじさんに声を掛けられても行きますか？」など不審者対応について警察の方が来て教えてくれる。

(4) まとめ

園外保育における安全管理については、どの園においても過去に事故や危険な場面に遭遇した経験があり、それらの経験を踏まえて「子どもの命を預かっている」ことへの高い意識を持っていた。安全管理への取り組みとして、園外保育に関する計画を立て、書面に残し、複数の職員で点検した上で実施するというプロセスは、3ヶ園で共通していた。下見などの情報を基に、子どもの行動や活動の日程、行き先、道のりなどにおける危険予測をし、それに対する配慮や注意点を丁寧に確認していることがわかった。具体的な配慮や注意点としては、たとえば、山村地域では動物や虫などへの対策に重きが置かれる一方で、商業地域では横断歩道の渡り方や自転車・歩行者への配慮に重きが置かれていたように、保育園の立地環境による安全管理の違いを確認することができた。

このような配慮点や注意点、準備物などをマニュアル化していることについては、園によつての違いがあったが、マニュアルやチェックリスト、お散歩マップなどのように、何かしらの書面によって視覚的に個々の職員が確認し、共通認識をもつことができるような工夫がなされていた。実施後の振り返りや反省については、園外保育の実施プロセスの最終段階として、計画の書面の中に記述欄が設けられていることが多かった。記述欄がない場合や散歩に特化した記録用紙がない場合は、週案や日誌のような日々の保育の記録の中に含まれていた。子どもへの事前安全指導については、約束事を決め、子どもの発達段階に応じて掲示したり、唱和したり、紙芝居や絵本を活用して理解を促すなど、日々の保育の中で積み重ねることで安全に対する意識を高める取り組みは、3ヶ園で同様の傾向がみられた。

その他、職員の経験年数や雇用形態によって安全管理に対する意識の違いを園長としてサポートしていく必要があることや、園外保育には大なり小なりケガなどが伴ってくるため、保護者に園外保育への理解を深めてもらうための取り組みが重要になることなども示された。園外保育にあたっては、どんなに安全管理を整えたとしても、つねに危険性が伴い、大変な労力を必要とする。しかし、それ以上に、直接体験による子どもたちの心身の成長が園外保育の大きな意義であるという考えが基礎となっていることがわかった。

第4章 まとめ

今回の研究は、保育所が実施している園外の保育についてアンケート調査とインタビュー調査を実施した。その結果、以下のことがわかった。

- ① 散歩などの日常の園外保育は、全ての保育所で実施しており、園内の保育の延長線としてとらえている保育所が多かった。また、遠足などの非日常的な園外保育も多くの保育所で実施していた。
- ② 園外の保育の実施前にはほとんどの保育所が児童への事前安全指導を実施していた。
- ③ 園外保育を実施する場合、ほとんどの保育所で体調のチェックや服装のチェックについては実施していた。
- ④ 園外の保育では携行する物として、携帯電話、救急用品などは多くの保育所で携行していた。園児の名簿や実施計画は遠足などの非日常的な園外の保育では携行している保育所が多かった。
- ⑤ 日常的な園外保育に比べ非日常的な園外保育を実施する場合には、多くの保育所では事前調査（下見）や計画書の作成をしていた。
- ⑥ 日常的な園外保育の場合は反省会のみ実施しているところが多かったが、非日常的な園外保育の場合には反省会の実施、報告書を作成している保育所が多かった。
- ⑦ 引率者については日常的な園外保育は職員のみ保育所が多かったが、非日常的な園外保育では保護者やボランティアなどが同行する保育所が6割近くあった。
- ⑧ 園外保育の安全管理の研修を8割近くの職員が受講をしていた。
- ⑨ 園外保育の手順等を定めているが、マニュアルなどとして明文化していない保育所が多かった。
- ⑩ 保育所の立地環境により、園外保育のあり方や配慮される事項などに違いが見られた。

序章で述べたとおり、リスクマネジメントを考える一つの枠組みとしてSHELLモデルという枠組みがあり、保育におけるリスクマネジメントにおいても、このSHELLモデルが参照されることもある。SHELLモデルでは、リスクマネジメントには、ソフトウェア、ハードウェア、環境、2つのライブウェアの5つの視点が大切であるとされる。以下、この枠組みに沿い、マニュアル作成の重要性（ソフトウェア）、準備を整える（ハードウェア）、立地環境（環境）、他のスタッフや地域との連携（ライブウェア）、保育士や子どもの意識と教育研究（ライブウェア）の5つの視点から、今回の調査結果をまとめ、園外保育について考察を行う。

（1）マニュアル作成の重要性

保育所保育指針に示されているように、保育所職員には子ども一人一人の安全に対する姿勢と努力が求められているため、起こりうる危機を想定して対策を講じ、また、想定外の危機に遭遇しても落ち着いて対応できるように準備しておく必要がある。そのため、常に保育所職員は、危機対応に対する知識を得るための研修や職員同士の意思疎通、対応の方法の周知を図っておかなければならない。この危機管理の責任者は保育所の運営の責任者である保育所長であると思われる。所長が職員とともに園外保育のマニュアルを作成することは、園外保育での危機対応の方法であり、かつ保育所職員の危機対応に対する知識の習得や職員同士の意思疎通を図ることになり、保育所は子ども達にとって「安全・安心」の場になると思われる。

今回の調査の結果、園外保育の手順は定まっているがマニュアルとしては明文化されていないという保育所が多いことが示された。その一方で、マニュアル化することの重要性を感じている保育所も多く、今後、多くの保育所において園外保育のマニュアルが作成されることが一つの課題である。

数としてはマニュアルが作成されていないところが多かったが、今回インタビュー調査をお願いした保育所などではかなり詳しいマニュアルが整備されているところもあった。今回の研究ではマニュアルのモデルを示すことはできなかったが、今後、先進的な保育所の資料を集積することなどで、園外保育のマニュアルのモデルを検討していくことが一つの研究的な課題といえる。

（2）準備を整える

備えあれば憂いなしと言われるように、出かける前に携行品を整えるなど、事前に準備をしっかりとすることは大切である。今回の調査結果、携行品として多かったものは、携帯電話や救急用品などであり、ほとんどの園が携行品として準備をしていた。携行品ではないが、子どもの服装や持ち物を出発前にチェックする園も多かった。今回のアンケートではあらかじめ幾つか選択肢を設けたが、限られた選択肢しか設定していなかったため、「その他」の記載が多くみられた。これらの記載は可能な限り結果に記したが、必要な準備品をきちんとリスト化するまでには至らなかった。前述のマニュアルのモデルと同様、これも今後の研究上の課題といえよう。

インタビュー調査では、乳母車などが安全に使用できるか事前に点検をすることが報告された。さまざまな携行品があるが、これらがいざというときに使用できなければ意味がない。携行品そのものの点検も忘れてはいけない。

ハードウェアとは若干異なるかもしれないが、準備という点では、実施計画を立てることも重要である。ただ、今回の調査結果、遠足などについてはきちんと事前に実

施計画をたてているが、散歩など日常的な園外保育については約4割もの保育所で、実施計画をたてていないという結果も示された。安全を確保することを考えると、日常的な園外保育についても、きちんと計画をたてるようにすることが望まれる。

（3）立地環境に合わせる

子どもの安全を守るために、安全な環境を設定することは重要なことである。しかし、園外保育の場合、保育所がその環境を管理できるわけではなく、完全に安全な環境を設定することはできない。その意味で、当面の子どもの安全を考えるならば、園外保育はできるだけ避けるべきということになる。一方で、人は常に安全な環境の中だけで生活できるわけではなく、さまざまな環境の中でさまざまな体験をして、さまざまな環境に対応できるようにしておくことが子どもの安全につながると考えることもでき、園外保育はそうした体験をするよい機会と捉えることもできる。

保育所として、園外の環境を管理することはできなくても、環境を知ることができる。環境を知ることができれば、危険が起こる可能性をあらかじめ予測できるし、その危険を可能な限り回避したり、何かあったときの対応を準備したりすることもできる。たとえば、自動車がたくさん通る道路が近くにあれば、当然、交通事故に対する配慮に力が注がれるであろうし、池や河川などが近所であれば水の事故に対する配慮に力が注がれるだろう。今回のインタビュー調査では、保育園の立地環境によって園外保育に関する取り組みに違いがあり、立地環境に合わせた取り組みがなされていることが示された。保育所の立地環境を十分に知り、それに合わせた園外保育を考えることが重要である。

今回のアンケート調査では、農山漁村地域の保育園は、散歩などの日常的な園外保育で事前に実施計画を作成するという回答が他の地域よりは少なかった。都市部の保育所と比べると農山漁村地域の保育所は、地域との一体感が強く、園内と園外の境界がいい意味でも悪い意味でも明確ではないのかもしれない。しかし、危険は都市部だけに存在するわけではなく、農山漁村地域には、その地域独特の危険も存在するであろう。その意味では、実施計画や準備などは、立地環境に関わらず、その地域の特性に合わせて実施することが望まれる。

（4）他のスタッフや地域の人との連携

子どもの安全を確保するためには、一人の保育士の力だけでは難しく、他のスタッフとの連携・協力が不可欠である。これは園内でのふだんの保育においても園外保育においても同じことである。保育園内では、いざというときには隣の保育室や職員室などから協力を得ることができるが、園外では難しい。そのため、あらかじめ、いざというときに想定してスタッフに余裕をもたせるこ

とも大切である。今回の調査では、園外に行く際に、クラス担当者だけでなく、人数を増やして行くという園が見られた。また多くの園で、携帯電話を必ず持参し、常に園との連絡がとれる体制をとっていた。

単にスタッフを増員するだけではなく、きちんと役割分担をしておくことも大切である。今回、インタビューした保育園には散歩などの計画書には引率するスタッフを書くとともにそれぞれの役割を記載する園も見られた。事前に打ち合わせを行い、きちんと連携がとれるようになっておくことで安全性を高めることができる。

地域の人との関係性も重要である。とくに散歩などの日常的な園外保育活動の場合、活動場所や移動経路の付近の人と関係性があれば、何か困ったことがあった場合に協力を得ることができるであろう。今回、インタビューをした園も地域の人との関係性を大切に、日頃から挨拶などコミュニケーションを図っていることが語られたが、まさに大切なことである。アンケート調査では、スタッフだけではなく、地域のボランティアの人も引率の一員に加わるという園も見られたが、さまざまな形で地域の人と連携することも重要である。

(5) 保育士や子どもの意識と教育研修

園外保育活動の当事者として、一人一人の保育士や子どもの意識が大切であり、そのための研修や教育が大切である。まず、子どもへの安全教育であるが、今回の調査では、保育所で十分にしているという保育所は6割を超え、ある程度しているも含めると、ほぼすべての保育所で子どもの安全教育に取り組んでいることが示された。保育は養護と教育を一体的に行う活動であり、保育士がたんに子どもを守るだけではなく、子ども自身の安全意識を高めていくことは重要なことである。今回の調査では、どのような安全教育が行われているかは十分に調査できなかったが、安全教育の具体的な取り組み方も、今後の研究課題であろう。

最後に、最も大切なのは、一人一人の保育士の意識であろう。どんなにマニュアルがしっかりしていても、準備物がしっかりしていても、保育の当事者である保育士がしっかりと状況を見極めながらそれらを運用できなければ意味がない。きちんと研修がなされることが重要である。今回の調査結果、多くの保育所で、少なくとも一部の保育士は、園外保育のリスク管理に関する研修を受けているという結果が示された。その一方で、多数の保育士が研修を受けているという保育所は2割に留まった。自由記述としての意見にも、研修の必要性を示唆する意見が多くみられた。今後、より多くの保育士が研修を受けられるようにしていくことが必要である。

文献

- 1 矢藤誠慈郎、森俊之、青井夕貴、石川昭義、西村重稀 (2013) 「リスクマネジメントについての保育所長の意識と取り組みに関する研究」日本保育協会『保育科学研究』第3号、1-15
- 2 田中哲郎 (2011) 『保育園における事故防止と安全管理』日本小児医事出版社。
- 3 白河健一、脇貴志 (2012) 『保育園の危機管理—保育サービスは「質」こそすべて—』筒井書房。
- 4 関川芳孝 (2013) 『保育リスクマネジメント概論』大阪公立大学共同出版会。
- 5 関川芳孝「保育リスクマネジメント講座25・31-36」(各3頁)、『保育の友』54 (5、13、14)、55 (1-4) (2006年5、11、12月号、2007年1-4月号)。
- 6 中尾晃 (2006) 「福祉施設におけるリスクマネジメント入門」大阪府障害者福祉事業団『こんごう福祉センター紀要』18号、29-47。

資料1

園外保育実施計画表（乳児）

実施日 平成 年 月 日 () 天気()		園 長	主 任	作 成 者
出発時間 :	帰園時間 :			
目的地				
ねらい				
内容				
安全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、自転車に注意する。 ・ベビーカーを 台だし、 人の保育者が押す、残りの 人の保育者が子どもと手を繋いで歩く。 ・道路の飛び出さない。 ・側溝に気をつける。 ・不審者に注意する。 			
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話や笛を持ち歩く。 ・危険を感じた時は周りの職員に知らせたり、園に連絡したりする。 			
準備物	<ul style="list-style-type: none"> ・救急用品 ・横断旗 ・携帯電話 ・笛 ・ビニール袋 ・着替え（必要に応じて）・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー 			
参加者	子どもの姿 ・ 気づいたこと			
2歳	組 名			
1・2歳	組 名			
0・1歳	組 名			
引率者に○印	※携帯を持っていく人は◎で囲む			

資料2

園外保育実施計画表（幼児）

実施日 平成 年 月 日 () 天気()		園 長	主 任	作 成 者
出発時間 :	帰園時間 :			
目的地				
ねらい				
内容				
安全への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、自転車に注意するし友だちと手をつないで歩く。 ・道路の飛び出さない。 ・側溝に気をつける。 ・不審者に注意する。 ・保育者からの合図に耳を傾けるようにする。 		
緊急時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話や笛を持ち歩く。 ・危険を感じた時は周りの職員に知らせたり、園に連絡したりする。 		
準備物		<ul style="list-style-type: none"> ・救急用品 ・横断旗 ・携帯電話 ・笛 ・ビニール袋 ・着替え（必要に応じて）・ティッシュペーパー ・トイレトペーパー 		
参加者		子どもの姿 ・ 気づいたこと		
5歳	組名 組名			
4歳	組名 組名			
3歳	組名 組名 組名			
引率者に○印	※携帯を持っていく人は ◎で囲む			

保育園サーベイランスを用いた予防接種で予防可能な疾患の罹患状況の把握と活用に関する研究

研究代表者 菅原 民枝（国立感染症研究所・主任研究官）
共同研究者 澤田 佳世子（中野区役所・保育園・幼稚園分野指導担当）
大日 康史（国立感染症研究所・主任研究官）

研究の概要

- (1) 保育園サーベイランス導入を地域内で行っている自治体において、対象期間2011/4/1～2012/3/31、2012/4/1～2013/3/31の2年間とし、対象地域を全県導入をしている4県と4県計として感染症罹患状況（罹患率）を算出した。罹患率は各疾患における欠席者数と在籍者数を用いる。結果は、4県における2011/4/1～2012/3/31の0～5歳（総在籍者数133,853人）の罹患状況は、インフルエンザ19.2%で最も高く、次いで水痘（3.68%）、溶連菌感染症（1.41%）、流行性耳下腺炎（1.38%）、感染性胃腸炎（1.22%）、手足口病（1.1%）、マイコプラズマ感染症（0.55%）、咽頭結膜熱（0.37%）、RS（0.3%）、流行性角結膜炎（0.17%）、の順であった。インフルエンザの罹患率は高かったが、その他の疾患の順位は年によって異なっていた。また予防接種で防ぐことのできる疾患が含まれており、今後の予防接種政策に役立つ情報となった。
- (2) 保育園サーベイランスを導入していない地域において、2013年8月にアンケート調査を行った。保育園サーベイランスの認知、感染症対策で困っていることについて尋ねた。結果は、E県で2013年8月、保育園サーベイランスを導入していない保育所に対して感染症対策で困っていることを尋ねる調査では、保護者の理解と協力の求め方が最も多かった。
- (3) 保育園サーベイランスを導入している地域において、保育所内での活用事例調査を行った。保育園サーベイランスを使って良かったことについてインタビュー調査を行った。保育所内でのサーベイランスの活用事例調査から、A園ではリアルタイムに地域流行と園内の状況の情報を保護者に伝えることができるので、事前に心構えができ、保護者は急な発病でも対応することができ、保育所からの協力にも理解ができていたことがわかった。また、B園では感染症罹患状況の「年報」の作成によって、年度末に保育所内で職員によるふりかえりを実施することができ、職員の意識が高まるだけでなく、翌年の新しい園児の保護者を迎えるときに情報を提供することができた。C園ではサーベイランスは習慣化されており、子供の観察がしやすくなり、園内での早期探知、対応ができるようになっていた。
- (4) 保育園サーベイランスを今後安定的に運営するために研修は必須であるが、その研修のあり方を体系的に整理した。保育所における感染症対策における日常の対応サーベイランスの必要性について理解し、操作を習熟し、活用法を確認するといった段階に分けた研修、その後は自治体内での独自の研修が行われる。東京都中野区の園としてのバックアップ体制について公私立情報交換会で議題として取り上げた事例をまとめた。

キーワード：感染症対策、保育園サーベイランス、罹患率

はじめに

保育所における感染症対策における基本的な考え方は、保育所は体力、免疫力も弱い乳幼児が集団で生活をする場であるため、感染が拡がりやすい状況にある、という点にある。生後初めて集団生活をする場で感染の曝露を受け、初感染を受けることが多いため、感染症の発症はやむを得ないことが多い。そこで健康被害を最小限に抑えることが大事である。感染症拡大は、リスクが高

い者を巻き込み、入院が必要なほど重症化し、最悪の場合は死亡に至ることがある。リスクが高い者には、0歳児、1歳児のまだ歩行できない乳児、慢性疾患を有する乳幼児、その日体調の悪い乳幼児や職員を含む。

したがって感染症を予防する体制を整備しておくことが重要で、日常から予防対策を実施し、発生時には感染の拡大防止のための迅速で適切な対応が必要となる。そのためは、適切な対応がとれるように嘱託医や医療機関、保健所等の協力、指導を日頃から受けておき感染症

対策を推進することが重要である。

この予防する体制が「サーベイランス」で、サーベイランスは調査・監視・対応することの意味であり、日々の状況を記録し整理しておくことによって異常に気が付くことができる。しかしサーベイランスは入力为目的ではない。対策のためにある。対策をする人々に、サーベイランスで得られた系統的に収集されたデータを、解析および解釈し、「情報」として伝える（用いる）ことである。決して情報収集が目的ではなく、「対策をとる人々」のために、「情報」を伝えるためにサーベイランスがある。

感染症のサーベイランスは感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）によって、全国の3,000～5,000の小児科を含む定点医療機関によって感染症と診断された患者数が報告されている。しかし報告から公表までに約10日～14日かかることがあり、リアルタイムの情報ではない。また定点であることから正確な全体像が分からず罹患率を算出することが困難である。

保育所内で感染症サーベイランスをすることが2012年末に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」にも位置づけられた。2010年から開始された「保育園サーベイランス」は、園内の感染症流行状況を早期に発見して対応策につなげるリアルタイム情報の活用ができる。その一方で、その情報を毎日積み重ねることで、園児の罹患状況の記録が整理されていく。全ての施設で実施している地域では、市区町村内あるいは県内の0～5歳児の罹患状況の全数調査が毎日行われていることを意味する。すなわち、正確な罹患率が算出できるようになった。しかもリアルタイムで算出できる。こうした取り組みは日本で初めてであるばかりか、世界でも全く類をみない。

感染症対策として予防接種があるが、現在定期接種となっていない水痘やおたふくかぜは、毎年のように園内での流行を繰り返しており、防ぐことができていない。今後定期接種化していく議論は始まっているが、現在の罹患率がどの程度なのかは明らかになっていない。さらに、予防接種の効果を測定するためにも、現在の罹患状況を正確に把握しておくことが必要である。水痘は来年度から定期接種化されることとなった。その議論に保育園サーベイランスが貢献できた。

そこで本研究では、保育園サーベイランスを用いて、罹患率を算出し、今後の予防接種制度への提言を行う。また、感染性胃腸炎、手足口病、マイコプラズマ感染症等においても、現在の国の感染症法に基づくサーベイランスでは、定点調査であるため正確な罹患患者数を算出することができない。保育園サーベイランスを使って罹患状況を明らかにすることによって、小児科臨床医の診療に役立てられる。一方で保育所での感染症対策で困っていることの調査を行い、保育園サーベイランスを活用し

て解決できる方法を検討する。活用事例を調査し、広く伝えていくことでまだ十分には使いこなしていない保育所へ紹介していく。

方法

- (1) 保育園サーベイランス導入を地域内でしている自治体において、対象期間2011/4/1～2012/3/31、2012/4/1～2013/3/31の2年間とし、対象地域を全県としている4県と4県計として算出した。対象者は総在籍者数133,853人である。罹患率は各疾患における欠席者数と在籍者数を用いる。
- (2) 保育園サーベイランスを導入していない地域において、2013年8月にアンケート調査を行った。保育園の感染症対策で困っていることについて尋ねた。
- (3) 保育園サーベイランスを導入している地域において、保育所内での活用事例調査を行った。保育園サーベイランスを使って良かったことについてインタビュー調査を行った。
- (4) 保育園サーベイランスを今後安定的に運営するために研修は必須であるが、その研修のあり方を体系的に整理した。東京都中野区のバックアップ体制の事例をまとめた。

結果

- (1) 保育園サーベイランスによる0～5歳の感染症罹患率

保育園サーベイランスを全県で導入している4県（茨城県、群馬県、奈良県、三重県）において、対象期間を2011/4/1～2012/3/31、2012/4/1～2013/3/31の2年間とし、全ての疾患の罹患率を算出した。

A県における2011/4/1～2012/3/31の0～5歳（総在籍者数41,781人）の罹患状況は、インフルエンザ16.7%で最も高く、次いで水痘（3.65%）、溶連菌感染症（1.96%）、流行性耳下腺炎（1.51%）、感染性胃腸炎（1.26%）、手足口病（0.91%）、マイコプラズマ感染症（0.86%）、RS（0.30%）、流行性角結膜炎（0.25%）、伝染性紅斑（0.19%）、の順であった。

- ・年齢別では0歳（在籍者数2,227人）では、インフルエンザ（10.37%）、感染性胃腸炎（5.07%）、水痘（4.67%）、手足口病（2.74%）、RS（2.2%）、突発性発疹（0.99%）、溶連菌感染症（0.85%）、流行性角結膜炎（0.54%）、流行性耳下腺炎（0.45%）、マイコプラズマ感染症（0.36%）、の順であった。
- ・1歳（在籍者数4,298人）では、インフルエンザ（8.98%）、水痘（4.91%）、感染性胃腸炎（1.98%）、手足口病（1.61%）、溶連菌感染症（1.33%）、流行性耳下腺炎（1.14%）、RS（0.79%）、マイコプラズマ感染症（0.67%）、流行性角結膜炎（0.33%）、伝染性膿痂疹（0.21%）、の順であった。
- ・2歳（在籍者数5,151人）では、インフルエンザ（12.3

%)、水痘(4.91%)、感染性胃腸炎(1.22%)、溶連菌感染症(1.09%)、手足口病(0.97%)、流行性耳下腺炎(0.78%)、マイコプラズマ感染症(0.43%)、RS(0.41%)、流行性角結膜炎(0.16%)、咽頭結膜熱(0.08%)、の順であった。

- ・3歳(在籍者数7,663人)では、インフルエンザ(16.7%)、水痘(3.18%)、溶連菌感染症(1.93%)、流行性耳下腺炎(1.49%)、手足口病(0.89%)、感染性胃腸炎(0.86%)、マイコプラズマ感染症(0.78%)、流行性角結膜炎(0.27%)、咽頭結膜熱(0.18%)、伝染性紅斑(0.16%)、の順であった。
- ・4歳(在籍者数11,194人)では、インフルエンザ(19.1%)、水痘(3.84%)、溶連菌感染症(2.7%)、流行性耳下腺炎(1.97%)、マイコプラズマ感染症(1.23%)、感染性胃腸炎(1.19%)、手足口病(0.59%)、伝染性紅斑(0.29%)、流行性角結膜炎(0.25%)、咽頭結膜熱(0.23%)、の順であった。
- ・5歳(在籍者数11,248人)では、インフルエンザ(20.7%)、水痘(2.52%)、溶連菌感染症(2.09%)、流行性耳下腺炎(1.74%)、マイコプラズマ感染症(0.9%)、感染性胃腸炎(0.6%)、手足口病(0.6%)、伝染性紅斑(0.25%)、流行性角結膜炎(0.19%)、伝染性膿痂疹(0.15%)、の順であった。

2012/4/1~2013/3/31の0~5歳(総在籍者数58,358人)の罹患状況は、インフルエンザ12.3%で最も高いが前年と比べ低かった。次いで、水痘(4.48%)、溶連菌感染症(2.86%)、感染性胃腸炎(2.67%)、手足口病(2.63%)、マイコプラズマ感染症(1.53%)、RS(0.77%)、流行性耳下腺炎(0.59%)、伝染性膿痂疹(0.45%)、ヘルパンギーナ(0.44%)、の順であった。

- ・年齢別では0歳(在籍者数3,022人)では、インフルエンザ(14.4%)、感染性胃腸炎(9.13%)、手足口病(6.45%)、RS(5.49%)、水痘(5.26%)、突発性発疹(2.61%)、マイコプラズマ感染症(1.69%)、溶連菌感染症(1.29%)、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎以外のアデノウイルス感染症(1.16%)、ヘルパンギーナ(1.09%)、の順であった。
- ・1歳(在籍者数5,845人)では、インフルエンザ(12.0%)、手足口病(7.97%)、水痘(6.52%)、感染性胃腸炎(4.84%)、RS(2.19%)、溶連菌感染症(1.97%)、マイコプラズマ感染症(1.59%)、ヘルパンギーナ(1.01%)、伝染性膿痂疹(0.96%)、流行性角結膜炎(0.55%)、の順であった。
- ・2歳(在籍者数7,434人)では、インフルエンザ(13.0%)、水痘(6.24%)、手足口病(4.37%)、溶連菌感染症(2.57%)、感染性胃腸炎(2.54%)、マイコプラズマ感染症(1.32%)、RS(0.82%)、伝染性膿痂疹(0.61%)、流行性角結膜炎(0.50%)、ヘルパンギーナ(0.48%)、の順であった。

・3歳(在籍者数11,390人)では、インフルエンザ(10.7%)、水痘(4.77%)、溶連菌感染症(2.78%)、感染性胃腸炎(2.27%)、手足口病(2.08%)、マイコプラズマ感染症(1.65%)、流行性耳下腺炎(0.54%)、伝染性膿痂疹(0.45%)、ヘルパンギーナ(0.38%)、RS(0.32%)、の順であった。

・4歳(在籍者数15,065人)では、インフルエンザ(12.8%)、水痘(4.02%)、溶連菌感染症(3.18%)、感染性胃腸炎(2.03%)、マイコプラズマ感染症(1.67%)、手足口病(1.17%)、流行性耳下腺炎(0.76%)、流行性角結膜炎(0.42%)、ヘルパンギーナ(0.32%)、伝染性膿痂疹(0.30%)、の順であった。

・5歳(在籍者数15,602人)では、インフルエンザ(12.4%)、溶連菌感染症(3.38%)、水痘(2.97%)、感染性胃腸炎(1.58%)、マイコプラズマ感染症(1.37%)、手足口病(0.85%)、流行性耳下腺炎(0.66%)、伝染性膿痂疹(0.26%)、ヘルパンギーナ(0.24%)、流行性角結膜炎(0.22%)、の順であった。

B県における2011/4/1~2012/3/31の0~5歳(総在籍者数7,440人)の罹患状況は、インフルエンザ5.89%で最も高く、次いで流行性耳下腺炎(0.87%)、手足口病(0.46%)、水痘(0.34%)、ヘルパンギーナ(0.27%)、感染性胃腸炎(0.24%)、伝染性紅斑(0.23%)、RS(0.12%)、伝染性膿痂疹(0.12%)、突発性発疹(0.094%)、の順であった。

- ・年齢別では0歳(在籍者数130人)では、RS(6.15%)、手足口病(5.38%)、ヘルパンギーナ(3.85%)、突発性発疹(3.85%)、水痘(2.31%)、感染性胃腸炎(2.31%)、百日咳(0.77%)、流行性角結膜炎(0.77%)、の順であった。
- ・1歳(在籍者数257人)では、手足口病(5.06%)、流行性耳下腺炎(3.89%)、ヘルパンギーナ(2.33%)、感染性胃腸炎(1.95%)、インフルエンザ(1.56%)、水痘(1.56%)、伝染性膿痂疹(1.17%)、突発性発疹(0.78%)、咽頭結膜熱(0.39%)、溶連菌感染症(0.39%)、の順であった。
- ・2歳(在籍者数304人)では、流行性耳下腺炎(2.63%)、ヘルパンギーナ(1.97%)、インフルエンザ(1.64%)、手足口病(1.32%)、伝染性紅斑(1.32%)、咽頭結膜熱(0.99%)、感染性胃腸炎(0.66%)、水痘(0.33%)、マイコプラズマ感染症(0.33%)、の順であった。
- ・3歳(在籍者数2,025人)では、インフルエンザ(5.93%)、流行性耳下腺炎(0.40%)、手足口病(0.35%)、感染性胃腸炎(0.25%)、伝染性膿痂疹(0.20%)、伝染性紅斑(0.15%)、水痘(0.10%)、溶連菌感染症(0.10%)、咽頭結膜熱(0.10%)、ヘルパンギーナ(0.050%)、の順であった。
- ・4歳(在籍者数2,388人)では、インフルエンザ(7.00%)、

%)、流行性耳下腺炎 (1.13%)、伝染性紅斑 (0.25%)、水痘 (0.25%)、溶連菌感染症 (0.084%)、手足口病 (0.042%)、感染性胃腸炎 (0.042%)、ヘルパンギーナ (0.042%)、RS (0.042%)、の順であった。

- ・ 5歳 (在籍者数2,336人) では、インフルエンザ (6.08%)、流行性耳下腺炎 (0.51%)、水痘 (0.39%)、伝染性紅斑 (0.17%)、手足口病 (0.086%)、感染性胃腸炎 (0.086%)、伝染性膿痂疹 (0.086%)、溶連菌感染症 (0.043%)、ヘルパンギーナ (0.043%)、マイコプラズマ感染症 (0.043%)、の順であった。

2012/4/1~2013/3/31の0~5歳 (総在籍者数32,331人) の罹患状況は、インフルエンザ11.0%で最も高く前年と比べ高かった。次いで、水痘 (2.03%)、感染性胃腸炎 (1.25%)、流行性耳下腺炎 (1.01%)、溶連菌感染症 (0.52%)、咽頭結膜熱 (0.35%)、RS (0.27%)、マイコプラズマ感染症 (0.19%)、手足口病 (0.17%)、流行性角結膜炎 (0.11%)、の順であった。

- ・ 年齢別では0歳 (在籍者数1,919人) では、インフルエンザ (9.48%)、感染性胃腸炎 (4.43%)、水痘 (2.5%)、RS (1.67%)、突発性発疹 (1.62%)、手足口病 (0.94%)、咽頭結膜熱 (0.63%)、溶連菌感染症 (0.57%)、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎以外のアデノウイルス感染症 (0.31%)、ヘルパンギーナ (0.21%)、の順であった。
- ・ 1歳 (在籍者数3,626人) では、インフルエンザ (8.83%)、水痘 (3.09%)、感染性胃腸炎 (2.62%)、RS (0.85%)、手足口病 (0.47%)、溶連菌感染症 (0.44%)、流行性耳下腺炎 (0.39%)、咽頭結膜熱 (0.30%)、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎以外のアデノウイルス感染症 (0.19%)、伝染性膿痂疹 (0.11%)、の順であった。
- ・ 2歳 (在籍者数4,512人) では、インフルエンザ (8.91%)、水痘 (2.06%)、感染性胃腸炎 (1.11%)、流行性耳下腺炎 (0.53%)、溶連菌感染症 (0.31%)、RS (0.27%)、咽頭結膜熱 (0.24%)、マイコプラズマ感染症 (0.22%)、伝染性膿痂疹 (0.13%)、ヘルパンギーナ (0.11%)、の順であった。
- ・ 3歳 (在籍者数7,121人) では、インフルエンザ (12.7%)、水痘 (2.18%)、流行性耳下腺炎 (1.08%)、感染性胃腸炎 (0.95%)、溶連菌感染症 (0.48%)、咽頭結膜熱 (0.48%)、マイコプラズマ感染症 (0.17%)、流行性角結膜炎 (0.17%)、RS (0.14%)、伝染性膿痂疹 (0.098%)、の順であった。
- ・ 4歳 (在籍者数7,480人) では、インフルエンザ (12.6%)、水痘 (2.05%)、流行性耳下腺炎 (1.22%)、感染性胃腸炎 (0.86%)、溶連菌感染症 (0.59%)、咽頭結膜熱 (0.35%)、マイコプラズマ感染症 (0.31%)、流行性角結膜炎 (0.13%)、伝染性膿痂疹 (0.053%)、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎以外のアデノウイルス感染症 (0.053%)、の順であった。

- ・ 5歳 (在籍者数7,673人) では、インフルエンザ (10.5%)、流行性耳下腺炎 (1.59%)、水痘 (1.23%)、溶連菌感染症 (0.64%)、感染性胃腸炎 (0.55%)、咽頭結膜熱 (0.23%)、マイコプラズマ感染症 (0.14%)、手足口病 (0.12%)、流行性角結膜炎 (0.078%)、伝染性膿痂疹 (0.026%)、の順であった。

C県における2011/4/1~2012/3/31の0~5歳 (総在籍者数47,673人) の罹患状況は、インフルエンザ18.3%で最も高く、次いで水痘 (5.65%)、手足口病 (2.06%)、流行性耳下腺炎 (1.83%)、溶連菌感染症 (1.35%)、感染性胃腸炎 (1.22%)、咽頭結膜熱 (0.76%)、マイコプラズマ感染症 (0.61%)、RS (0.37%)、ヘルパンギーナ (0.32%)、の順であった。

- ・ 年齢別では0歳 (在籍者数1,671人) では、水痘 (18.31%)、インフルエンザ (17.65%)、手足口病 (11.0%)、感染性胃腸炎 (5.80%)、RS (3.35%)、咽頭結膜熱 (1.97%)、突発性発疹 (1.74%)、流行性耳下腺炎 (1.50%)、ヘルパンギーナ (1.44%)、流行性角結膜炎 (0.78%)、の順であった。
- ・ 1歳 (在籍者数3,555人) では、インフルエンザ (13.7%)、水痘 (12.6%)、手足口病 (8.07%)、感染性胃腸炎 (2.81%)、RS (1.52%)、流行性耳下腺炎 (1.52%)、咽頭結膜熱 (1.41%)、ヘルパンギーナ (0.93%)、マイコプラズマ感染症 (0.73%)、溶連菌感染症 (0.62%)、の順であった。
- ・ 2歳 (在籍者数5,364人) では、インフルエンザ (15.0%)、水痘 (9.08%)、手足口病 (3.99%)、流行性耳下腺炎 (2.22%)、感染性胃腸炎 (1.70%)、溶連菌感染症 (1.16%)、咽頭結膜熱 (1.01%)、ヘルパンギーナ (0.58%)、マイコプラズマ感染症 (0.58%)、RS (0.52%)、の順であった。
- ・ 3歳 (在籍者数11,443人) では、インフルエンザ (16.3%)、水痘 (5.35%)、流行性耳下腺炎 (1.75%)、溶連菌感染症 (1.40%)、手足口病 (1.35%)、感染性胃腸炎 (0.98%)、咽頭結膜熱 (0.92%)、マイコプラズマ感染症 (0.61%)、RS (0.22%)、ヘルパンギーナ (0.20%)、の順であった。
- ・ 4歳 (在籍者数12,813人) では、インフルエンザ (20.2%)、水痘 (4.11%)、流行性耳下腺炎 (1.85%)、溶連菌感染症 (1.70%)、感染性胃腸炎 (0.94%)、手足口病 (0.73%)、マイコプラズマ感染症 (0.64%)、咽頭結膜熱 (0.56%)、ヘルパンギーナ (0.23%)、伝染性膿痂疹 (0.16%)、の順であった。
- ・ 5歳 (在籍者数12,827人) では、インフルエンザ (20.8%)、水痘 (2.47%)、流行性耳下腺炎 (1.86%)、溶連菌感染症 (1.40%)、マイコプラズマ感染症 (0.58%)、感染性胃腸炎 (0.48%)、手足口病 (0.38%)、咽頭結膜熱 (0.38%)、伝染性紅斑 (0.12%)、流行性角結膜炎 (0.10%)、の順であった。

2012/4/1～2013/3/31の0～5歳(総在籍者数49,029人)の罹患状況は、インフルエンザ12.0%で最も高いが前年と比べ低かった。次いで、水痘(4.46%)、流行性耳下腺炎(2.42%)、感染性胃腸炎(2.12%)、溶連菌感染症(1.75%)、ヘルパンギーナ(1.14%)、マイコプラズマ感染症(0.71%)、RS(0.67%)、手足口病(0.57%)、咽頭結膜熱(0.48%)、の順であった。

- ・年齢別では0歳(在籍者数1,549人)では、インフルエンザ(13.2%)、感染性胃腸炎(12.5%)、水痘(8.13%)、RS(7.68%)、ヘルパンギーナ(3.23%)、手足口病(2.71%)、突発性発疹(2.58%)、流行性耳下腺炎(1.68%)、咽頭結膜熱(1.48%)、マイコプラズマ感染症(0.84%)、の順であった。
- ・1歳(在籍者数3,829人)では、インフルエンザ(8.33%)、水痘(7.26%)、感染性胃腸炎(6.19%)、RS(2.64%)、ヘルパンギーナ(2.48%)、手足口病(2.17%)、流行性耳下腺炎(1.93%)、溶連菌感染症(1.15%)、咽頭結膜熱(1.10%)、マイコプラズマ感染症(0.86%)、の順であった。
- ・2歳(在籍者数5,752人)では、インフルエンザ(8.81%)、水痘(6.31%)、感染性胃腸炎(2.42%)、流行性耳下腺炎(2.28%)、ヘルパンギーナ(1.89%)、溶連菌感染症(1.46%)、手足口病(0.87%)、マイコプラズマ感染症(0.82%)、RS(0.70%)、咽頭結膜熱(0.52%)、の順であった。
- ・3歳(在籍者数11,359人)では、インフルエンザ(12.1%)、水痘(4.28%)、流行性耳下腺炎(2.24%)、感染性胃腸炎(1.83%)、溶連菌感染症(1.77%)、ヘルパンギーナ(1.30%)、マイコプラズマ感染症(0.70%)、咽頭結膜熱(0.47%)、伝染性膿痂疹(0.46%)、手足口病(0.43%)、の順であった。
- ・4歳(在籍者数13,110人)では、インフルエンザ(13.0%)、水痘(4.17%)、流行性耳下腺炎(2.38%)、溶連菌感染症(1.90%)、感染性胃腸炎(1.24%)、ヘルパンギーナ(0.71%)、マイコプラズマ感染症(0.69%)、咽頭結膜熱(0.37%)、伝染性膿痂疹(0.31%)、手足口病(0.22%)、の順であった。
- ・5歳(在籍者数13,430人)では、インフルエンザ(13.2%)、流行性耳下腺炎(2.91%)、水痘(2.87%)、溶連菌感染症(2.00%)、感染性胃腸炎(0.74%)、マイコプラズマ感染症(0.63%)、ヘルパンギーナ(0.49%)、咽頭結膜熱(0.27%)、伝染性膿痂疹(0.25%)、手足口病(0.20%)、の順であった。

D県における2011/4/1～2012/3/31の0～5歳(総在籍者数36,959人)の罹患状況は、インフルエンザ26.0%で最も高く、次いで水痘(1.85%)、感染性胃腸炎(1.38%)、溶連菌感染症(1.15%)、流行性耳下腺炎(0.76%)、RS(0.24%)、マイコプラズマ感染症(0.22%)、手足口病(0.21%)、咽頭結膜熱(0.15%)、伝染性紅斑(0.13

%)、の順であった。

- ・年齢別では0歳(在籍者数1,764人)では、インフルエンザ(18.7%)、感染性胃腸炎(7.71%)、水痘(6.18%)、RS(2.38%)、流行性耳下腺炎(0.74%)、手足口病(0.74%)、咽頭結膜熱(0.68%)、突発性発疹(0.62%)、流行性角結膜炎(0.40%)、溶連菌感染症(0.28%)、の順であった。
- ・1歳(在籍者数3,105人)では、インフルエンザ(20.2%)、水痘(3.93%)、感染性胃腸炎(2.35%)、溶連菌感染症(0.84%)、RS(0.77%)、流行性耳下腺炎(0.52%)、手足口病(0.42%)、咽頭結膜熱(0.29%)、マイコプラズマ感染症(0.19%)、流行性角結膜炎(0.16%)、の順であった。
- ・2歳(在籍者数3,840人)では、インフルエンザ(20.8%)、水痘(1.85%)、溶連菌感染症(1.35%)、感染性胃腸炎(0.99%)、流行性耳下腺炎(0.52%)、マイコプラズマ感染症(0.29%)、咽頭結膜熱(0.26%)、手足口病(0.23%)、RS(0.18%)、伝染性紅斑(0.18%)、の順であった。
- ・3歳(在籍者数8,777人)では、インフルエンザ(24.9%)、水痘(1.77%)、感染性胃腸炎(1.22%)、溶連菌感染症(1.08%)、流行性耳下腺炎(0.88%)、マイコプラズマ感染症(0.22%)、手足口病(0.22%)、伝染性紅斑(0.21%)、流行性角結膜炎(0.17%)、咽頭結膜熱(0.13%)、の順であった。
- ・4歳(在籍者数9,839人)では、インフルエンザ(29.4%)、溶連菌感染症(1.53%)、水痘(1.50%)、感染性胃腸炎(0.94%)、流行性耳下腺炎(0.92%)、マイコプラズマ感染症(0.24%)、手足口病(0.13%)、流行性角結膜炎(0.091%)、咽頭結膜熱(0.091%)、アタマジラミ(0.081%)、の順であった。
- ・5歳(在籍者数9,634人)では、インフルエンザ(28.7%)、溶連菌感染症(0.99%)、水痘(0.81%)、感染性胃腸炎(0.66%)、流行性耳下腺炎(0.65%)、マイコプラズマ感染症(0.21%)、伝染性紅斑(0.17%)、手足口病(0.12%)、流行性角結膜炎(0.042%)、咽頭結膜熱(0.042%)、の順であった。

2012/4/1～2013/3/31の0～5歳(総在籍者数37,303人)の罹患状況は、インフルエンザ14.4%で最も高いが前年と比べ低かった。次いで、水痘(6.82%)、感染性胃腸炎(5.05%)、溶連菌感染症(2.57%)、RS(1.49%)、流行性耳下腺炎(1.46%)、ヘルパンギーナ(0.82%)、マイコプラズマ感染症(0.75%)、咽頭結膜熱(0.72%)、手足口病(0.61%)、の順であった。

- ・年齢別では0歳(在籍者数1,467人)では、感染性胃腸炎(21.9%)、RS(15.5%)、水痘(15.3%)、インフルエンザ(14.5%)、突発性発疹(7.29%)、咽頭結膜熱(3.95%)、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎以外のアデノウイルス感染症(3.00%)、手足口病(2.86%)、

ヘルパンギーナ (2.59%)、流行性角結膜炎 (1.70%)、の順であった。

- ・ 1歳 (在籍者数3,062人) では、水痘 (15.6%)、インフルエンザ (13.1%)、感染性胃腸炎 (13.1%)、RS (6.21%)、ヘルパンギーナ (2.12%)、咽頭結膜熱 (1.99%)、流行性角結膜炎 (1.73%)、手足口病 (1.63%)、溶連菌感染症 (1.44%)、伝染性膿痂疹 (1.18%)、の順であった。
- ・ 2歳 (在籍者数4,034人) では、インフルエンザ (10.8%)、水痘 (9.92%)、感染性胃腸炎 (5.11%)、流行性耳下腺炎 (1.96%)、溶連菌感染症 (1.76%)、ヘルパンギーナ (1.51%)、RS (1.34%)、伝染性膿痂疹 (0.97%)、手足口病 (0.74%)、咽頭結膜熱 (0.69%)、の順であった。
- ・ 3歳 (在籍者数8,563人) では、インフルエンザ (14.2%)、水痘 (6.63%)、感染性胃腸炎 (3.98%)、溶連菌感染症 (2.80%)、流行性耳下腺炎 (1.45%)、マイコプラズマ感染症 (0.95%)、ヘルパンギーナ (0.70%)、RS (0.69%)、咽頭結膜熱 (0.67%)、手足口病 (0.62%)、の順であった。
- ・ 4歳 (在籍者数10,069人) では、インフルエンザ (14.9%)、水痘 (4.40%)、感染性胃腸炎 (3.40%)、溶連菌感染症 (2.86%)、流行性耳下腺炎 (1.45%)、マイコプラズマ感染症 (0.81%)、ヘルパンギーナ (0.55%)、流行性角結膜炎 (0.47%)、伝染性膿痂疹 (0.46%)、咽頭結膜熱 (0.43%)、の順であった。
- ・ 5歳 (在籍者数10,108人) では、インフルエンザ (15.7%)、水痘 (4.27%)、溶連菌感染症 (2.97%)、感染性胃腸炎 (2.69%)、流行性耳下腺炎 (1.54%)、マイコプラズマ感染症 (0.71%)、伝染性膿痂疹 (0.40%)、ヘルパンギーナ (0.28%)、流行性角結膜炎 (0.24%)、手足口病 (0.24%)、の順であった。

以上A県からD県の4県の合計についてまとめる。

4県における2011/4/1~2012/3/31の0~5歳 (総在籍者数133,853人) の罹患状況は、インフルエンザ19.2%で最も高く、次いで水痘 (3.68%)、溶連菌感染症 (1.41%)、流行性耳下腺炎 (1.38%)、感染性胃腸炎 (1.22%)、手足口病 (1.1%)、マイコプラズマ感染症 (0.55%)、咽頭結膜熱 (0.37%)、RS (0.3%)、流行性角結膜炎 (0.17%)、の順であった。

- ・ 年齢別では0歳 (在籍者数5,792人) では、インフルエンザ (14.8%)、水痘 (9.01%)、感染性胃腸炎 (6.03%)、手足口病 (4.56%)、RS (2.68%)、突発性発疹 (1.16%)、咽頭結膜熱 (0.88%)、流行性耳下腺炎 (0.83%)、流行性角結膜炎 (0.57%)、ヘルパンギーナ (0.57%)、の順であった。
- ・ 1歳 (在籍者数11,215人) では、インフルエンザ (13.4%)、水痘 (6.98%)、手足口病 (3.41%)、感染性胃腸炎 (2.35%)、流行性耳下腺炎 (1.15%)、RS

(1.00%)、溶連菌感染症 (0.95%)、咽頭結膜熱 (0.57%)、マイコプラズマ感染症 (0.54%)、ヘルパンギーナ (0.37%)、の順であった。

- ・ 2歳 (在籍者数14,659人) では、インフルエンザ (15.3%)、水痘 (5.54%)、手足口病 (1.89%)、感染性胃腸炎 (1.32%)、流行性耳下腺炎 (1.28%)、溶連菌感染症 (1.16%)、咽頭結膜熱 (0.48%)、マイコプラズマ感染症 (0.44%)、RS (0.38%)、ヘルパンギーナ (0.27%)、の順であった。
- ・ 3歳 (在籍者数29,908人) では、インフルエンザ (18.2%)、水痘 (3.39%)、溶連菌感染症 (1.35%)、流行性耳下腺炎 (1.33%)、感染性胃腸炎 (0.97%)、手足口病 (0.83%)、マイコプラズマ感染症 (0.50%)、咽頭結膜熱 (0.44%)、伝染性紅斑 (0.18%)、流行性角結膜炎 (0.17%)、の順であった。
- ・ 4歳 (在籍者数36,234人) では、インフルエンザ (21.5%)、水痘 (3.07%)、溶連菌感染症 (1.86%)、流行性耳下腺炎 (1.59%)、感染性胃腸炎 (0.96%)、マイコプラズマ感染症 (0.67%)、手足口病 (0.48%)、咽頭結膜熱 (0.30%)、伝染性紅斑 (0.15%)、流行性角結膜炎 (0.13%)、の順であった。
- ・ 5歳 (在籍者数36,045人) では、インフルエンザ (21.9%)、水痘 (1.91%)、溶連菌感染症 (1.42%)、流行性耳下腺炎 (1.41%)、感染性胃腸炎 (0.54%)、マイコプラズマ感染症 (0.54%)、手足口病 (0.36%)、咽頭結膜熱 (0.18%)、伝染性紅斑 (0.17%)、流行性角結膜炎 (0.11%)、の順であった。

2012/4/1~2013/3/31の0~5歳 (総在籍者数177,021人) の罹患状況は、インフルエンザ12.4%で最も高いが前年と比べ低かった。次いで、水痘 (4.52%)、感染性胃腸炎 (2.76%)、溶連菌感染症 (2.06%)、流行性耳下腺炎 (1.36%)、手足口病 (1.18%)、マイコプラズマ感染症 (0.89%)、RS (0.8%)、ヘルパンギーナ (0.65%)、咽頭結膜熱 (0.41%)、の順であった。

- ・ 年齢別では0歳 (在籍者数7,957人) では、インフルエンザ (13.0%)、感染性胃腸炎 (11.0%)、水痘 (7.01%)、RS (6.84%)、手足口病 (3.73%)、突発性発疹 (3.23%)、ヘルパンギーナ (1.57%)、咽頭結膜熱 (1.34%)、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎以外のアデノウイルス感染症 (1.23%)、溶連菌感染症 (0.93%)、の順であった。
- ・ 1歳 (在籍者数16,362人) では、インフルエンザ (10.7%)、水痘 (7.62%)、感染性胃腸炎 (6.2%)、手足口病 (3.76%)、RS (2.75%)、ヘルパンギーナ (1.35%)、溶連菌感染症 (1.34%)、マイコプラズマ感染症 (0.89%)、流行性耳下腺炎 (0.89%)、咽頭結膜熱 (0.83%)、の順であった。
- ・ 2歳 (在籍者数21,732人) では、インフルエンザ (10.6%)、水痘 (6.07%)、感染性胃腸炎 (2.69%)、

手足口病（1.87%）、溶連菌感染症（1.66%）、流行性耳下腺炎（1.23%）、ヘルパンギーナ（0.97%）、マイコプラズマ感染症（0.83%）、RS（0.77%）、伝染性膿痂疹（0.54%）、の順であった。

- ・3歳（在籍者数38,433人）では、インフルエンザ（12.3%）、水痘（4.56%）、感染性胃腸炎（2.28%）、溶連菌感染症（2.06%）、流行性耳下腺炎（1.35%）、マイコプラズマ感染症（0.94%）、手足口病（0.90%）、ヘルパンギーナ（0.66%）、咽頭結膜熱（0.43%）、伝染性膿痂疹（0.42%）、の順であった。
- ・4歳（在籍者数45,724人）では、インフルエンザ（13.3%）、水痘（3.83%）、溶連菌感染症（2.32%）、感染性胃腸炎（1.91%）、流行性耳下腺炎（1.45%）、マイコプラズマ感染症（0.98%）、手足口病（0.52%）、ヘルパンギーナ（0.44%）、流行性角結膜炎（0.32%）、咽頭結膜熱（0.31%）、の順であった。
- ・5歳（在籍者数46,813人）では、インフルエンザ（13.0%）、水痘（2.94%）、溶連菌感染症（2.45%）、流行性耳下腺炎（1.65%）、感染性胃腸炎（1.41%）、マイコプラズマ感染症（0.81%）、手足口病（0.41%）、ヘルパンギーナ（0.28%）、伝染性膿痂疹（0.25%）、咽頭結膜熱（0.21%）、の順であった。

(2) 保育所における感染症対策で困っていること

E県で2013年8月、保育園サーベイランスを導入していない保育所に対して感染症対策で困っていることを尋ねる調査を行った結果、保護者の理解と協力の求め方が最も多かった。

具体的な意見を下記にまとめる。

- ・感染症や病気に対する保護者への意識付けが難しいです。
- ・前日、嘔吐や熱があっても黙って登園させる保護者に対して理解の求め方
- ・症状が落ち着いていなくても登園してくるご家庭があり困っている。
- ・感染症罹患後、保護者の仕事上の関係等で体調が戻らないうちや他児への感染の危険があるうちに登園する子どももいて、保護者教育や支援の方法が難しくなることがある
- ・感染症が流行しているのに親の判断で通院してくれず、病名が分からず短期欠席で登園する子がいる。
- ・感染症が疑われるお子さんの保護者に受診をお願いしても、仕事の都合ですぐに受診できずに保育をお願いされたり、園で感染症が流行していることを受診の際に医師に話さないで感染症ではないと言われ、登園してきたみれば、様子がおかしく、再度受診をお願いすると感染症だったことがある
- ・登園許可証が必要ない感染症に関しては、治りきらないうちに登園し、感染が広がるケースが多い。保護者へどのように伝えていったらよいのか。

- ・毎日園内の感染症流行状況を出してはいるが、保護者の感染症への意識が園とずれているためなのか、効果的な感染症予防につながらないので、効果的にお知らせを出す方法を知りたい
- ・子ども達の具合が悪くても、感染症の疑いがあっても園に来てしまったり、家族が感染症になっていても知らせてくれないので、保育園で感染が拡大してしまう。どのようにしたら保護者がわかってくれるか困っている。

(3) 保育所内でのサーベイランスの活用事例調査

A園では、導入前と導入後の比較調査を行った。導入前には周辺の状況がわからないまま園内の感染症対策を実施してきたことから、不確定な情報にふりまわされることが多々あったが、導入後には正確にリアルタイムに地域流行と園内の状況の情報を保護者に伝えることができるので、事前に保護者が心構えをすることができ、急な発病でも対応することができ、保育所からの協力にも理解ができていたことがわかった。園内で感染症対策委員会を設置して、入力に関しては園全体でのバックアップ体制があることがわかった。

サーベイランスの活用は、

- ・毎日の周辺保育所、学校の情報収集のみならず、行政からのお知らせを活用した保護者への情報提供
 - ・グラフを用いた健康教育・指導を行い、実施の時期を見定めることに活用
 - ・職員間での情報共有に活用
 - ・関係機関との連携、園医との連携に活用
 - ・保護者からの予防接種の相談に答える
- 等であった。

B園では、感染症罹患状況の「年報」の作成による感染症対策計画について調査を行った。システムで月報が自動作成されることによって、年報作成が簡便にできるようになった活用がわかった。年度末に保育所内で職員によるふりかえりを実施することができ、職員の意識が高まるだけでなく、翌年の新しい園児の保護者を迎えるときに情報を提供することができていることがわかった。またサーベイランス導入後、保護者会や保健たよりなどでの情報提供ができ、保護者の感染症に対する理解が高まったことがわかった。こうした取り組みによって活動全般の見直しをすることができ、感染症対策計画を実現化させていることがわかった。

サーベイランスの活用は、

- ・行政（保育課、保健所）からのお知らせの情報を活用
 - ・周辺保育所のリアルタイムの状況把握の活用
 - ・保護者向けの保健たよりでの活用
- 等であった。

C園では、サーベイランスの効果について調査を行った。サーベイランスが導入されてから、サーベイランスの入力も情報にまとめるところまでも習慣化されてい

た。こうした状況において、「入力をすることによって、朝の意識がかわりました。」という意見があり、子供の観察がしやすくなり、園内での早期探知、対応ができるようになっていくことがわかった。また感染症の知識を底上げする役割があることがわかった。さらに保育課のサポート状況もよく連携がしやすくなっていることも明らかになった。

サーベイランスの活用は、

- ・全園児の健康管理の把握と流行している感染症を職員への伝達することで園全体の様子を全職員で共有する活用
- ・保護者に早期に状況を知らせることで早めの対策をする活用

等であった。

(4) 保育園サーベイランスの研修の体系化

保育園サーベイランスを安定的に運営していくためには、研修が必要である。研修の内容は、現在段階（ステージ）に分けて実施されているものを、表1に整理した。サーベイランスの必要性について理解し、操作を習熟し、活用法を確認する内容と整理された。

ステージ1として自治体単位での導入での取り組みの場合、サーベイランスの必要性について理解するために導入前説明会を行う。行政担当者（保育課、感染症課、保健所等）での説明会を開催し、その後、必要に応じて園長会、看護師会等説明会を開催している。保育所数が少ない自治体においては、次の操作実習と同時に行うこともある。

導入決定になると、研修のステージ2で、スタートアップ研修（操作実習）を入力担当者向けに行う。ここでは操作を習熟するためコンピューター室で行う。現在は操作実習の研修を実施しないで導入する例はほとんどないが、当初実習をすることができなかった自治体もあり、そういった所では、基本的な操作が理解できず継続できていない保育所がある。現在は、自治体導入ではこの実習を行うことで、初期設定の方法と日々の入力について習熟することもでき、スムーズな導入が可能となっている。

導入後は、研修のステージ3で、フォローアップ研修（活用実習）を入力担当者向けに行う。フォローアップ研修では活用法を確認し、研修の前にはチェックシート（表2）を付ける。

表1

	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3以降（もしくはステージ1に戻る）
時期	導入前	導入	導入後1～2年後	導入数年後
研修内容	必要性の理解	スタートアップ研修（操作実習） 操作の習熟	フォローアップ研修（活用実習） 活用法の確認	自治体独自研修（園長会での検討、事例発表会等）
対象者	行政担当者（保育課、感染症課、保健所等） 必要に応じて園長、看護師、保育士等	入力担当者	入力担当者	入力担当者 看護師 園長等

表2 チェックシート

<input type="checkbox"/> 各クラスインフルエンザ「グラフ」を見たことがある
<input type="checkbox"/> 保育所全体のインフルエンザ「グラフ」を見たことがある
<input type="checkbox"/> 保育所全体の発熱「グラフ」の一年間を見たことがある
<input type="checkbox"/> 保育所全体の発熱のデータを「CSVダウンロード」したことがある
<input type="checkbox"/> インフルエンザの「地図」を見たことがある
<input type="checkbox"/> 水痘の「地図」を見たことがある
<input type="checkbox"/> 市町村単位のインフルエンザ「罹患率」を見たことがある
<input type="checkbox"/> 市町村単位の水痘「流行曲線」を見たことがある
<input type="checkbox"/> 月報を印刷したことがある
<input type="checkbox"/> 嘱託医（園医）のパスワードを、嘱託医に渡している

そこで、システム内にある機能で十分に使いこなしていなかった機能があることに自身で気がついてフォローアップ研修に参加する。研修はコンピューター室で行い、自施設のIDとパスワードを持参し、日頃見ている画面を使って、チェックシートの内容にそって行う。クラス単位で自施設を「参照」することで、欠席者が急増している場合に異常を自動判定されるアラートを確認し、アラートが出ている場合には、グラフを参照し、グラフの意味を解説し、グラフの使い方を示す。データを参照することで、いつ、誰に対して、何を、どのようにするのか、つまり園内の感染症対策に結びつける研修となっている。

サーベイランスは、入力が目的なのではなく対応をすることが目的で、データを「情報」にすることで改めて研修をする。例えば、5歳クラスで発熱者が急増していることが「データ」で確認された場合、アラートが自動判定されたことを確認し、グラフで確認する。2週間のグラフ、1か月のグラフを使い、急な発生であるのか、持続した状況で急増したのかを確認する。他のクラスでの発生状況を確認し、園全体での発生状況を確認する。そして、担任と状況を共有し、どのように保護者に情報を伝えるのかを協議する。どのように保護者に情報を伝えるのか、保護者にどのように園内での感染まん延防止策に協力いただく体制を作るかといったことにつながることを確認する。

次に、園内では発症者がいないが、周辺地域での状況を地図で確認する。周辺の保育所で発症者がいるのかいないのかを確認することで、園内で今後発症者が出るかもしれないことを想定した事前の準備をすることができる。地図は市町村の中学校区単位で確認できる。隣の市町村を確認することもできる。県全体でも確認することもできる。現在の地域内の流行状況を正確に把握することができる。

その他、園内の疾患ごとの罹患率、流行曲線を算出して、期間の流行状況を確認する。また園医から日頃から予防指導を受け、連携がしやすくなっている機能を確認する。こういった実技の実習を通して、システム内の機能を理解して活用法を確認する。

導入数年後の自治体独自の研修の例として、東京都中野区において公私立園長による情報交換会で議題として取り上げた事例をまとめた。

保育園内のバックアップ体制の推進の為には、園長先生にサーベイランスについての認識を深め、保育園全体でのバックアップ体制を進めていただく必要があると考え、2013年度第1回公私立情報交換会で、情報交換と感染症研究所講師によるサーベイランスの有用性の講演会を企画した。話し合いの中では、保育園サーベイランスの活用状況やバックアップ体制は保育園によって差があることが分かり、活用できている園では、入力するだけでなくシステムで得られた情報を保護者に還元できてい

た。また、園医との連携にも活かされ、感染症流行時の保育担当課からの連絡や電話連絡についてもサーベイランスの効果があつた。バックアップ体制については、看護師以外に園長・副園長、感染症対策委員などを入力者として決めていた。

一方で、毎日入力できていない園も数園あり、「毎日の入力は看護師任せである」という意見が出ていたが、討議による気づきでは、「他の職員が入力できるようにした方が良い」というまとめになっていた。看護師配置が無い園から「保健所の感染症週報の方が活用されている」という意見があつたが、保健所の感染症週報はリアルタイムではないこと、迅速な保育園サーベイランスの情報を園内で十分に活用できていないと推測され、「保育園サーベイランスの方が便利」という意見が出されてリアルタイムであることのメリットを情報共有できた。

考察

(1) 保育園サーベイランスによる0～5歳の感染症罹患率

保育園サーベイランスを全県で導入している4県（A～D県）の2011/4/1～2012/3/31の0～5歳（総在籍者数133,853人）の罹患状況は、インフルエンザが最も高く、次いで水痘、溶連菌感染症、流行性耳下腺炎、感染性胃腸炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、咽頭結膜熱、RS、流行性角結膜炎の順であつた。インフルエンザの罹患状況は2年とも高かつたが、順位は年によって異なる疾患もあつた。こうした順位付けは感染症による発生動向調査では算出が困難であることから、初めての試みとなつた。

インフルエンザの罹患状況は高かつたが、その他の疾患すべての罹患状況を明らかにすることができ、感染症対策計画、政策に有益な情報をもたらすことができる。予防接種で防ぐことのできる疾患が含まれており、今後の予防接種政策に役立つ情報となつた。

(2) 保育所における感染症対策で困っていること

保育所の感染症対策で困っていることは、保護者の理解と協力の求め方が最も多かつた。サーベイランスはシステムへの入力や行政への報告が目的ではなく、「対策をとる人々」のためにある。つまり、保護者への情報提供のために活用するためにあり、保護者は重要な対策をとる人々に位置づけられているかどうか解決する方法だと思われる。

そのためにも、現在導入していない自治体、保育所においては、まずは保育所において感染症対策で困っていることの問いを投げかける必要があると思われる。

保育園内における感染症対策をする人々は、第一には保育所の先生、職員であり、園医、保育課、保健所、関係機関（国立感染症研究所、地方衛生研究所等）があるが、園児と最も接する時間が長いのは保護者である。園

内では、感染症の流行に応じた対策が行われるが、家庭内でも同じことを行うことができないと、対策としては継続されない。また園児の体調の変化は園内で起こるだけではなく、家庭にいる時、たとえば夜中や朝方に急に嘔吐があったり、発熱がみられたりすることがある。そうしたときに、サーベイランスで得られた情報を伝えていると家庭内でも迅速に対応することができ、対応の仕方を伝えておくことで家庭内感染の拡大を防ぐことができる。家庭内には弟、妹に新生児、乳児がいることもあり、祖父、祖母と同居していることもある。そうしたリスクの高い人々を守ることができる。

保育所の保護者は就労しているため、子どもの症状が急に発現すると、心構えができていないために対応に苦慮する。あらかじめ発症するかもしれないことが分かっている場合は、仕事を調整し、看病することができるが、突然の仕事の調整は難しく、保育所から連絡を受けても即時に職場を離れることは非常に困難で、既に計画された仕事の段取りを変更することができず、仕事を休んで看病をすることができないことが多い。

保育園サーベイランスでは周辺保育所の状況、あるいは学校の状況を地図で中学校区単位で表記するので、自施設内での発生がない段階で、これから発症者が出ることを予見して対策の準備をすることができる。この状況を、正確に保護者に伝えることで、保護者自身も心構えができる。

(3) 保育所内でのサーベイランスの活用事例調査

活用事例調査によって、サーベイランスがシステムへの入力のみならず、「情報」として活用していることが明らかになった。サーベイランスを導入後には正確にリアルタイムに地域流行と園内の状況の情報を保護者に伝えることができるので、園内の感染症まん延防止対策に協力しやすい体制となっていることや、また感染症対策委員会を設置して、入力に関しては園全体でのバックアップ体制があることはサーベイランスが習慣化しやすい環境になっていることが明らかになった。

保育所内の感染症罹患状況の年報作成は、感染症対策計画を作成することができ、職員の意識が高まるだけでなく、翌年の新しい園児の保護者を迎えるときに情報を提供することができ、保護者の入園時の心構えがしやすいことが明らかになった。サーベイランスを導入後に保護者の感染症に対する理解が高まったことも明らかになった。

サーベイランスが導入されてから、子供の観察がしやすくなり、園内での早期探知、対応ができるようになっていくことが明らかになった。また感染症の知識を底上げする役割があることが明らかになった。

こうした活用の事例は、自治体内で情報共有されることが望ましく、活用まで至っていない施設に使い方を共有できる機会が必要であると思われた。今後は、フォロ

ーアップ研修後に、自治体内での自発的な発表会が企画されることを提案したい。また、今回の活用事例調査の結果は、詳細を広く多くの他の保育所に参考になるように知らせる必要があると考えられた。

(4) 保育園サーベイランスの研修の体系化

保育園サーベイランスの研修について整理した。フォローアップ研修までを終えると、ほとんどの保育所における感染症に対する基礎的な知識も対応策の技量のレベルが上がる。その後は、自治体内での独自の研修が行われることが望ましい。そのことにより、安定的に運営ができるのみならず、感染症を予防する体制が常時整備された状態となり、感染の拡大防止のための迅速で適切な対応がとりやすい体制になる。

東京都中野区での討議による研修は、当初の目的であった保育園サーベイランスについて認識を深め、保育園全体でのバックアップ体制を進めるために足並みをそろえることができたと思われる。

まとめ

保育園サーベイランスは、一義的には、短期的な視点での、異常を早期に探知し（アラートの自動判定）、早期に対応し集団発生を防ぐためのものである。日頃から保健所、園医から予防指導が受けやすい体制になっており、見守られている環境になる。施設内のみならず地域全体でサーベイランスをすることで、行政と常に状況が共有できていることは、隠ぺい体質を改善するのみならず、流行の際には連携、協力のしやすい体制になる。

そして二義的には、長期的な視点で、本研究で明らかにしたように、罹患状況を明らかにすることができ、感染症対策計画、政策に有益な情報をもたらすことができる。これまでの感染症対策計画で必要であった患者数の算定において、現行の法律で行っている調査では明らかにできない部分を補完する役割がある。罹患患者数の多い疾患の中には予防接種で防ぐことのできる疾患が含まれており、今後の予防接種政策に役立つ情報として情報発信すべきと考えている。

導入を検討している自治体、導入の検討に至っていない自治体においては、現在保育所が感染症対策で困っていることの問題を投げかけることで、サーベイランスの必要性が明らかになるとと思われる。

感染症対策をする人々に保護者を位置づけることで、現在の保育所内の状況及び周辺保育所の状況を正確に保護者に伝えることができ、保護者が感染症まん延防止対策に協力し、心構えができる体制を作ることができる。このことは、今後の子育て支援になると思われる。

導入をしている自治体において活用事例調査によって、導入後の保育所内での感染症対策の質が向上したことが明らかになった。こうした取り組みは今後より広く

多くの他の保育所に参考になるように啓蒙活動をしていく必要があると思われた。

保育園サーベイランスの2013年12月現在の導入状況は約6,000保育所であり、現在導入していない地域から、自治体内での研修を行う段階にまで達している地域があ

り、レベルの差が明らかになりつつある。今後安定的に継続してサーベイランスが行われるためにも、サーベイランスの必要性を理解し、得られる情報を理解し、活用するところまで研修が必要である。この研修を体系化し、計画的に行われるような軌道に乗せたいと考えている。

子どもの視座に立った保育 —安全・安心・望ましい保育施設—

元国立保健医療科学院生涯保健部長 田中 哲郎

キーワード：安全な保育園、保育施設の死亡事例、幼児教育、保育の質

はじめに

保育に関する話題は、大都市周辺での待機児対策が主で子どもの視座に立ち子どもが安全で健全な発育・発達を促し、保護者が安心できる保育制度及び施設について正面から向かい合う議論は少ない。

平成25年4月現在の保育園（所）の施設数は、全国に24,038か所、園児数は2,219,581人、この内訳は3歳児未満827,773人、3歳児以上1,391,808人、子ども全体に占める保育園利用率は35.0%、3歳児未満は26.2%で利用率は年々増加している¹⁾。保育園は就学前人口の3分の1～4分の1の子どもが通園しており、この時期は発育・発達が著しく、社会性や生活習慣の醸成など生涯の生活の基を築き、幼児教育にとって極めて重要であり、過ごし方の良否は国の将来を左右するといっても過言でない。今後も更に共働き家族が増加し、子どもの家庭における生活時間が減少すると考えられ、保育園の役割は益々重要になる。一方、大都市以外では少子化により子どもの人数は減少し、幼稚園を含め定員割れが進むと思われる。

現在の保育政策の中心は就労支援の立場から大都市部での量的拡大が必要とされ、保育園の急激な増園が行われ、これに伴って保育士不足が深刻になっている。同時に待機児対策を急ぐ余地小規模保育などの新しい保育システムが園児の安全などについて十分な議論がされないまま制度化されることに不安を感じる。保育の質の向上が言われているが、これに対して具体的な対応は殆ど行われていない。今後、幼児の義務教育の低年齢への移行が議論されると思われるが、望ましい保育施設の在り方、小学校低学年の授業後、共働き家庭において保護者が帰宅までの時間帯の子どもの居場所をどのように確保するのが望ましいかを含めて総合的に議論すべきである。

保護者の保育園に対する要望についての調査²⁾では、①安全な保育 ②楽しい園生活 ③友達を作ることなどであった。また、保護者の保育園利用面での関心は、①保育士の質 ②バランスの良い給食 ③いつでも入園できる保育制度であった。これらの調査からも分かるように保護者は子どもの安全な保育とそれを担当する保育士の質について関心が高いことがみてとれる。今後、この

ことを知り、安全・安心で望ましい保育施設の構築が益々重要になり、子どもの視座に立って十分な議論が必要である。

I. 安全

1. 安全な保育園

保育園は保護者との間で子どもを安全に保育する契約の上に業務が行われており、保育士は専門家として家庭での育児以上に安全な業務遂行が必要とされる。近年、社会や保護者の子どもの安全への意識は高まり、同時に入園する子どもが多様化しており、安全な保育園が強く求められている。

その主な理由としては次の点が挙げられる。

- ① 保育園は0歳から就学前までの幅広い年齢の子どもが同時に利用し、年齢により保育方法が異なる。
- ② 子ども自身が年少のため安全・危険を判断し危険回避できない。
- ③ アレルギーを持つ子ども、多動の子どもなど様々な子どもが入園しており、その子に合った対応が求められる。
- ④ 長時間保育が行われ、クラス担任は他の保育士に勤務の引き継ぎが必要である。
- ⑤ 保護者は勤務が多忙なため、子どもの病気の際に休園しにくい状況がみられる。
- ⑥ 一部の保護者は異常ともいえる権利意識の増大がみられ、クレームが多い（モンスターペアレント）。
- ⑦ 保護者の中に4年制大学や大学院卒業者などの高学歴者が多くなり、一部の保護者は保育士を軽くみる傾向がある。
- ⑧ 世の中がゆとりのない生活などにより常にイライラしており、ストレスを他人にぶつける保護者がみられる。

などにより、保育園においても軽微なケガや少しの不満に対して以前には問題にならなかったことでトラブルになることがある。このことより子どもを安全に保育することが以前にも増して求められる。事故は保育園の対応により大部分は防止することが可能であるが、事故防止に全力を挙げても100%防止することができないことも

事実であり、この点を保護者、社会に伝え理解してもらうことが必要である。

2. 事故と事故防止

1) 保育園における事故の現状

(1) 年齢、クラス別の発生件数

我々が実施した東京都区内の53保育園での事故調査³⁾によると、医療機関を受診した事故件数は781件、年齢別の発生件数の内訳は0歳5件(0.6%)、1歳80件(10.2%)、2歳120件(15.4%)、3歳152件(19.5%)、4歳163件(20.9%)、5歳188件(24.1%)、6歳69件(8.8%)などである。男女別の割合は男が439件(56.2%)、女が239件(30.6%)、男が不明を除く全体の64.7%、女が35.3%で男は女の1.8倍多く発生している。

利用園児数から計算したクラス別の年間医療機関受診事故発生頻度(100人当たり)は、0歳児クラス3.5人、1歳児クラス4.8人、2歳児クラス7.3人、3歳児クラス7.7人、4歳児クラス7.8人、5歳児クラス8.0人であり、年長クラスほど発生頻度が高くなっている。

九州のB市での同様の調査でも、年間100人当たり0歳児クラス4.8人、1歳児クラス5.8人、2歳児クラス6.7人、3歳児クラス7.6人、4歳児クラス7.9人、5歳児クラス8.6人である(表1)。

表1 保育園での病院受診事故発生頻度
(件/100人/年)

	東京A区	九州B市
0歳児クラス	3.5	4.8
1歳児クラス	4.8	5.8
2歳児クラス	7.3	6.7
3歳児クラス	7.7	7.6
4歳児クラス	7.8	7.9
5歳児クラス	8.0	8.6

東京都区内と徳島県で行った調査⁴⁾でも保育園で発生した医療機関受診事故は0.075件/年(100人当たり7.5件/年)で上記調査の発生率と一致している。

(2) 事故発生場所

事故発生場所は781件中、園内670件(85.8%)、その内訳は園舎内413件(52.9%)、園舎外257件(32.9%)である。

園舎内では保育室224件(28.7%)、ベランダ・テラス89件(11.4%)、ホール73件(9.3%)、トイレ10件(1.3%)、廊下9件(1.2%)、玄関・受託室5件(0.6%)、階段3件(0.4%)、沐浴室はこの調査ではみられていない。

園舎外では園庭243件(31.1%)、プール14件(1.8%)、手洗い場と排水溝はみられていない。

園外での事故は公園など72件(9.2%)、道路32件(4.1%)、他施設2件(0.3%)である。

(3) クラス別にみた事故

クラス別にみると、保育室での事故は0歳児クラス16件(61.5%)、1歳児クラス65件(59.1%)と多く、4歳児クラス30件(18.2%)、5歳児クラス34件(19.0%)で割合はやや低い。また、園庭での事故は0歳児クラス2件(7.7%)、1歳児クラス7件(6.4%)と低いが、2歳児クラス30件(23.3%)、3歳児クラス52件(31.3%)、4歳児クラス68件(41.2%)、5歳児クラス84件(46.9%)で、年長クラスに多い。

公園での事故は3歳児クラス18件(10.8%)、4歳児クラス22件(13.3%)で、これらのクラスで多い。

保育園の事故は同一でなく、年齢や園での生活と密接な関係がある。

(4) 傷害の程度

傷害の程度は、治療不要33件(4.2%)、即日治療完了221件(28.3%)、要通院483件(61.8%)、要入院6件(0.8%)でこの調査では死亡事故はみられていない。通院期間は1日370件(79.6%)、2~7日57件(12.3%)、8~14日8件(1.7%)、15~21日1件(0.2%)、22日以上29件(6.2%)である。

保育園での事故は軽く、念のための受診が多いとの考えもあるが、事故により多くの子どもが医療機関を通院しており、保護者の負担は少なくない。

(5) 事故の最初の発見者、通報者

事故の最初の発見者、または通報者は、クラス担任の保育士542件(69.4%)、クラス担任以外の保育園職員154件(19.7%)、被災児本人43件(5.5%)、保護者16件(2.0%)、他の園児15件(1.9%)、その他13件(1.7%)などである。最初の発見者が保育園の職員以外の場合は、保護者からけがを見落とした、子どもをよく見ていないなど保育園に対する不信感が芽生え易い。

(6) 防止の可能性

発生した事故に対し、園や保育士が何らかの気配りや対応により防止が可能であったと保育士が思うもの480件(61.5%)、防止することは難しいと思われるもの137件(17.5%)、わからない112件(14.3%)などである。

事故防止可能と思われる事故はクラス別に差がみられ、0歳児クラス91.3%、1歳児クラス71.6%、2歳児クラス75.0%、3歳児クラス61.1%、4歳児クラス56.5%、5歳児クラス64.0%で、0歳、1歳、2歳クラスは防止可能と思われる事故の割合が高いため、職員は子どもに対して積極的な対応が必要である。3歳児クラス以上では事故全体の20%程度が防止することは難しいとされることより、これらの園児に対しては職員の対応以外

に子どもに安全・危険を教える安全指導、教育が必要である。

(7) 事故によるトラブルとその内容

我々の調査⁵⁾では事故発生により何らかのトラブルの発生率は4.0%でクラス別には差がない。

事故によるトラブルの内容は、園の対応上の問題9件、事故による症状の見落としや判断ミス4件、職員間の連絡不足1件、説明不足や説明態度への不信2件、園での手当内容が不十分1件、施設管理上の不備が1件である。受診病院の対応の問題と考えられるもの4件、処置内容への不満3件、病院選定上の問題1件である。また、保護者の園に対する過剰反応と思われるもの10件で、その内容は、軽微なことに対する過剰反応3件、うちの子どもを特別に注意してみるべきだとの要求3件、事故状況の対応について詳細な説明の要求4件である。その他としては、犬の管理を十分にすべき1件、加害者を知らせないことによるトラブル2件などである。

他の調査⁵⁾での主なトラブルの内容は、加害児の保護者の謝罪要求8件、病院選定への不満4件、安全な保育をしていないことへのクレーム3件、ケガの見落とし2件、体の異常をケガによるものとの誤認1件、事故を保護者に報告しなかったもの1件、事故の状況説明不足1件、顔の傷の後遺症の心配1件である。

これらの結果をみると、トラブルは事故の発生自体によるものは少なく、事後の対応のまずさにより多く発生しているので、平素より事故発生時の対応を職員間で話し合い、十分に打ち合わせを行い、そのことを全職員に徹底しておくことによりトラブルの半数は防止可能である。トラブル防止の注意点が明らかになっているのでこれらの点に特に留意する(表2)。

2) 保育施設での死亡事例

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課より死亡事例について発表された資料を用いて検討が行われている⁶⁾。この結果、認可外保育園は認可保育園に比べ死亡事例が0歳では27倍高いとされ、対応が求められた。その後、平成25年12月11日に厚生労働省保育課は保育施設での死

亡事例について報告すべき範囲を明確にして再度調査を行い、平成16年4月から24年12月末の108か月間に発生した31事例を追加、さらに25年の事例について公表した。これらの数値をもとに保育施設で発生した死亡事例について年齢別の発生数及び園児10万人当たりの年間発生率を求めた。

(1) 保育施設における死亡事例数及び発生率

平成16年4月から25年12月までの117か月間に発生した保育施設における死亡事例数(不慮の事故と原因不明・病死の合計)と園児10万当たりの発生率は次の通りであった。

0歳の117か月間の死亡事例75名、利用園児10万当たりの年間発生率6.32、1～2歳の死亡事例56名、発生率0.78、3歳以上就学前までの保育園児の死亡事例15名、発生率0.11であった(表3—a)。

死亡事例は世界保健機関(WHO)の第10回修正国際疾病障害死因分類(ICD-10)で不慮の事故と分類されるものと病死・原因不明に分けられる。年齢別の詳細なデータが不明の期間がみられることより、平成16年4月～21年11月までと23年1月～12月までの80か月についてみることにする。この間に31例死亡事例の追加が発表されているが、今回の検討には含まれていない。これらの多くは0歳の病死・原因不明であることを勘案しデータをみる必要がある。

0歳では不慮の事故1名(利用園児10万当たりの年間発生率:0.12)、同年齢の全ての死亡事例に対する割合3.3%、病死・原因不明29名(3.58)、割合は96.7%であった。

1～2歳では不慮の事故6名(0.12)、同年齢の全ての死亡事例に対する割合は24.0%、病死・原因不明19名(0.39)、割合76.0%であった。

3歳以上は不慮の事故11名(0.12)、病死・原因不明はみられていない(表3—b)。

(2) 認可保育所、認可外保育所別の死亡事例

平成16年4月から25年12月までの117か月間に発生した死亡事例について認可保育所と認可外保育所別にみ

表2 トラブル防止のための留意点

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) けがを確実に発見する。 2) 応急手当を的確に行う。 3) 直ちに家族に連絡する。 4) 保育日誌に詳細な状況を記録する。 5) 複数の職員で状況を詳しく説明し、記録を残す。
(日常的に園で行っている事故対策も説明する) 6) 事故内容を詳細に分析する。重大な事故の場合は第3者も加える。 7) 再発防止策を立て、実施したことを保護者に説明する。 |
|--|

表3— a、死亡事例の年齢階級別発生率率（117か月）

		0歳	1～2歳	3歳以上
死亡事例（117か月）	死亡数	75	56	15
	園児10万対	6.32	0.78	0.11
	3歳以上を1としての倍数	58.0	7.1	1.0
	園児数	121,673	737,552	1,412,170

（平成16年4月～25年12月までの117か月）

表3— b、死亡事例、不慮の事故、原因不明・病死の発生率（80か月）

		0歳	1～2歳	3歳以上
死亡事例（80か月）	死亡数	30	25	11
	園児10万対	3.70	0.51	0.12
不慮の事故	死亡数	1	6	11
	園児10万対	0.12	0.12	0.12
	割合（％）	3.3	24.0	100
原因不明・病死	死亡数	29	19	0
	園児10万対	3.58	0.39	-
	割合（％）	96.7	76.0	0

（平成16年4月～21年11月）（23年1月～23年12月）の80か月

ると、0歳では認可保育所の死亡事例7名（利用園児10万当たりの年間発生率：0.69）、認可外保育所68名（38.59）、認可外保育所の死亡事例の発生率は認可保育所に比べ55.7倍高かった。

1～2歳では認可保育所の死亡事例28名（発生率0.44）、認可外保育所28名（3.60）で認可外保育所の発生率は認可保育所に比べ8.2倍高かった。

3歳以上就学前までの死亡事例は認可保育所10名（発

生率0.08）、認可外保育所5名（0.65）、認可外保育所の発生率は認可保育所に比べ8.4倍高かった（表4、図1）。

今回の分析により保育所での死亡事例が年間園児10万人当たり0歳6.32、1～2歳0.78、3歳以上0.11みられ、0歳の発生率は3歳以上就学前に比べ58倍高い（表3— a）。平成24年の全死因の死亡率は、出生の影響の強い新生児期を除いた生後4週以降1歳未満119.6、1～2歳29.2、3～4歳15.6で、これは1～2歳の死亡率の5

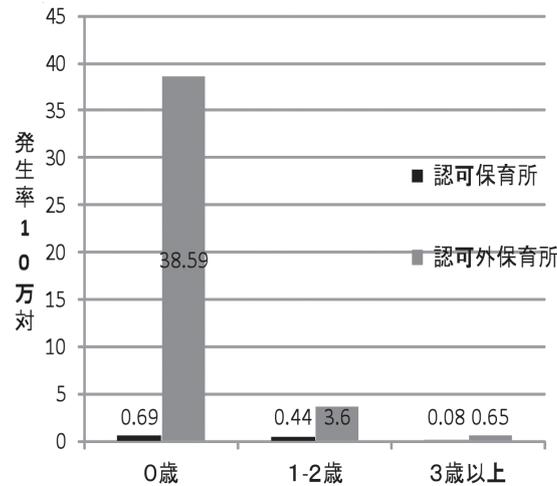
表4 死亡事例の認可、認可外保育所別の年間発生率（117か月）

		0歳	1～2歳	3歳以上	総数
総数	死亡数	75	56	15	146
	園児10万対	6.32	0.78	0.11	0.66
認可保育所	死亡数	7	28	10	45
	園児10万対	0.69	0.44	0.08	0.22
認可外保育所	死亡数	68	28	5	101
	園児10万対	38.59	3.6	0.65	5.86
認可外/認可保育所（発生倍率）		55.7	8.2	8.4	26.6
園児数	合計	121,673	737,552	1,412,170	2,271,395
	認可保育所*	103,599	657,739	1,333,214	2,094,552
	認可外保育所**	18,074	79,813	78,956	176,843

（平成16年4月～25年12月までの117か月）

*23年度認可保育所、**23年度認可外保育所

図1 認可保育所、認可外保育所の死亡事例発生率



倍、3～4歳の8倍になり、0歳の乳児の死亡率は元々高く、保育園での育児には細心の注意が必要である。

死亡事例を防ぐためには入園時の周産期異常や基礎疾患などの情報収集評価、来園児の健康状態の確認、園児の十分な監視、子どもの顔色などの観察が重要である。年齢が大きくなると不慮の事故による死亡が増えているので施設、設備の安全点検、保育士が子どもの動きに対して危険予知のための的確な対応と保護者への登園、降園時の交通事故への注意喚起が求められる。

保育施設の重大な事故を防ぐために管理者は施設内に安全委員会の設置、国は死亡事例を検討するために常設の専門委員会を設置し、詳細に状況等を検討して安全な保育施設の在り方、施設基準を検討すべきである。

0歳、1～2歳などの乳幼児の保育には、職員の子どもの疾患についての知識、乳幼児の観察方法、異常発見時の応急手当など高い専門性が必要であり、同時に監視のために十分な職員配置が求められ、子育て経験者ならば誰でも業としての保育ができるというものではない。

2) 事故防止

(1) 事故防止のための環境整備

事故防止において「事故に注意しています」だけでは事故防止の効果は十分でない。我々の「母親の事故に対する考え、性格と事故の関連」についての研究⁷⁾によると「事故に注意」だけでは事故は減らず「几帳面で周辺を整理する」ことにより事故は減少する。事故に注意するだけでなく事故に心配りした上で積極的に子どもの周辺の環境整備をすることが事故防止に必要である。このことは保育園においても同じことがいえるので事故に注意しているだけでなく、事故について正しい知識を持ち、危険と思われる環境、子どもの行動に対してすぐに対応し改善しなければ事故防止につながらない。こ

のためには保育士自身の業務の点検、事故発生時の要因分析と対策の検討、危険が潜んでいる場所に気づく学習が大切である。

(2) 日常業務の点検

事故防止の重要性について理解していても、業務が多忙なことや慣れなどにより、事故防止のための留意点を省いたり、事故が今までなかったことからこれでよいのだなど独りよがりになりがちである。これらの落とし穴に陥らないためには定期的に日常業務について、クラス担任は園長、主任などと話し合い、安全な業務遂行上のピットホールがないかを点検することが必要である。このための標準的な点検リストが作成⁸⁾されており、これらを用いて確認するとよい。このリストの点検内容に不足がある場合は項目を追加するとより効果的に業務の点検が可能である。

(3) 危険予知トレーニング

業務に慣れると子どもの危険に対して鈍感になりがちである。危険に関する感性を磨くため危険箇所が書かれた絵を見ながら、どこに危険がみられ、それらを回避するためにどうすべきかについてトレーニングすることが望ましい。この方法は労働作業現場の事故防止の方法として開発され、医療現場の事故防止にもこの手法が使われている。保育園での事故防止のための教材も開発され出版⁹⁾されており、新人や養成校の学生に実習前に行うとよい。

(4) 子どもへの安全指導、教育

保育園での事故は年齢が少し大きくなると、周囲にいる保育士の努力や環境整備だけでは防止は難しいことは既に述べた。このため子ども自身が安全・危険を理解し

危険を回避することが必要である。我々の研究¹⁰⁻¹¹⁾では3歳児クラス以上であれば十分理解でき効果があることが明らかにされている。具体的な方法は正しい絵と正しくない絵を見て「どっちのこがいい子かな」と尋ね、さらにどうしてと理由を聞き、間違っているときは説明するもので安全指導の効果が上がることが確認されている。保育士の事故防止への気配り、環境整備と共に子どもへの安全指導、教育を組み合わせることにより事故の減少につながる。これについても教材が開発¹²⁾され購入することができる。

(5) 応急手当

事故防止の項に応急手当を入れることに違和感を感じるかもしれないが、事故の大部分は防止可能とされるが、完全に防ぐことはできない。事故発生時の応急手当により、子どもの命を守り、被害を少なくし、医療機関での治療を容易にすることができるので応急手当は事故防止活動と同一線上にある。保育士は子どもの保育の専門家として応急手当（心肺蘇生法を含む）に関する知識と技術を持つことが求められる。

3) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

SIDSは「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群」とされ、事故ではなく病気と考えられている。

(1) 疫学的特徴と育児環境リスク

SIDSは乳児（1歳未満）の死因順位では第3位であるが、新生児期（生後4週）以降1歳未満では死因順位の第2位で、この時期の重要な疾患である。

SIDSの疫学的特徴は生後5か月まで、死亡月は12月から4月の寒い期間、出生時体重は2.5kg未満、在胎週数は37週未満、母親の年齢は25歳未満に多い¹³⁾。これらのSIDSの疫学的特徴は、SIDSが減少した現在も続いている¹⁴⁾。病気の根本原因は未だに明らかにされていないので完全な予防法は確立されていない。しかし、SIDSの発生と育児環境との関連が明らかにされている¹⁵⁻¹⁷⁾ので次にあげる育児方法は避けるべきである。

SIDSの発生率が高くなる育児環境因子は①寝かせ方についてはうつぶせ寝があおむけ寝に比べ高い（オッズ比3.0）、②栄養方法については人工栄養児が母乳栄養児に比べて高い（オッズ比4.8）、③喫煙については両親が喫煙していると高い（オッズ比4.7）ことである。

(2) うつぶせ寝でもSIDSは発生

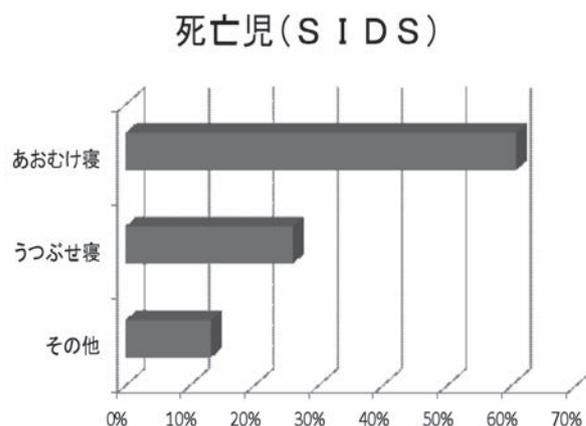
うつぶせ寝がSIDSの発生の危険因子であることは、既に述べたように厚生省の研究班（主任研究者、田中哲郎）により明らかにされているが、その際の調査結果に

ついて詳しくみるとSIDSで亡くなった子どもの寝かせ方は、うつぶせ寝が377名中98名（26.0%）、あおむけ寝が229名（60.7%）、その他が50名（13.3%）である。同じ地域で生まれ月が1か月以内の対象児は、うつぶせ寝が調査対象377名中58名（15.4%）、あおむけ寝が286名（75.9%）、その他が33名（8.8%）である。この結果SIDSはあおむけ寝でリスクが3.0倍高くなることが明らかにされたが、あおむけ寝で377名中229名がSIDSで亡くなっており、うつぶせ寝は対象児に比べてSIDSの発生リスクが高まるが、あおむけ寝でもうつぶせ寝の2倍以上のSIDSが発生しており決して安全ではないことを理解し、子どもの睡眠時には十分監視する（表5、図2）。

表5 SIDS発生時の寝せ方

	死亡児 (SIDS)		対象児	
	実数	構成割合	実数	構成割合
うつぶせ寝	98	26.0%	58	15.4%
あおむけ寝	229	60.7%	286	75.9%
横向き	7	1.9%	6	1.6%
一定せず	37	9.8%	24	6.4%
その他	4	1.1%	2	0.5%
無回答	2	0.5%	1	0.3%
合計	377	100.0%	377	100.0%

図2 SIDS死亡時の寝かせ方



(3) 保育園での具体的な対応

SIDSの病態の解明がなされなければ、根本的な対応は難しいが、育児環境によりSIDS発生リスクが高まることが明らかになっているので、保育園では以下の対応を行うことが望ましい。

- ① 医学的な理由で医師よりの指示がなければ原則として全てあおむけ寝とする。
- ② 子どもを観察できる室内の明るさと体制の確保

子ども達の顔色と呼吸状態の観察ができる室内の明るさの確保と人員の配置の上で子どもの状態を十分監視することと同時に管理内容と子どもの状態についての記録を残す。

③ 異常を発見した場合は直ちに心肺蘇生法を実施

SIDSの発生時に問題となることは、SIDSが突然に発生する病気なので、SIDSに対してどのような体制で子ども達を保育していたかが重要である。このため、保育園のSIDSに対する体制を明らかにし、それを確実に実施していたことが記録により確認できることが大切である。また、発生時に心肺蘇生法などの応急手当を確実に実施する。

(4) 今後更にSIDSを減らす方策

平成24年にみられた1歳未満のSIDSは144名で平成9年の496名に比べ3割以下に減少している。この理由はうつぶせ寝をやめるなどの啓発効果だけでは説明がつかない。SIDSの疫学的特徴はSIDSが減少した現在も続いており、これらの特徴の多くは児の未熟性と関連することが考えられることより、今後SIDSを防ぐためには妊娠中の管理が益々重要になると思われる¹⁴⁾。

5) アレルギー疾患

安全な保育においてアレルギー疾患に対する対応の重要性が増している。アレルギー疾患には、気管支喘息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎などがあるが、保育園において特に注意が必要なのは食物アレルギーである。

食物アレルギーの頻度は、それほど高くないが、時に重篤な症状を呈することがあり、死に至るケースも稀に見られ裁判へと発展することもある。

アレルギー疾患に対しては平成23年に厚生労働省より「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が作成されておりこれを参考に対応する。

重症の食物アレルギーの園児に対しては生活管理表を活用して管理する。

生活管理表を使つての対応方法の活用の流れは

- ① アレルギーを持つ子どもの把握
- ② 保護者への生活管理表の配布
- ③ 医師による生活管理表の記入
- ④ 保護者との面談、管理表の内容確認
- ⑤ 保育園職員間の共通認識
- ⑥ 1年（6か月）後に生活管理表の見直し

これらの流れに沿ってクラス担任だけでなく、園長、栄養士、調理員、非常勤職員を含め全職員が理解する。保育園での対応について不明な点は保護者、主治医と十分に話し合い、全職員が理解しておく。

食物アレルギーの園児に対しては除去食の確実な提供、誤食の際の対応、緊急時のアドレナリン自己注射（エピペン[®]）の使用について職員間の共通認識が重要であ

る。

6) 熱中症

地球温暖化の影響が明らかでないが夏場に気温が高く蒸し暑い日が全国的に多くみられるようになっている。乳幼児は温度調節機能が未熟のため熱中症になりやすい。

予防としては長時間炎天下で遊ばせない、園庭にはテントやパラソルを置き日陰を作る、帽子をかぶらせ、適宜涼しい所で休息させる、こまめに水分を与える。午睡に際しても直射日光の入らない、風通しのよい場所とする。

園児がぐったりして熱中症が疑われた場合は運動や活動を中止し、風通しのよい日陰、クーラーのある涼しい部屋に移し、服を緩めるか脱がせ、冷水に浸したタオルや扇風機で全身を冷やす。同時にスポーツドリンクか薄めの食塩水を与える。水分を受け付けけない、症状が続く場合は至急救急車で医療機関を受診する。

7) 不審者の園内への侵入

不審者が保育園や小学校に侵入して、子どもに被害を与えることがごく稀に見られる。これらを防ぐために警備機器を設置することは経済的に無駄が多く現実的でない。

対策としては、不審者が園内に容易に無断で侵入させないためにできるだけ出入りを1か所として人の園内への出入りを監視する。また、所管の保育課や警察と連絡を密にして近隣の不審者の情報を共有する。万が一不審者が園内に侵入した場合は不審者と園児を隔離し、事前に決めた役割に従って子どもを避難させることを職員に周知しておく。

8) 誘拐

米国では多くの子どもが行方不明になっている。この大部分は離婚により親が連れ去るものものとされる。

営利誘拐の頻度は低いが対策を検討しておくべきで、知らない人が園内には入れないように不審者の侵入と同様の対策が必要である。今後、わが国でも別居や離婚による連れ去りが多くなることも考えられる。これを防ぐためには常に子どもの人数確認と子どものお迎えの際のルールを作り、これを確実に実施することにより防ぐことができる。子どもを保育園に送ってきた際に、別の家人がお迎えする際には伝えてもらう、また仕事の都合で急にお迎え者が変わる時は、事前の登録者か、保護者から直接連絡してもらうことで防げる。

9) 地震

地震については東日本大震災の記憶があるうちに対策を立てることが望ましい。今後、南海トラフ地震が想定されており事前に十分な対策を立てておくことにより被

害を最低限にすることが可能である。

地震対策は次の4つに分けておく。

(1) 園舎の被害

1982年（昭和57年）以降の新しい建物基準による園舎は崩壊の危険が少ないのですぐに屋外に出ないで室内の落下物による傷害防止のためテーブルや机の下にもぐり頭を守る。揺れが収まり外に避難する際には、割れたガラスにより足を切ることがあるのでスリッパ、靴を履いて保護する。昭和57年以前に建築された園舎は耐震診断を行うことが望ましい。

(2) 津波対策

地震の際には津波の有無を携帯ラジオなどで確認し、津波が予想される場合は、事前に決められた手順に沿ってどこに非難するかとその際の職員をどう確保するかを決め、全職員に周知しておく。

(3) 大都市での保護者の帰宅困難者対策

大都市圏での大地震に際しては多くの帰宅困難者が予想されている。国は2次災害の危険があるので無理に帰宅せずに留まることが望ましいとしている。帰宅困難が想定される保護者は事前に保育園との話し合い、親戚の援助が得られる場合は誰が子どもをお迎えするかをあらかじめ決めておく。

保育園はお迎えが難しく子どもを園で預からざるを得ないことも考え、ライフラインがダウンした際の飲料水、ミルク、離乳食、非常食、着替え、暖房、トイレなどを準備する。

(4) 保護者との連絡

災害時には電話、携帯電話による連絡が困難になるので災害用伝言ダイヤルサービスなどの利用を事前に保護者と話し合い決めておく。

10) 食中毒

保育園の給食による食中毒の発生の可能性は低いが、万が一発生した際の対応について事前に話し合っておく。園児の中に腹痛、下痢、嘔吐を訴える子どもが多く発生した場合、普段に比べ欠席児が多いときには、食中毒の可能性についても考慮する。

症状の見られる園児については、早急に医師の診断を受けるように勧める。もし食中毒の疑いがある場合は嘱託医と相談し、同時に欠席園児を含めて健康状況の確認を行う。下痢の有無、回数、便の性状、血便、嘔吐、腹痛、発熱、発疹、咳などの有無やその他の症状、兄弟や家族の同じ様な症状の有無について調査を行う。

これらの結果、食中毒が疑われる場合は、保健所および保育園を所管する保育課に状況を説明し、今後の対応について相談、指示に従う。同時にマスコミ取材に対す

る対応について保育課などと打ち合わせる。

食中毒が疑わしい場合は、保健所による立ち入り調査を受ける。調査に際しては最近の2週間の献立表および検査の保存したものを提出し、細菌などの検査が行われる。

また、給食の中止等の指導が出ればそれに従い、園児の家族に対して状況の説明を行い、今後の対応について園だより、お手紙などにて報告を行う。以後の対応は関係機関の指導に従う。園においては保健所の結果などにより再発防止策について園長、嘱託医、栄養士、看護師、調理員など関係者で話し合い、これらの結果を保護者に説明し、理解を得た上で給食の再開を行う。給食以外にも井戸水を使用している場合は、定期的な点検を実施する。小さな子どもの給食や飲料水であり、衛生状態について細心の注意が必要である。

II. 安心

安心は安全と異なり、人の感じ方、受け取り方の問題である。安心は事象に対し不安や気がかりがなく、不安が払拭され、心や精神が落ち着き安定している状態である。不安になるのは、ある事象に対して十分な対応がなされていないと感じたり、見聞きするとき、説明不足、コミュニケーション不足や正しい情報の不足により生じる。保育園に子どもを通園させている保護者はどのような不安や気がかりを持ち、どの事象に対して満足していないかについて常に考えておく。

安心・不安に関する内容については、現在でも十分検討されていないものが多く、今後研究、検討すべき課題である。

1. 保育園での事故

保育園での事故については既に述べた。保育園で実施している安全対策を入園説明会、園便り等により繰り返し知らせる。同時に保育園と家庭が一緒になって子どもの事故対策に取り組むことが不安の解消につながると思われる。また、保育園は事故防止活動を十分に行っているが、事故は理論的に100%防げず、不可抗力的なものがあることを説明し、子どもの活動、特性について理解を得る努力をする。事故の際の被害を少なくするための応急手当について全ての保育士が対応できること、子どもへの安全指導などを積極的に行っていることについても伝えることにより不安の解消につながる。

2. 発育、発達が順調か

健診での計測結果、子どもの発育・発達について保護者に定期的に連絡し、成長が順調であることを伝える。不安がある場合にはいつでも相談に応じることを伝えておくことにより大部分の不安は払拭できる。専門的な対応が必要な場合は医療機関を紹介する。

3. 三歳児神話

3歳までは母親が育てるべきだとの考えがあり、保育園に子どもを通園させている保護者はこのことを心配をする人がある。小児科医の中にもこのことについて現在でもいろいろな考えがみられる。これについては米国での研究¹⁸⁾が行われており、保育園を利用することに問題がないとの結論が得られている。日本でも同じ結果と思われるが保育制度は若干異なっており、わが国でも同様の調査をすることが不安の解消のために望ましい。

4. 保育園は教育が十分でない

幼稚園では教育が行われているが、保育園では教育は行われていないのではとの不安があることより次のような研究¹⁹⁾が行われている。

調査対象は幼稚園117園、保育園686施設の職員で平成25年1月～2月に実施されている。

調査方法は幼稚園については関東甲信越にある某県内の117施設に調査を依頼し46施設（回収率39.3%）より

回答（回答総数105件）を得て分析が行われている。保育園は全国686施設に調査を依頼し211施設（回収率30.8%）より回答（回答総数587件）を得て分析されている。記入者は5歳児クラス担任198名、4歳児クラス担任195名、3歳児クラス担任198名、主任91名、副園長25名、園長50名などである。

1) 教育、指導の現状

園児への教育、指導についての質問項目は、文部科学省の幼稚園教育要領、厚生労働省の保育所保育指針の中で生きる基礎となる健康、人間関係、環境、言語、表現の5領域に示されている項目より各領域3項目を独自に作成した（表6）。この項目について教育、指導（計画・取組・指導・認識・環境設定・機会等）の有無について5段階で回答を求めている。園で行っていない・クラスで意識していない：1、園であまり行っていない・クラスであまり意識していない：2、園で行っている・クラスで意識している：3、園で良く行っている・クラスで

表6 領域別質問内容

領域	質問内容	
健康	[運動すること]	1. いろいろな遊びの中で十分に体を動かして遊ぶことが計画的に行われていますか
	[衛生教育]	2. 計画的に自身の健康を意識するような取組を行っていますか
	[安全指導]	3. 危険な場面や災害時などの危険性を認識し、安全に気を付けて行動できるよう計画的な取組を行っていますか
人間関係	[自分で判断]	4. 日常生活や活動の中で子どもが自ら考え行動できるような機会や取組を行っていますか
	[他者理解]	5. 友達や大人の話をよく聞き、他者の思いに気がつく機会や取組をしていますか
	[規則を守ること]	6. 活動や生活の中で規則の大切さに気がつき、自ら守れるような取組や指導をしていますか
環境	[物質への興味関心]	7. 生活・遊びの中で、様々な物に触れ物の性質や仕組みに興味関心を持てるような環境を用意していますか
	[命の大切さ]	8. 身近な動植物と親しみながら、生命の尊さを自ら感じ考える機会や環境を設定していますか
	[数の概念・量の認知]	9. 日常生活や室内環境の中で数や量・図形などに興味関心が持てる機会や環境を用意していますか
言語	[言葉による自己表現や質問]	10. 自分の思い（したい事・わからない事）を言葉で表現したり尋ねたりするような姿が日常的にありますか
	[言葉による意志伝達]	11. 人の話をよく聞き、相手に分かるように話す事が出来るなど他者との関わりを意識した取組や活動をしていますか
	[文字への興味関心]	12. 日常生活の中で文字への興味関心を年齢相応に育み、文字などを使ってコミュニケーションを楽しむ取組や活動をしていますか
表現	[感情表現]	13. 感動・喜びを体で表現したり・話したりして他者へ伝えあう子ども達の姿が日常的にありますか
	[歌唱、楽器の演奏]	14. 季節・伝承的な音楽に触れて楽しんだり色々な楽器や体で音やリズムを感じる取組をしていますか
	[絵画造形]	15. 園内環境の中で目標を持って物を作ったり描いたりする制作や表現的な取組をしていますか

良く意識している：4、園で大変良く行っている・クラスで大変よく意識している：5としている。この結果をスコア化して平均値、標準偏差を幼稚園、保育園別に5歳児クラス、4歳児クラス、3歳児クラス、総数について求めている（表7）。

5歳児クラスでよく教育、指導されているとされているスコア4.0以上の項目は、幼稚園では15項目中7項目、保育園では12項目で両園共によく教育、指導されている。[安全指導]、[規則を守ること]、[数の概念・量の認知]の項目は保育園でのスコアが若干高い。

4歳児クラスはよく教育、指導されているとされる4.0以上の項目は、幼稚園では10項目、保育園では11項目みられる。[文字への興味関心]、[歌唱、楽器の演奏]のスコアは保育園で高い。

3歳児クラスはスコアが4.0以上の項目は、幼稚園が

11項目、保育園が10項目である。[他者理解]は幼稚園でスコアが高く、[文字への興味関心]は保育園で高い。

総数でみるとよく教育、指導されているとされるスコア4.0以上の項目は、幼稚園11項目、保育園12項目で両園共に指導がよく行われていることが明らかにされている。幼稚園は[自分で判断]、[他者理解]、[物質への興味関心]、[命の大切さ]の項目のスコアが高く、保育園では[安全指導]、[数の概念・量の認知]、[文字への興味関心]の項目が高い（表8）。

2) 教育、指導による効果

指導、指導の効果は、クラスで理解、行っている園児の割合により次の5つに分類している。クラスの園児の25%以下が理解、行っている：1、クラスの園児の25%から50%程度が理解、行っている：2、クラスの半数（50

表7 教育、指導の実施の現状

		5歳児クラス				4歳児クラス				3歳児クラス				総数			
		N	平均値	標準偏差	有意差	N	平均値	標準偏差	有意差	N	平均値	標準偏差	有意差	N	平均値	標準偏差	有意差
1. 運動すること	幼稚園	38	4.11	0.83		31	4.03	0.95		30	4.27	1.01		108	4.19	0.92	
	保育園	159	4.13	0.81		123	4.30	0.82		123	4.10	0.78		507	4.17	0.82	
2. 衛生教育	幼稚園	38	3.74	0.79		31	3.97	0.98		30	4.00	0.98		108	3.91	0.89	
	保育園	159	4.01	0.87		123	4.13	0.83		122	4.02	0.77		531	4.01	0.84	
3. 安全指導	幼稚園	37	3.89	0.84	**	31	4.10	0.79		30	4.13	0.97		107	4.10	0.87	*
	保育園	158	4.28	0.75		123	4.39	0.75		123	4.33	0.73		530	4.30	0.77	
4. 自分で判断	幼稚園	38	4.16	0.82		30	4.23	0.68		30	4.20	0.81		108	4.21	0.76	*
	保育園	159	4.13	0.75		122	4.10	0.70		123	3.99	0.73		530	4.05	0.76	
5. 他者理解	幼稚園	38	4.13	0.84		31	4.32	0.65		30	4.43	0.73	*	109	4.34	0.74	*
	保育園	158	4.21	0.78		122	4.18	0.74		122	4.07	0.75		529	4.14	0.78	
6. 規則を守ること	幼稚園	38	3.84	0.86	***	31	4.19	0.79		30	4.37	0.81		109	4.17	0.82	
	保育園	159	4.30	0.73		121	4.22	0.68		123	4.20	0.72		530	4.22	0.72	
7. 物質への興味関心	幼稚園	38	3.79	0.96		31	4.10	0.83		30	3.90	0.99		109	4.00	0.88	*
	保育園	159	3.81	0.87		122	3.82	0.87		122	3.71	0.80		530	3.81	0.86	
8. 命の大切さ	幼稚園	37	3.86	0.95		31	3.94	0.96		30	3.60	1.00		108	3.88	0.96	*
	保育園	158	3.65	0.98		123	3.60	0.98		122	3.57	0.88		530	3.66	0.94	
9. 数の概念・量の認知	幼稚園	37	3.62	0.95	*	31	3.52	1.06		30	3.37	1.10		108	3.59	1.03	*
	保育園	159	3.99	0.93		123	3.86	0.88		123	3.72	0.86		531	3.85	0.95	
10. 言葉による自己表現や質問	幼稚園	38	4.05	0.80		31	4.45	0.62		30	4.27	0.78		109	4.28	0.73	
	保育園	159	4.31	0.75		123	4.29	0.72		123	4.20	0.71		532	4.21	0.77	
11. 言葉による意志伝達	幼稚園	38	4.13	0.91		31	4.19	0.70		30	4.13	0.86		109	4.22	0.80	
	保育園	159	4.22	0.79		123	4.22	0.75		123	4.11	0.78		532	4.15	0.77	
12. 文字への興味関心	幼稚園	38	3.84	0.82		31	3.52	1.06	*	30	3.33	1.18	*	109	3.64	1.08	**
	保育園	159	4.17	0.85		123	3.96	0.91		122	3.80	0.94		530	4.00	0.91	
13. 感情表現	幼稚園	38	3.97	0.94		31	4.19	0.65		29	4.21	0.86		108	4.12	0.82	
	保育園	158	4.08	0.81		122	4.20	0.81		123	4.14	0.78		530	4.09	0.81	
14. 歌唱、楽器の演奏	幼稚園	38	4.00	0.93		31	3.94	0.93	*	29	4.10	1.01		108	4.05	0.95	
	保育園	159	4.21	0.83		123	4.29	0.86		123	4.23	0.82		532	4.22	0.86	
15. 絵画造形	幼稚園	38	4.11	0.89		31	4.16	0.90		30	4.20	0.96		109	4.18	0.89	
	保育園	159	4.15	0.82		122	4.28	0.80		122	4.156	0.843		529	4.16	0.84	

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

表8 教育、指導における各項目のスコア分布

スコア	5歳児クラス		4歳児クラス		3歳児クラス		総数	
	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園
3.0以上～3.25未満								
3.25以上～3.5未満					2			
3.5以上～3.75未満	2	1	2	1	1	3	2	1
3.75以上～4.0未満	6	2	3	3	1	2	2	2
4.0以上～4.25未満	7	9	8	6	7	9	9	11
4.25以上～4.5未満		3	2	5	4	1	2	1
4.5以上								

%)程度が理解、行っている：3、クラスの園児の50%から75%程度が理解、行っている：4、クラスの園児の75%以上が理解、行っている：5としてスコア化している(表9)。

5歳児クラスでは幼稚園、保育園共に全ての項目でク

ラスの50%の園児が理解、行っているスコア3以上である。スコア3.75以上が幼稚園、保育園共には15項目中13項目である(表10)。「安全指導」、「歌唱、楽器の演奏」の項目は保育園でスコアが高い。

4歳児クラスでは幼稚園、保育園共に全ての項目でス

表9 教育、指導効果

		5歳児クラス				4歳児クラス				3歳児クラス				総数			
		N	平均値	標準偏差	有意差	N	平均値	標準偏差	有意差	N	平均値	標準偏差	有意差	N	平均値	標準偏差	有意差
1. 運動すること	幼稚園	38	4.29	0.84		31	4.03	0.91		30	4.20	0.89		109	4.17	0.87	
	保育園	158	4.15	0.78		122	4.27	0.79		122	4.06	0.79		524	4.04	0.90	
2. 衛生教育	幼稚園	37	3.84	0.83		31	3.84	0.86		30	3.93	0.94		107	3.87	0.88	
	保育園	157	3.97	0.83		121	3.97	0.87		120	3.85	0.72		523	3.93	0.84	
3. 安全指導	幼稚園	37	3.89	0.88	*	31	3.90	0.83		30	4.13	1.01		108	4.02	0.89	
	保育園	156	4.20	0.77		121	4.26	0.77		122	4.20	0.73		525	4.17	0.80	
4. 自分で判断	幼稚園	38	3.95	0.96		29	3.93	0.75	*	30	4.13	0.82	*	107	4.02	0.81	**
	保育園	158	3.87	0.81		122	3.83	0.79		122	3.64	0.70		527	3.79	0.80	
5. 他者理解	幼稚園	38	3.87	0.84		31	3.97	0.75		30	4.27	0.78	*	109	4.03	0.79	**
	保育園	158	3.82	0.84		121	3.73	0.83		121	3.56	0.78		525	3.76	0.83	
6. 規則を守ること	幼稚園	38	3.71	0.77		31	3.84	0.73		30	4.13	0.86	*	109	3.91	0.78	
	保育園	158	3.88	0.77		118	3.86	0.78		122	3.71	0.75		524	3.85	0.80	
7. 物質への興味関心	幼稚園	37	3.78	1.03		31	4.03	0.75		30	3.77	0.97		108	3.88	0.88	
	保育園	158	3.71	0.88		120	3.70	0.99		121	3.59	0.79		524	3.70	0.89	
8. 命の大切さ	幼稚園	37	3.84	1.04		31	3.81	0.98		30	3.57	1.01		108	3.78	1.02	*
	保育園	157	3.55	0.93		122	3.46	1.09		121	3.38	0.93		526	3.54	1.00	
9. 数の概念・量の認知	幼稚園	37	3.59	0.93		31	3.35	0.98		30	3.27	1.05		108	3.46	0.95	*
	保育園	158	3.85	0.88		122	3.68	0.90		122	3.54	0.84		526	3.69	0.93	
10. 言葉による自己表現や質問	幼稚園	38	3.92	0.67		31	3.97	0.66		30	4.00	0.74		109	3.96	0.67	
	保育園	158	4.16	0.78		122	4.05	0.74		122	3.97	0.68		526	4.05	0.78	
11. 言葉による意志伝達	幼稚園	38	3.82	0.87		31	3.74	0.68		30	3.80	0.85		109	3.79	0.81	
	保育園	158	3.80	0.83		122	3.84	0.78		122	3.59	0.74		525	3.80	0.80	
12. 文字への興味関心	幼稚園	38	3.89	0.86		31	3.48	1.03		30	3.13	1.20		109	3.52	1.06	**
	保育園	158	4.07	0.81		122	3.79	0.94		121	3.50	1.02		525	3.84	0.93	
13. 感情表現	幼稚園	38	3.92	0.91		30	3.97	0.72		30	4.10	0.88		108	3.98	0.81	
	保育園	157	4.09	0.80		121	4.12	0.80		122	4.09	0.78		526	4.05	0.83	
14. 歌唱、楽器の演奏	幼稚園	38	3.92	0.91	*	31	3.84	0.86		29	4.00	1.00		108	3.93	0.94	*
	保育園	158	4.22	0.82		122	4.17	0.89		122	4.16	0.83		528	4.14	0.88	
15. 絵画造形	幼稚園	38	4.03	1.03		31	3.90	0.87		30	4.10	0.96		109	4.04	0.94	
	保育園	158	4.13	0.86		121	4.14	0.90		121	4.02	0.83		524	4.07	0.88	

* p<0.05、** p<0.01、*** p<0.001

表10 教育、指導における各項目のスコア分布

スコア	5歳児クラス		4歳児クラス		3歳児クラス		総数	
	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園
3.0以上～3.25未満					1			
3.25以上～3.5未満			2	1	1	1	1	
3.5以上～3.75未満	2	2	1	3	3	7	1	3
3.75以上～4.0未満	11	6	10	5	1	2	8	6
4.0以上～4.25未満	1	7	2	4	8	5	5	6
4.25以上～4.5未満	1			2	1			
4.5以上								

スコアは3.25以上である。3.75以上のスコアの項目は、幼稚園が12項目、保育園が11項目みられている。[自分で判断]は幼稚園が保育園に比べスコアが高い。

3歳児クラスではスコアが3.0以上4.0未満の項目は、幼稚園は6項目、保育園は10項目である。幼稚園では[自分で判断]、[他者理解]、[規則を守ること]の項目のスコアが高く、クラスの50～75%が理解、行っているとされるスコア4.0以上である。

総数でみると3.75以上のスコアの項目が、幼稚園は13項目、保育園は12項目みられている。幼稚園のスコアが保育園より高い項目は、[自分で判断]、[他者理解]、[命の大切さ]、保育園が幼稚園より高い項目は[数の概念・量の認知等]、[文字への興味関心]、[歌唱、楽器の演奏]である。

今回調査した15項目についてみると幼稚園、保育園共に教育・指導が行われ、それらにより効果があがっていると結論づけられている。

この結果より全ての子どもがこれらの施設に参加することが望ましく、それにより生涯に必要な人格形成の基礎を身に着けることが期待される。

Ⅲ. 望ましい保育施設

1. 施設基準

保育園が子どもの発育、発達を促し、子どもの安全を守るための環境を整備することに異議をはさむ人はいないであろう。これを担保するためには施設基準が必要である。最近、有識者の一部は規制緩和することが必要で良いことと主張し、十分なデータや議論、説明なしに規制緩和が行われているがこれについては異議がある。どのような基準を設けるのが望ましいのかについては難しい課題であるが、財政的なことを考慮したうえで最低限の基準を作ることは必要である。どこからよくてどこからよくないかの線引きは難しくグレーゾーンがあると思われる。しかし、既に述べたように認可保育所と認可外保育所（ベビーホテルを含む）別に死亡事例の発生率をみると、0歳の死亡事例は、認可保育所が園児10万人当たり年間0.69、認可外保育所38.59で、認可外保育所で

は認可保育所に比べ55倍の死亡事例が発生している。このことより現在の施設基準は少なくとも死亡事例の観点よりみる限り有効に働いていると思われる。ただし、どの部分が有効に働いているかは現在のところ明らかでない。今後、エビデンスなしに雰囲気や思い付きで施設基準などについて議論をすべきでなく、保育園の事故事例や発育・発達などのデータの収集を行い、それらの結果に基づいてどの部分の基準が安全や健全育成に必要なのかについて科学的に検討した上で基準について議論し、必要な基準を作成することが望ましい。

2. 保育園職員

1) 職員配置

保育士の配置は乳児は3人に1人、満1歳以上3歳未満は6人に1人、3歳以上4歳未満は20人に1人、4歳以上は30人に1人とされている。この基準が適正人数であるのかについても経済面からだけでなく子どもの安全、発達、生活面から検討が必要である。小学校におけるクラス児童数の少人数化が検討、実施されており、保育内容の質を高めること、また、きめ細かく個人個人への対応が保育園に求められており、時代により適正な職員配置基準を考える必要がある。

2) 保育士研修と推進する仕組み

現任保育士の質を高めるためには、研修により新しい知識とスキルの学習が不可欠である。しかし、多忙な勤務の中で研修会に出席することは容易でない。

保育の質を本気で上げたいと考え、これを普及させるためには、研修は保育園の業務の一つとして位置づけ、保育士個人の研修実績だけでなく、園が保育士に研修会への参加をさせた場合に施設の実績となるような制度を構築しない限り普及しない。職員を研修に参加させた保育園は職員の質を高める努力をしている施設として、財政面でメリットが得られる仕組みづくりが必要である²⁰⁾。病院においても安全委員会などを設置し活動することにより診療報酬が高くなる仕組みが導入されており保育においても理論的、制度的に可能と考えられる。

3) 保育士が習得すべき内容

保育士になるための検定試験では社会福祉、児童家庭福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育理論、教育原理、社会的養護、保育実習理論と多くの科目が要求されている。これらの科目はどれも必要と思われるが、保育士が幼稚園教諭、小学校教諭と決定的に異なる点は、保育園では0歳児、1歳児、2歳児など生命のリスクの高い年齢の保育が行われており、この年齢は子ども自身が健康状態を訴えることができず、体力、免疫が弱く、予備能力がなく病気が急変しやすい子どもの保育をすることが挙げられる。このため子ども保健（小児保健）の知識は確実に身に着けることが要求される。これらの知識が十分でないと保育、観察が不十分なため命に係わるものが起きるので、子どもの健康については看護師と同じような責任があり、知識が求められる。乳幼児の保育は年長児に比べリスクが高く生命にかかわるので子ども保健（小児保健）の履修に関しては厳格にすべきである。この部分については国家試験を実施することも考えるべきかもしれない。しかし、試験は誰も望まないと思われるので講義を行う教員の資格と単位修得を子どもの安全が守られ、社会から支持が得られるようにすべきである。

3. 保育士資格

1) 保育士資格の種類

保育士の資格は検定試験または養成校で単位を修得により得ることができる。現在4年制大学の養成校が増えており、幼稚園教諭と同様に4年生大学の卒業者は1種、短大卒は2種にすることも考えるべき時期にきている。理由として将来こども園構想が広まったとき、施設長候補者として保育士資格を持つ者と、1種幼稚園教諭の免許をもつ場合には1種幼稚園教諭を持つ者が選ばれることが考えられる。保育士の中には資格を2つに分けられることに反対することもあり得る。また、短大の養成校は入学者が減ることなどを危惧し反対することも考えられる。現在、保育士になって業務を一定期間以上（例えば5年）している者には1種保育士（管理または指導保育士）になるための研修会に参加することにより、1種保育士になれる暫定制度も考えてよいと思われる。

2) 保育士資格の更新

保育の内容は進歩しており一度資格を取れば、そのまま更新しないで資格を継続することについて社会より疑問、批判を受ける可能性がある。例えば食物アレルギー、感染症、SIDSの対応など命にかかわる部分の新しい知識を常に持つべきである。教員免許の更新が行われており、保育士資格についても同様に一定期間ごとに更新を行うことが保育の質を確保し、子どもの安全や健康を守り保護者に対しても説明でき、幼稚園との間に差を生じないために必要である。

その際、保育園は幼稚園と異なり夏休みがないことより長期の研修は困難と思われるので、何回かに分けて研修会に参加し単位を取るのによいと思われる。例えば小児科専門医は5年間に100単位を習得をすることが義務づけられ、これにより専門医の更新が可能である。研修内容を担保するためには保育団体が合同して単位認定機構を作り、公的団体が研修を行うことが望ましい。

終わりに

安全・安心について考えてみた。また望ましい保育施設についてはやや大胆に私見を述べ今後の議論のたたき台とした。課題は多くあり、すでに研究・検討され結論が得られたものもあるが、これらの研究成果が必ずしも現場で実践されていないものもみられる。また、保護者の不安を払拭し安心を得るための部分については更なる研究が必要であるものも多い。保育制度の策定にあたっては科学的エビデンスに立脚して議論すべきである。

今後、保育の質を高めるためには子どもの立場に立つて保育の現場に科学を取り入れるための保育学研究が不可欠である。これらの研究より得られた結果に基づき保育を行うことで子どもの健全育成を促す保育が可能になり、子どもたちが社会に大きく羽ばたき、日本の将来が開けると思われる。

文献

- 1) 厚生労働省、平成25年福祉行政報告。：保育所の在籍人数
- 2) 田中哲郎、石井博子：保護者の事故および園への要望に関する調査、保育と保健、13：52-55、2007
- 3) 田中哲郎：保育園における事故防止と安全管理、日本小児医事出版社、東京、p25、2008
- 4) 田中哲郎、石井博子、内山有子他：救急受診理由と病気の際の支援に関する調査、日本小児救急医学会雑誌5（1）：131-134、2006
- 5) 田中哲郎：保育園における事故防止と安全管理、日本小児医事出版社、東京、p36、2008
- 6) 田中哲郎、石井博子、内山有子：保育施設における死亡事例の発生率、日本小児救急医学会雑誌、12（3）：405-408、2013
- 7) 田中哲郎、石井博子、内山有子他：子どもの性格や母親の事故に対する考え方と子どもの事故発生との関連、保育と保健、16：55-62、2010
- 8) 田中哲郎：保育園における事故防止と安全管理、日本小児医事出版社、東京、p108-125、2008
- 9) 田中哲郎：保育園における危険予知トレーニング—事故を防ぐリスク感性を磨くための—日本小児医事出版社、東京、2006
- 10) 田中哲郎、石井博子：幼児安全教育プログラムの試作、厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）平成13年度子どもの事故とその防止に関する報告書、551-563、平成14年3月
- 11) 田中哲郎、石井博子、内山有子：幼児安全教育プログラムの試作と評価、保育と保健、9：48-56、2003
- 12) 田中哲郎：絵でみて学ぶ安全教育、日本小児医事出版社、東京、2008

- 13) 田中哲郎, 加藤則子: わが国における乳幼児突然死症候群の疫学—人口動態統計磁気テープ解析結果—, 厚生省心身障害研究「乳幼児死亡の防止に関する研究」平成9年度研究報告書14-34, 1998
- 14) 田中哲郎, 石井博子, 内山有子: 乳幼児突然死症候群の発生率と疫学的特徴の推移, 日本小児救急医学会雑誌, 8(1): 8-15, 2009
- 15) 田中哲郎, 加藤則子, 土井徹他: 乳幼児突然死症候群の育児環境因子に関する研究—保健婦による聞き取り調査結果—, 厚生省心身障害研究「乳幼児死亡の防止に関する研究」平成9年度研究報告書35-56, 1998
- 16) Tanaka.T, Kato.N: Evaluation of Child Care Practice Factors That Affect the Occurrence of Sudden Infant Death Syndrome: Interview Conducted by Public Health Nurses, Environmental Health and Preventive Medicine 6: 117-120, 2001
- 17) 田中哲郎, 加藤則子, 土井徹他: 乳幼児突然死症候群の育児環境因子に関する研究—保健婦による聞き取り調査結果—, 日本公衆衛生雑誌46: 364-372, 1999
- 18) 日本子ども学会編: 保育の質と子どもの発達アメリカ国立小児保健・人間研究所追跡調査から, 赤ちゃんとママ社, 東京, 2009
- 19) 田中哲郎: 幼児期における教育実践の現状, 小児科臨床, 66(6): 1141-1149, 2013
- 20) 田中哲郎: 保育園における事故防止活動, 日本保育協会保育科学研究所だより, 2012

保育環境としての地域の遊び場における事故防止について

元玉川大学教育学部教授 荻須 隆雄

キーワード：児童遊園、都市公園、固定遊具、事故防止、都市公園安全指針

はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、平成23年度に災害共済給付を行った保育所在籍児の負傷のうち、公園・遊園地で負傷した者は1,104人（男児：659人、女児：445人）と報告している。同年度の保育所における負傷総数からみると約3%であり、園舎内や園庭での事故発生率と比べると低率である。しかし、地域の遊び場を保育環境の一部として活用することが多い保育所にとって、遊び場の固定遊具（以下、遊具）等による事故、遊具の安全管理の現況や課題に関心を向けることは、保育所内における事故防止の向上に役立つと考えられる。

本稿では、関係機関・団体による最近の調査結果等を参考に、地域の遊び場を園外保育として活用する際の事故防止の視点について述べてみたい。なお、本稿では事故を「人と環境との関わりによって作用・発生し、負傷、障害、または死亡をもたらす現象」と定義する。また、文面により児童を小学生、子どもを幼児および小学生として用いる。

地域における公共の遊び場

各地域における公共の遊び場の種類や設置数は、市区町村の人口規模、地域特性などによって異なるが、最も代表的な遊び場には次のものがある。

(1)児童遊園…児童福祉施設の一種類。児童館とともに児童厚生施設（児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）と区分される。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、「児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること」と定められている。平成23年現在、3,164ヵ所（私営：68ヵ所含む。昭和57年の約4,460ヵ所を最多にその後は年々減少している）となっている。なお、児童遊園の主な利用対象は、幼児および小学校低学年の児童とされてきた。

(2)街区公園…都市公園法（都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、

もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。）に定められる公園のひとつ。

平成5年に都市公園施行令が改正されるまで、「もっぱら児童^{*}の遊びに供する都市公園」として定められていた児童公園は、少子高齢化、国民の余暇の過ごし方の変化等により、その利用目的や対象を「もっぱら街区に居住する者に供することを目的とする」と改め、区分上の名称も「街区公園」に改正された（街区＝小学校の学区よりも小さな単位）。

※ここでは、児童の年齢についての規定はなかったが、児童公園の整備促進に関わる資料・文献から、主な利用対象は「年長幼児及び12歳以下の小学生」とされてきたと考えられる。また、児童公園には、ぶらんこ、すべり台、砂場を設置するように定められてきた（遊具のデザイン・構造等については定めがなかったため、ぶらんこを例に挙げると、後述するように一人用の「踏み板〔横板〕式」のほか、複数の者が同時に利用でき背もたれが付けられた「ゆりかご型ぶらんこ」〔外形により丸型、箱型や舟型ぶらんことも呼ばれる〕もある。街区公園に改正されてからは、設置すべき特定の遊具についての定めはない。しかし、国土交通省による平成22年度の全国調査をみると、街区公園では踏み板式ぶらんこ、砂場、すべり台、スプリング遊具（写真1を参照）、鉄棒、シーソーの順が多い。

都市公園には、街区公園のほかに近隣公園、総合公園、運動公園、動植物公園等がある。それぞれの目的、規模等については割愛するが、子どもの遊びに供するために遊具が設置されている都市公園が多い。親子で一緒に利用でき、子どもの集団による利用も可能なように、保育所や街区公園に設置されている遊具と比べて高さもあり、大型の遊具が設置されている例も多い。また、後述するように、近年、大人を対象とした健康器具が設置されている例も増えている。

(3)その他の遊び場…条例で設置されている幼児・子ども広場、児童館や公民館の広場がある。公営住宅や集合住宅敷地内の遊び場は、その住宅に住む子どものために設置されているが、外部の子どもが利用することもある。また、寺院・神社によっては境内に遊具を置いていることもある。

遊具に関わる事故の原因

園庭や遊び場に設置された遊具による事故は、遊具をはじめ遊具の直下・周辺の地表面の状態、隣接する遊具、遊具近くにある柵、樹木等、利用する子どもの行動、服装・履物・持ち物、心身の状態（遊具の利用に不慣れ、うきうきしたなど）、利用時の天候（風雨、降雨後、高温等）や保護者・引率者の見守り・指導の状況などが関わっている。また、子どもが高さのある遊具から飛び降りる、より高く登ってみる・遠くに跳んでみるなどの試み・挑戦の結果、失敗し負傷することもある。

国土交通省は都市公園における遊具による事故防止のために、平成14年3月に『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（解説版）』（以下、都市公園安全指針）を策定、公表している（『都市公園安全指針』は、その後、平成20年8月に一部が改正され、国土交通省ホームページに掲載されている）。『都市公園安全指針』では、事故の原因を「ハザード」と「リスク」とに分け、「ハザード」については、事故につながる危険性、あるいは、子どもが判断不可能な危険性と解説している。また、ハザードを「物的ハザード」と「人的ハザード」とに分け、それぞれ次のように例を挙げている。「リスク」については、子どもが判断可能な危険性と解説している。

■物的ハザード…遊具の構造、施工、維持管理の不備などによるもの

- ①不適切な配置…動線の交錯、幼児用遊具と小学生用遊具の混在など
- ②遊具及び設計面の設計、構造の不備…高低差、隙間、突起、設置面の凹凸など
- ③遊具の不適切な施工…基礎部分の不適切な露出など
- ④不十分な維持管理の状態…腐食、摩耗、劣化、ネジ



【写真1】
固いレンガ様地表面に設置されているスプリング遊具

などのゆるみの放置など

■人的ハザード…利用者の不適切な行動や服装など

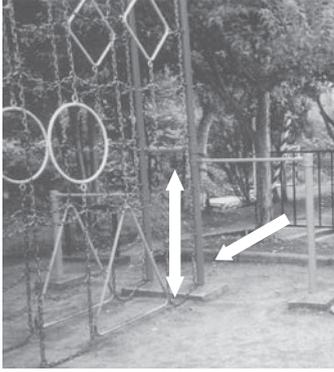
- ①不適切な行動…ふざけて押す、突き飛ばす、動く遊具に近づくなど
- ②年齢、能力に適合しない遊具で遊ぶ…幼児が単独で、あるいは保護者に勧められて小学生用遊具で遊ぶなど
- ③不適切な服装…絡まりやすい紐（ひも）のついた衣服やマフラー、サンダルや脱げやすい靴の着用など

日本公園施設業協会（遊具、ベンチ等を製造・販売する全国の企業、約220社による一般社団法人）は、遊具の設計、製造、施工、維持管理を行ううえでの協会独自の安全規準『遊具の安全に関する規準（JPFA-S：2008）』（以下、JPFA-S：2008）を策定している。『JPFA-S：2008』では遊具の安全点検、維持管理のために、物的ハザードを例示しており、『都市公園安全指針』でも詳細に紹介、解説されている（『都市公園安全指針』は、国土交通省ホームページからダウンロード可。政策情報・分野別一覧：都市⇒主な施策：公園とみどり⇒トピックス）。

『都市公園安全指針』は、園外保育で利用する地域内の遊び場（団地内、寺社境内等の遊び場を含む）や遠足先で利用する遊び場に設置されている遊具の状態を事故防止の視点から、利用前に保育者が目、手、耳で確認する（後述する日常点検を参照）うえて大変参考になる資料である。是非、園内で回覧し活用することを勧めたい。また、ここで紹介されているハザード例や解説は、各保育所の園庭に設置されている遊具の安全点検、維持管理にも役立つのみならず、園舎内外のさまざまな施設設備の安全点検にも役立つであろう。ここでは、物的ハザードのいくつかを画像で例示しておく。



【写真2】
ひも・ベルトが挟み込まれる隙間があるぶらんこの吊り金具



【写真3】
同時に利用する複数の子どもの衝突に結びつく接続した2種類の遊具



【写真4】
ひも・ベルト、衣類が引っ掛かりやすい手すりの接続部（すべり台）



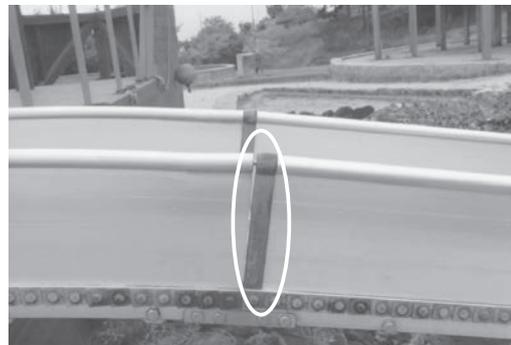
【写真5】
つまずきやすい地表面（ぶらんこ）



【写真6】
固くつまずきやすい基礎部の露出（鉄棒）



【写真7】
衣服、フード、水筒・通園カバン・リュックサック等のベルトが引っ掛かりやすい部位の先端（ジャングルジム）



【写真8】
接続部が緩み手指を挟み込む可能性がある側壁部の隙間（ローラー式すべり台）

公共の遊び場の安全管理状況

国土交通省は、所管する都市公園における安全管理の強化、および、遊具に関わる事故防止を図るために、平成10年度から3年ごとに全国の地方公共団体（以下、団体）を通して調査を実施し、その概要を公表している。調査対象は、都市公園および団体が都市公園に準じて条例等に基づき管理を行っているその他の公園（先述の児童遊園や幼児広場等）、町内会・ボランティアによる公園愛護会が管理している公園等に設置されている遊具である。最新の調査（平成22年度）では、当該年度における①都市公園等における遊具の設置状況（約1,400の団体により、全国の都市公園の約97%で点検が実施された）、②遊具の安全点検状況、③遊具の安全確保措置状況が調査され、結果概要は国土交通省のホームページで公表されている。本稿では、園外保育の場として利用する地域の遊び場が、園庭に設置されている遊具の安全・維持管理の状況とは異なる状況にあることの理解、また、保育所における事故防止のさらなる推進に資するために、調査結果の一部を引用、紹介したい。

（1）遊具の点検状況

遊具の安全点検には、次のように①日常点検と②定期点検とがある。

①日常点検…公園管理者(管理担当部署。指定管理者を含む)が、遊具の不具合の有無、不具合の状況を調べるための方法。

(ア)目視、(イ)触診…遊具の表面を手で触って異常の有無を確認するために日常的に行う点検、(ウ)聴診…回転や上下・左右などの動的な機能・構造をもつ遊具について、その部分が作動時に異常な音を発していないかを確認する一例：シーソーの支点部、(エ)打診…遊具を構成している金属部、木部、プラスチック部等をハンマー等で軽く打ち、音の濁り・高さの変化から接合部の緩み、亀裂、腐食等の有無を確認する方法がある。

②定期点検…管理者が遊具の状況に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに目視・触診等や測定器を使用して行う点検。外観から確認が困難な部位・部材の点検、部材の劣化等の異常に関する点検が加えられる。

都市公園等を設置・管理する団体が実施する遊具の点検状況についてみると、日常点検の頻度は、「月1回」が最も多く51.2%であり、平均では3.8回/月である。これに対して、月に10～19回、20～29回や30回以上という団体が合わせて約10%ある。点検回数が多い団体では、きめ細かな点検が実施されていると考えられる。しかし、団体により都市公園等の設置数は異なるわけであり、日常点検の頻度は、団体としての実施頻度であるのか、または、都市公園1か所当たりの頻度であるのか明確ではない。例えば、月30回以上という団体が4.6%ある。都市公園等の設置数と職員体制等により、毎日の点検が可

能な団体もあるであろう。業務として日常点検を毎日実施しているが、公園数が多い団体にとっては、全ての公園の日常点検は、毎日ではできていないということも考えられる。なお、1回未満という団体も14%を占めている。

この調査結果で注目すべき点は、都市公園等を設置管理している団体の約65%では、安全点検の基本とされる日常点検の実施頻度は、月1回以下であるということである。すなわち、保育所では、毎朝、保育の開始前に園庭に設置されている遊具の状態、園庭内の放置物の有無等を確認しているであろう。しかし、都市公園等では、安全管理や利用者の指導を行う職員は常駐していないことに加えて、毎日の点検は行われておらず、夜間でも大人や若者等の利用も可能である。遊具やその周辺の地表面に生じてくるさまざまな「物的ハザード」に気づき、適切で迅速な対応がされにくいという状況にあると指摘できよう。

定期点検の頻度は、少なくとも年1回は必要と言われる。年1回または1回未満という団体は、合わせて約70%となっており、平均では年2.1回という結果である。定期点検の頻度についても、団体としての年間回数のほか、都市公園1か所当たりの点検頻度が明確になるような調査が必要である。

遊具の設置経過年数と安全管理の調査結果については後述するが、遊具の部材として使われている鉄、木材、プラスチック等は、日光・紫外線、雨・水、風・潮風等の影響を受けてさまざまな不具合が生じてくる。同じ遊具の製造者による同一遊具であっても、前述の自然条件のほかに利用頻度、普段における点検や適切な修理等により、耐用年数は一律ではない。長年の製造販売実績のある遊具製造会社による「踏み板式（横板式）ぶらんこ」の例を参考に紹介すると、柱・梁・連結部分の金属部の耐用年数は10～15年程度であるが、吊り鎖（鉄製チェーン）は5～7年程度、座板（木製・ゴムカバー）は3～5年程度である。雨量が多く夏季の湿度が高い日本で多い木製遊具についてみると、木材は腐朽、シロアリによる食害、カビによる表面の汚染、風化など生じやすく、耐用年数は金属よりも短い。

このように、各遊具のそれぞれの構造部分に恒久部材が使われているか、劣化が進みやすい消耗部材かによって、安全点検、維持管理の重点の置き方や方法も異なってくる必要がある。事故防止、安全管理のために、設置後、年数を経るに伴って、より綿密な定期点検とその結果に応じた適切で迅速な部位の交換等の対応が必要となってくる。利用する地域の公共の遊び場の安全・維持管理の状況について、普段から目を向けることが望まれる。

（2）点検後の安全確保措置の状況

全国の全遊具数の約9%にあたる約4万基が、安全確保処置（修理、撤去や更新）の対象となっている。安全

確保措置が必要となった割合が高かった遊具は、木製や鋼製の複合遊具（複数のタイプの遊具が連結されている遊具。参考：写真12-①、13-①）、プラスチックや合成繊維ロープ等使った複合遊具となっている。

なお、『都市公園安全指針』では、過去の事故例からみて重大な事故が生じやすいために、遊具の選定に当たって、管理・指導者が不在な都市公園等への設置には慎重を期する遊具として、「ゆりかご型（外形により箱型・丸型・舟形とも呼ばれている）ぶらんこ」および「遊動木」が挙げられている。また、『JPFA-S：2008』では、この2種類に「回旋塔（回転塔）」を加え、これらの遊具については、十分な点検と管理監督が必要であること、また、改善が不可能な場合は、使用を禁止し撤去することが望ましいことを強調している。撤去の割合が高かった遊具として、吊り輪、ゆりかご型ぶらんこ、回転塔となっている。

（3）遊具の設置経過年数の状況

遊具の設置経過年数の結果についてみると、20年～30年以上を経過している遊具は、遊具全体の約47%を占めている。30年以上経過の遊具に限ってみると、全遊具の25%を占めており、4基に1基が30年以上を経ているという状況である。設置後20年以上を経過している割合が高い遊具は、象形遊具（動物や乗り物等を象ったコンクリート製の遊具）、ジャングルジム、回転塔となっている。

前項で遊具の耐用年数について触れたが、例えば鉄製の部材が30年以上を経過している場合、その表面や溶接・接続部に摩耗、亀裂、腐食、変形等が生じていることが多いであろうし、円筒状の支柱の内部、地中に埋設されている基礎部、雨水が溜まりやすい地表面に近い部分の腐食は、外観だけでは判断が難しい。耐用年数をはるかに超えた鉄製遊具の支柱部が腐食していたために、日常点検の直後に倒壊し、利用していた子どもが死傷したという例もある。

なお、設置経過年数に関する調査結果では、全遊具の約14%が「不明」である。このことは何を意味するのであろうか。この調査では、各団体が、都市公園等別、遊具別に「管理台帳（各遊具の設置場所、設置した年月日、遊具の製造者名、施工者名、耐用年数、仕様や修理等の維持管理の経歴等を記載した帳簿〈遊具履歴書〉）」を整備しているか、いつから「管理台帳」を整備、活用しているかについては問われていないため、「不明」の理由は分からない。設置年月等が不明な遊具については、精密点検や必要な修理等の記録も十分ではないと考えられる。

遊具による事故の発生状況

（1）東京消防庁による遊具に関わる事故調査

東京消防庁は、平成19年から平成23年の間に、管内の遊び場、小学校、幼稚園、保育所や店舗などにある遊具により負傷し、緊急搬送された12歳以下の子ども約3,300人（平成23年では620人）について、遊具別、性別、年齢別、受傷形態別等の面から分析、検討し、ホームページで公開している。

遊具に起因する子どもの事故の発生場所は、公園・広場等、幼稚園・保育所、学校・児童館等、店舗、動物園・遊園地等の区分で、すべての年齢で「公園・広場等」が最も多い（2～4歳では、いずれの年齢でも毎年、約250名の幼児が救急搬送されている）。

救急搬送人員を遊具別にみると、「すべり台」が最も多く約1,000人である。次いで「ぶらんこ」（約600人）となっている。「雲梯」「ジャングルジム」「鉄棒」はともに約250人である。国土交通省は、前述した遊具の安全管理の現状に関する調査に併せて、遊具別の設置数についても調査している。既に概説したように、旧称：児童公園（現：街区公園）および児童遊園に設置すべき遊具については、長年、「すべり台」「ぶらんこ」および「砂場」とされてきた。このような歴史的背景があることから、国土交通省による遊具別の設置数の結果をみても、「踏み板式ぶらんこ」が最も多く、次に「すべり台」が多い。第3位以下は「砂場」「スプリング遊具」「鉄棒」の順になっている。すなわち、救急搬送人員が「すべり台」「ぶらんこ」で多い理由として、両遊具の設置数が多く（国土交通省の調査結果から計算上、両遊具は公共の遊び場2ヵ所に1基の割合で設置されている）、両遊具の利用度が他の遊具と比べて高い結果、事故発生数が多くなっていると考えられる。

次に、遊具別に中等症（初診時に入院を要する程度の負傷）以上の子どもの割合を比較した結果をみると、高い順に「雲梯」で約38%、「のぼり棒・すべり棒」で約32%となっている。ジャングルジム、鉄棒、複合遊具や回転式遊具は約20%～24%となっている。

「雲梯」「のぼり棒・すべり棒」で中等症の割合が高い原因は、これらの遊具からの落下（ふぎけていて・押されて落下、自ら飛び降りるなど）と分析されている。救急搬送人員が最も多い「すべり台」での中等症の割合は約16%であるが、事故の原因としての落下に限ってみると20%と高率である。遊具に関わる負傷の原因（受傷形態）には、落下のほか衝突、転落、挟まれるなどがある。「すべり台」以外の遊具でも、落下による負傷は、中等症以上の割合が高い。

この調査では、保育者の引率による園外保育中か、保護者同伴か、子ども単独での利用かについては区分されていない。しかし、この調査結果から、園外保育で地域の公共の遊び場を利用する際、遊具からの落下をはじめとする

事故の防止に配慮することの重要性が確認できよう。

（2）日本スポーツ振興センターによる保育所・幼稚園における遊具事故調査

日本スポーツ振興センターは、平成22～23年度に学校災害防止調査研究委員会（筆者他）を置き、平成22年度に共済給付を行った保育所及び幼稚園の3歳以上の幼児による遊具に関わる事故約10,000件について、事故直前の行動別、事故の発生状況等について分析、検討している。

保育所・幼稚園では、「落下」による事故が最も多く（40.1%）、次いで「他の幼児との衝突等」（19.8%）、「遊具等との衝突」（15.8%）という結果である。園庭の遊具として代表的な鉄棒、すべり台、ぶらんこ、ジャングルジム、雲梯、登り棒では、「落下」による事故が最も多い。シーソーに関わる事故は少ないが、落下よりもシーソーとの衝突が多い。傷病別では挫傷・打撲（30.9%）が最も多く、次いで骨折（21.2%）、挫創（14%）である。部位別では、頭部、歯部、眼部等の顔部が最も多く（46.5%）、上肢部（24.7%）、下肢部（8.5%）、体幹部（4.4%）という結果である。



【写真9】背伸ばし用器具
（左—ベンチ式、右—懸垂式）



【写真10】足裏のツボを刺激する器具

大人を対象とする健康器具系設備の増加に伴う子どもの事故

先述のように、平成5年に都市公園法施行令の一部が改正されるまで、旧児童公園の利用対象は児童に限定されていたが、その後は、街区内の児童を含む住民のライフスタイルに適する公園として整備することに変更された。この制度改正により、全国の旧児童公園においてこれまで設置されていた遊具が即座に変更され、大人・高齢者用の運動・レクリエーション用の器具が設置されたわけではない。しかし、国土交通省による遊具の設置状況に関する調査結果では、近年、少子化の進展を背景に、大人を対象とした健康器具が、街区公園をはじめ近隣公園、地区公園等の都市公園、市町村が管理する広場等に増加している。

背伸ばし用器具（写真9）、足裏のツボを刺激する器具（写真10）は、その一例である。これらの例のように、可動する部位がないものもあるが、器具の部位が回転したり、左右に移動する構造のものもある。

国土交通省は、平成21年度～23年度の間に発生した都市公園等に設置されている健康器具に関わる幼児、小学生の事故について調査している。事例を紹介すると、①懸垂運動系器具からの落下による負傷（5歳・男児・頭部切り傷）、②木製腹筋運動系健康器具をすべり台代わりにして遊んでいて、手指等にとげが刺さった（幼児）、③平行棒系健康器具で遊んでいたところ、顔面から落下し永久歯を破損（7歳・女児）、④懸垂運動系器具で遊んでいて着地しようとしたところ、バランスを崩したために落下し、右腕を骨折（8歳・女児）、⑤足ツボ舗装系器具の手すりに腰かけていたところ、バランスを崩して後方に転落し後頭部を負傷（裂創、7歳・男児）など、14例が把握されている。

ここに例示した事故は、遊具からの落下、着地の際にバランスを欠く、遊具への衝突、遊具の不具合による負傷等のように、子ども用に設置されている遊具の事故にもみられる事故ではあるが、説明するまでもなく健康器具は大人の体格に合わせて造られており、その利用方法も大人には理解されていることが前提となっている。健康器具による子どもの事故件数は、全国的に多発している訳ではない。しかし、子どもが利用する街区公園等に遊具と接近したところに健康器具が設置されていたり、付き添いの保護者にも子どもの利用には不適切であることが分かりにくい場合もある。今後、健康器具の設置増加が予想されるが、幼児や小学校低学年児童による重大な事故の増加が懸念されることから、健康器具による事故防止に対する対策を急ぐ必要がある。

遊具の利用対象年齢層・利用上の留意点

既に述べたように、幼児や小学生にとって代表的な公共の遊び場である街区公園と児童遊園は、年長幼児と小学生を主な利用対象者として、高度経済成長期以降に整備されてきた歴史がある。また、特に法令上、必置とされてきた「ぶらんこ」「すべり台」「砂場」（これらの遊具は、長年にわたって保育所、幼稚園においても必置の設備とされてきた）は、年長幼児や小学生の体格や運動能力等に合わせた設計で製作、設置されてきた。すなわち、旧称：児童公園と児童遊園に設置されている遊具の中には、年少幼児の利用には適していないものが少なくない。

例えば、【写真11】は、某政令指定都市の設置管理による都市公園に設置されている複合遊具の登降部である。階段部分の手すりの高さや間隔を測定していないが、この構造は幼児の体格に適しているであろうか。



【写真11】複合遊具の登降部

【写真12-①】は、同じ複合遊具の全景である。遊具の支柱部に貼付されているシール[※]を注視してみると、「この遊具は6～12歳用です〔写真12-③〕」と示されている。また、【写真13-①】の遊具は、幼稚園に隣接する都市公園に設置されている複合遊具であり、降園直後、保護者が見守る中、多くの幼児がよく利用している。この遊具には、「保護者の方へ—吊り橋の利用対象年齢は6歳～12歳です。6歳未満の幼児が遊ぶ時は、十分に注意してください」と記された札が掛けられている。

※例示のシールは、人的ハザードや危険度が高い遊びによる事故防止のために、日本公園施設業協会により平成15年に製作され、会員の会社や希望する団体に配布されている。全国の公共の遊び場の全遊具に貼付されるまでには、時間を要する。なお、ここで例示した利用対象年齢や利用時の留意事項を表示したシール、および、遊具による事故防止のために保育者・保護者向けに作成された冊子は、当該協会のホームページで紹介されている。

ここで例示したように、また既に触れたように、地域の公共の遊び場に設置されている遊具の中には、幼児の

体格や運動能力等に適さないものがある。例示のような利用対象年齢を示したシール等が貼られている遊具は、まだ少数である。地域の遊び場を利用する際、保育所の遊具の登降部、滑走部等の傾斜角度や幅、手すりの高さ・間隔・太さ、地表面からの高さ、回転部のスピード等と比較し、落下・転落、つまずき、手や足（靴）の滑りが起こりやすいと思われる遊具については、状況に応じて幼児に注意を促すとともに、遊具の傍らでの保育者による見守りが必要である。

おわりに

本稿では、地域の公共の遊び場の代表である旧児童公園（現街区公園）、および、児童遊園に設置されている遊具の安全管理の現況、問題点について触れながら、園外保育で公共の遊び場を利用する際の事故防止上の留意点について述べてきた。公共の遊び場に設置されている遊具の安全・維持管理の面には、依然として改善されるべき課題がある。これらの遊び場を利用する際は、保育者が遊具のみならず、遊具の直下・周辺の地表面、柵、便所、水飲み場、排水路、樹木等、遊び場全体の安全性を確認し、幼児に対しては強弱をつけた事故防止の配慮が行われることを望みたい。

また、遊具等に不具合を見つけた場合は、地域の子どもの事故防止のためにも、遊び場を管理する市区町村の担当部署（公園緑地・都市計画、保育・子育て支援等の係課）に連絡し、適切な対応が迅速になされるような地域づくりが、保育所関係者が中心となって担当部署との連携により推進されることを期待したい。

文 献

- 国土交通省：都市公園における遊具の安全管理に関する調査の集計概要について（平成22年度結果，国土交通省HP：新着情報一覧；2012年3月29日
- 厚生労働省：平成25年版 厚生労働白書—資料編，2013
- 日本スポーツ振興センター：学校の管理下の災害—25—基本統計，2012
- 日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会：学校における固定遊具による事故防止対策—調査研究報告書，2012
- 東京消防庁：報道発表資料—遊具にかかわる事故に注意！，2012年3月14日
- 東京消防庁：日常生活における事故情報—子どもの事故—遊具に起因する子どもの事故の発生状況—，2012年3月



【写真12-①】複合遊具例



【写真12-②】



【写真13-①】吊り橋



【写真12-③】



【写真13-③】



【写真12-②】

日本保育協会保育科学研究所細則

(総則)

第1条 この細則は、日本保育協会組織規程に基づき、保育科学研究所（以下「研究所」という。）の組織等について必要な事項を定める。

(研究所の事業)

第2条 研究所は、保育所と連携して保育の科学的・実証的研究を行うとともに、その成果を広く保育士等に提供し、保育内容及び保育環境充実に貢献する事業を行うものとする。

(組織)

第3条 研究所に所長を置く。

所長は、日本保育協会の学術担当理事の中から、理事長が委嘱する。

2. 研究所に運営委員会を置く。

- ① 運営委員会は、理事長が委嘱した運営委員若干名により構成する。
- ② 運営委員会の委員長は所長が兼ねる。
- ③ 研究所の事業は運営委員会において審議・決定する。
- ④ 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- ⑤ 研究所に研究部門、事業部門及び事務局を置く。

3. 研究所に倫理委員会を置く。

- ① 倫理委員会に関する細則は、別に定める。

第4条 研究活動は日本保育協会会員をもって行う。ただし会員以外は運営委員会の承認を得て「研究会員」（個人）として入会し、活動を行う。

(研究員)

第5条 研究所に研究員（非常勤）を置く。運営委員は研究員を兼ねる。研究員は所長が委嘱し、所長が指定する研究を行う。

(会費)

第6条 研究会員（日本保育協会会員以外）の会費は年間5,000円とする。ただし、研究員の会費は無料とする。

（細則の変更）

第7条 この細則は、運営委員会の議決を経て変更することができる。ただし、変更した場合には、遅滞なく日本保育協会理事会に報告しなければならない。

（付則）

この細則は平成21年4月1日から施行する。

（平成23年12月19日一部改正）

（平成25年2月5日一部改正）

日本保育協会保育科学研究所倫理委員会細則

第1条 日本保育協会保育科学研究所（以下研究所と略す）において行われる保育に関する調査、研究等が、個人情報保護、倫理面から人権の尊重および科学的妥当性をもって行われること目的とし、研究所に倫理委員会を設置する。

第2条 倫理委員会は次の事項について審査する。

- (1) 保育に関する調査、研究等を行う者から研究所長を通じて倫理委員会に申請のあった事項。
- (2) 研究所所長が審査を要すると判断し、倫理委員会に付議した事項。

第3条 倫理委員会委員は、有識者2人、研究所運営委員2人、保護者の立場を代表する者1人の5人とし、日本保育協会理事長が委嘱する。

- 2 倫理委員会委員長は、委員の互選とする。
- 3 倫理委員会委員長が必要と認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 申請者は「倫理委員会審査申請書」（様式1）を、研究所長を通じて倫理委員会委員長に提出する。

第5条 倫理委員会は、委員の過半数をもって開催することができる

- 2 議決は出席委員の3人以上の合意をもって決する。
 - (1) 審査判定は、承認、条件付き承認、内容変更の勧告、不承認の区分とする。
 - (2) 倫理委員会委員長は審査終了後、結果を研究所長に報告する（様式2）。
 - (3) 研究所長は、申請者に結果を通知する（様式3）。

第6条 申請者は審査結果を踏まえ、再審査を申請することができる（様式4）。

第7条 審査経過および結果は、申請書と共に5年間研究所事務局に保存する。

第8条 この細則の変更については研究所運営委員会で決める。

(附 則)

倫理委員会は、3人以上が同意すればメールによる会議も可能とする。
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

日本保育協会保育科学研究所運営委員会

- 内 田 伸 子 …筑波大学常勤監事
小笠原 文 孝 …宮崎県・社会福祉法人顕真会理事長
椛 澤 幸 苗 …青森県・中居林保育園園長
河 幹 夫 …神奈川県立保健福祉大学教授
巷 野 悟 郎 …社団法人母子保健推進会議会長
小 林 芳 文 …和光大学現代人間学部教授
高 橋 紘 …至誠保育総合研究所所長
田 中 哲 郎 …元国立保健医療科学院生涯保健部部長
西 村 重 稀 …仁愛大学人間生活学部教授
福 田 武比古 …秋草学園短期大学講師
藤 澤 良 知 …実践女子大学名誉教授

（五十音順・平成25年5月現在）

社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所
保育科学研究 第4巻 (2013年度)

2014年(平成26年)4月30日発行

発行 社会福祉法人 日本保育協会

編集 社会福祉法人 日本保育協会 企画情報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

電話 03-3486-4412番(代表) FAX 03-3486-4415

<http://www.nippo.or.jp>

無断転載を禁じます
